

第7期世田谷区

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

《素案》

(平成 30 年度～平成 32 年度)

(2018 年度～2020 年度)

平成 29 年 8 月

世田谷区

< 目 次 >

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け及び計画期間	6
(1) 計画の位置付け	6
(2) 計画の期間	6
3 他の計画との関係	6
(1) 世田谷区の計画等	6
(2) 東京都の計画	7
(3) その他の計画	7
計画の位置付け及び他の計画との関係ーイメージ図	8
第2章 第6期計画の取り組み状況と課題	9
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進	10
(1) 多様な健康づくりの推進	10
(2) 介護予防の総合的な推進	11
(3) 生涯現役の推進	12
2 介護・福祉サービスの充実	13
(1) 相談・支援体制の強化	13
(2) 在宅生活の支援	15
(3) 認知症施策の総合的な推進	16
(4) 在宅生活を支える基盤の整備	17
3 医療と福祉の連携強化	17
(1) 医療と福祉の連携の推進	17
(2) 医療と福祉の連携推進のための環境整備	18
4 地域で支えあう仕組みづくりの推進	18
(1) 支えあい活動の推進	18
(2) 高齢者見守りの推進	20
(3) 権利擁護の推進	21
5 安心できる居住の場	22
(1) 安心できる住まいの確保	22
(2) 住・生活環境の整備	23
6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成	23
(1) サービスの質の向上	23
(2) 福祉・介護人材の確保及び育成	25

7 介護保険制度の円滑な運営	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 施策展開の考え方	28
(1)地域包括ケアシステムの構築	29
(2)参加と協働の地域づくりの推進	30
3 計画目標	31
世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図(高齢者)	33
支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図	34
世田谷区の地域ケア会議の体系(高齢者)	35
第4章 施策の取り組み	37
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進	40
(1)多様な健康づくりの推進	40
(2)介護予防の総合的な推進	42
(3)生涯現役の推進	43
2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉・住まいの充実	45
(1)相談支援・情報提供の充実	45
(2)地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進	47
(3)在宅生活の支援	48
(4)安心できる住まいの確保	51
(5)住・生活環境の整備	52
3 在宅医療・介護連携の推進	54
(1)「在宅医療」の区民への周知・普及	54
(2)様々な在宅医療・介護情報の共有推進	54
(3)医療職・介護職のネットワークづくり	55
4 認知症施策の総合的な推進	56
(1)認知症施策の総合的な推進	56
5 地域で支えあう仕組みづくりの推進	59
(1)支えあい活動の推進	59
(2)高齢者見守り施策の推進	61
(3)権利擁護の推進	64
6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成	67
(1)サービスの質の向上	67
(2)福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	69

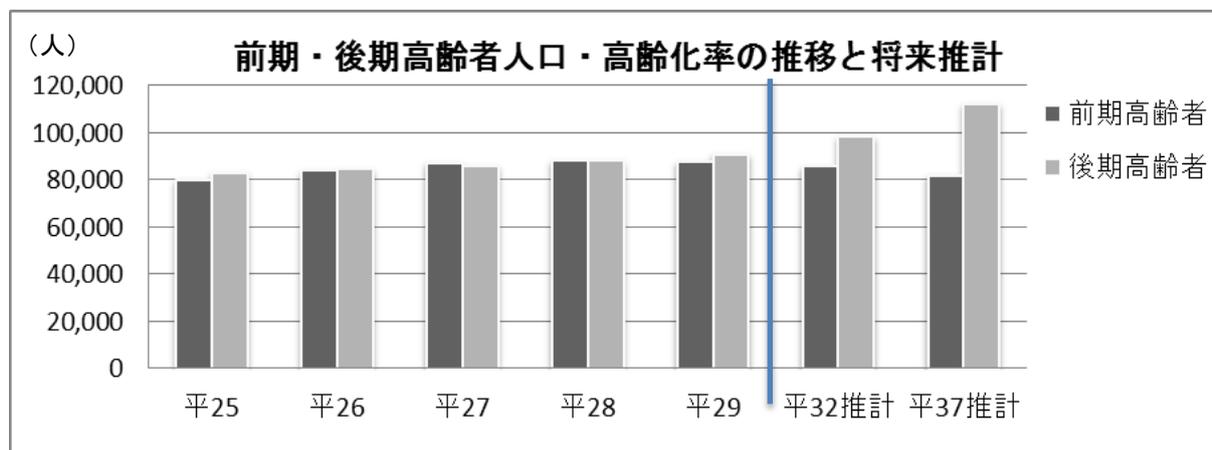
7 介護保険制度の円滑な運営	71
(1)介護サービス量の見込み	72
(2)地域支援事業の量の見込み	72
(3)第1号被保険者の保険料	72
(4)制度を円滑に運営するための仕組み	74
第5章 計画の推進体制	76
第6章 計画策定の経過	77
1 計画策定に向けた審議等の経過	78
(1)高齢者のニーズ等の把握	78
(2)地域保健福祉審議会への諮問	78
(3)部会における審議(第1回～第4回)	78
(4)庁内における検討及び計画の策定	78
第7章 資料編	80
1 高齢者の状況	81
(1)男女別・地域別人口	81
2 介護保険の状況	82
(1)要介護・要支援認定者の状況	82
(2)サービス利用者数 作成中	86
(3)給付実績(介護給付と予防給付の合計)	87
3 日常生活圏域(まちづくりセンター単位)の状況	88
(1)高齢者の状況	88
(2)要介護認定者の状況	89
4 高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の結果(抜粋)	90
I 調査概要	90
II 【区民対象調査】 調査結果(抜粋)	91
III 【介護事業者対象調査】 調査結果(抜粋)	94
5 医療と介護のデータ分析	96
6 用語解説等	96

第1章 計画の策定について

第1章では、第7期（平成30年度～平成32年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、区の人口や高齢者人口の推移、介護保険の状況、高齢者の状況など、区を取り巻く現状を大きく捉えるとともに、計画期間や計画の位置付け等の基本的事項を定めます。

1 計画策定の背景

- 全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率とも増え続けていました。近年、人口全体が増えているため、高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けています。今後は、中でも、後期高齢者（75歳以上）が増える見込みです。



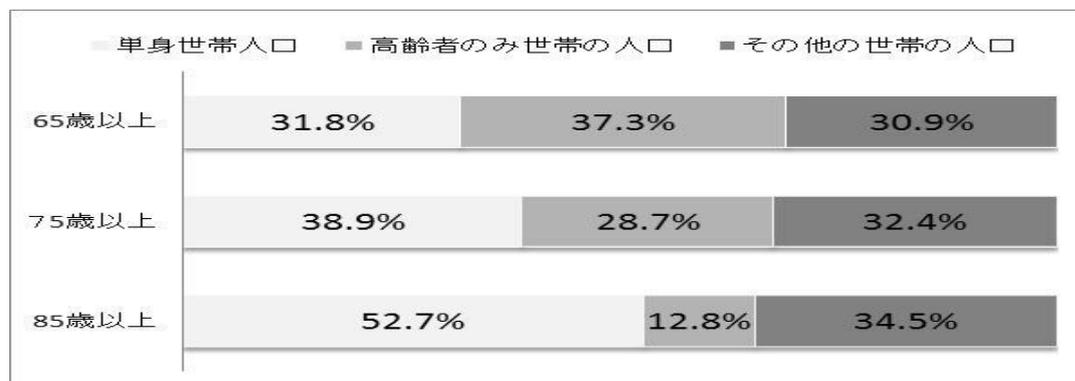
	平25	平26	平27	平28	平29	平32推計	平37推計
前期高齢者人口	80,233	83,956	87,470	88,400	88,042	85,892	82,054
後期高齢者人口	83,251	84,727	86,151	88,199	91,015	98,453	112,539
65歳以上人口	163,484	168,683	173,621	176,599	179,057	184,345	194,593
高齢化率	19.3%	19.8%	20.2%	20.4%	20.4%	20.4%	20.4%

(住民基本台帳(外国人除く)。推計は29年7月世田谷区将来人口推計)

- 高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が31.8%、高齢者のみ世帯の人が37.3%を占め、合計では70%近くになっています。

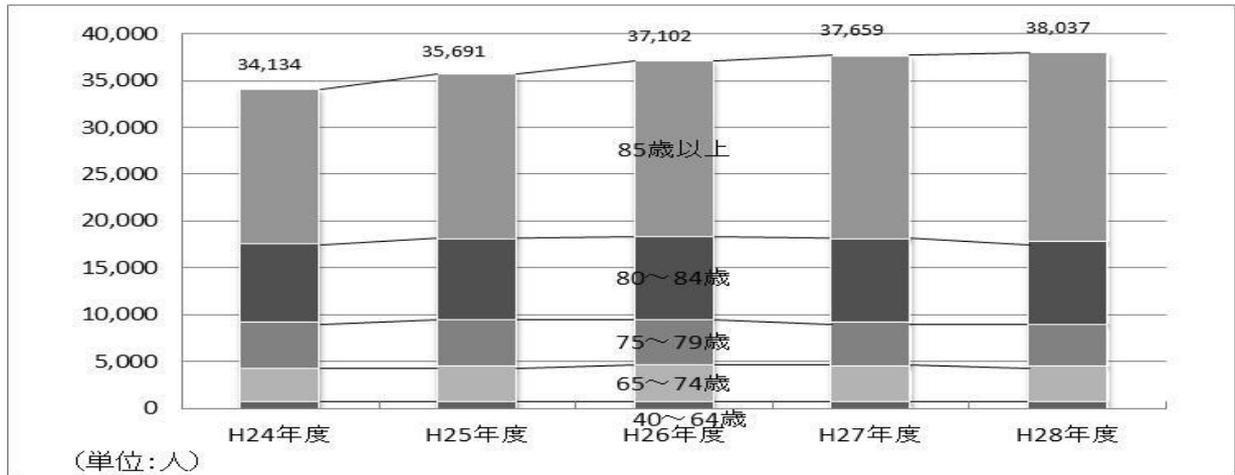
※その他世帯・65歳未満の家族と同居する高齢者

	単身世帯人口	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口
65歳以上	57,476人	67,322人	55,754人
75歳以上	35,900人	26,514人	29,899人
85歳以上	16,125人	3,920人	10,536人

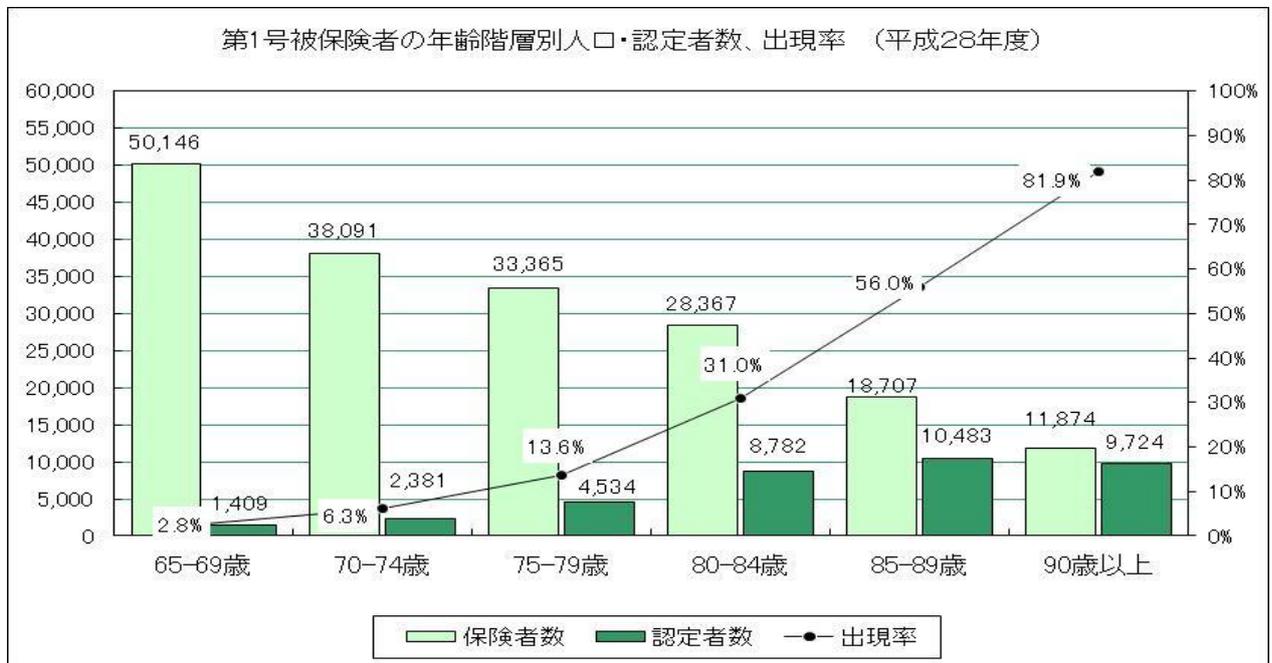


(保健福祉情報システム平成29年4月)

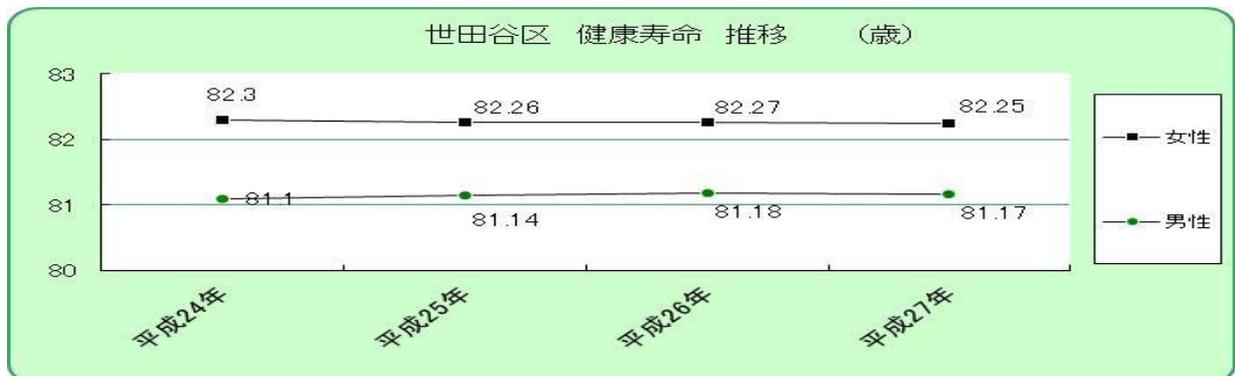
○ 介護保険の要介護（要支援）認定者は、4年間で約4,000人増加しています。



○ 80歳を超えると要介護認定者数が増加、出現率（要介護認定率）も高くなります。

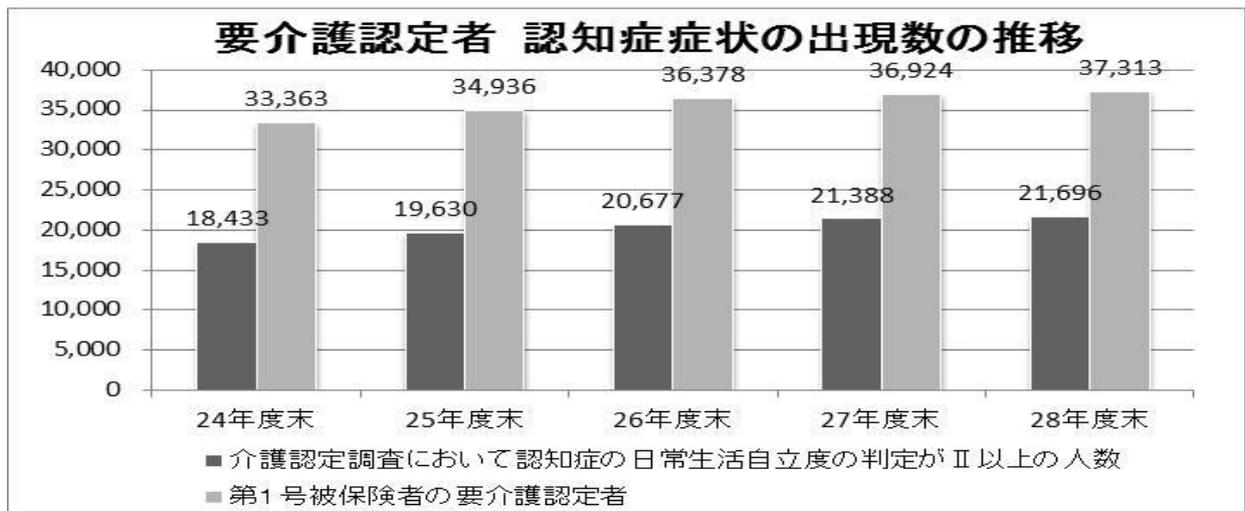


○ 世田谷区民の65歳健康寿命は、横ばいで推移しています。



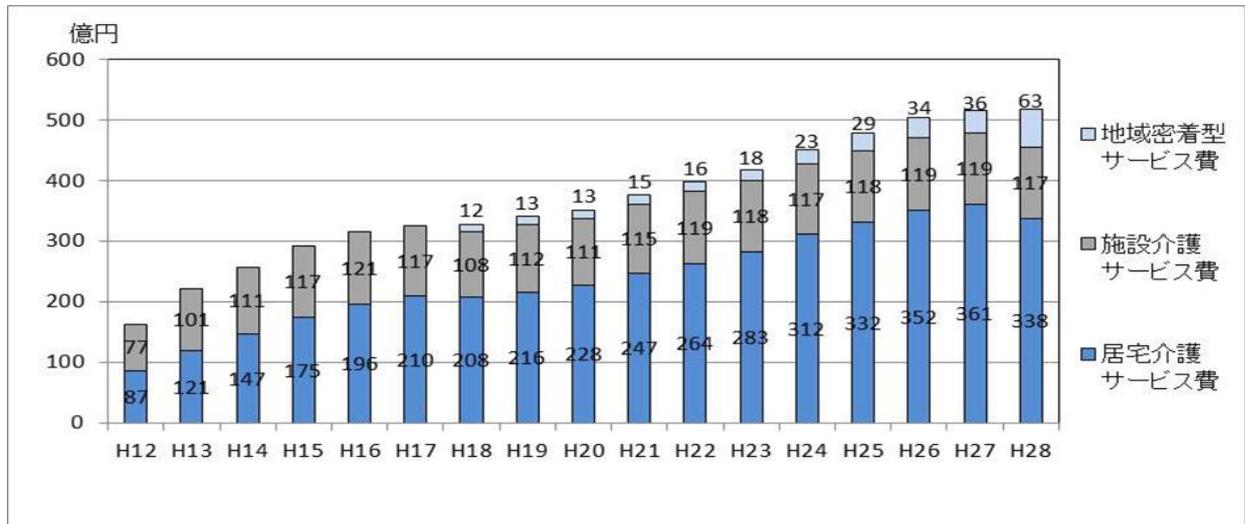
※ 65歳健康寿命は、高齢者が介護認定を受けるまでを健康と捉えた認定を受ける平均年齢（都独自）

- 介護保険要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、4年間で約3,200人、増加しています。

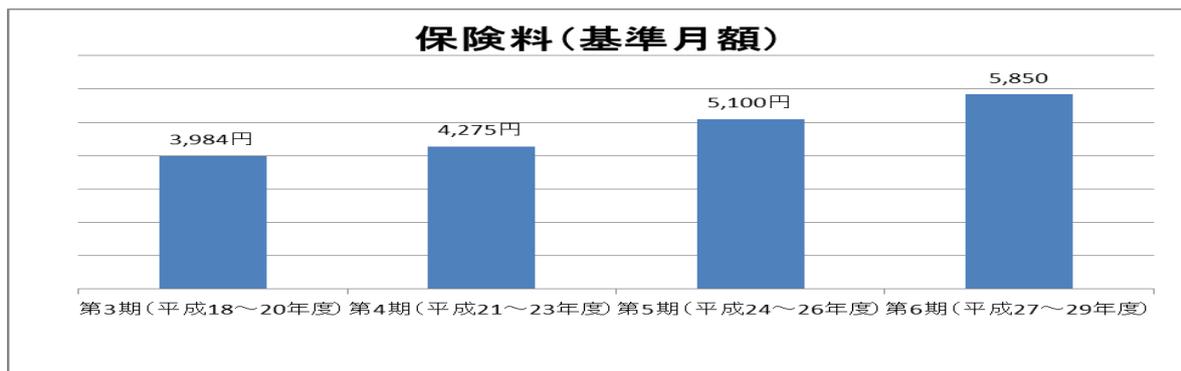


※日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の症状が見られる。

- 介護保険の介護サービス給付費は、10年前（平成18年度）の約1.6倍に増えています。



- 介護保険料は10年前の1.46倍に増えています。



- 高齢者ニーズ調査において、介護保険要介護認定を受けていない高齢者の、クラブやサークル、ボランティア活動への参加状況は、参加している方が 53.1%でした。また、参加していない方の、参加していない理由は「関心がない」が 30.9%、「時間がない」26.3%、「きっかけがない」23.9%でした。
- 国は、平成 30 年度の介護保険制度の改正において、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。」と掲げています。（＜別表＞参照）

＜別表＞ 第 7 期 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント(平成 29 年6月公布)

<p>1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が有する能力に応じた自立生活を送るための取り組みの推進。 ○ 自立支援・重度化防止に取り組むようデータに基づく課題分析と対応、実績評価、インセンティブ付与の制度化。
<p>2. 新たな介護保険施設の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設。介護療養病床の経過措置期間の6年間延長。
<p>3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨を明記。 ○ 高齢者と障害者が同一の事業所からサービスを受けやすくする「共生型サービス」の位置づけ。
<p>4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。月額 44,400 円の負担の上限あり。(平成30年8月施行)
<p>5. 介護納付金における総報酬割の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2号被保険者の介護保険料である、各医療保険者からの介護納付金について『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)

※ 第6期改正（平成30年4月施行）

<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護支援事業所の指定権限の都から区への委譲（条例改正予定）

2 計画の位置付け及び計画期間

この計画は、世田谷区の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成 30 年度から 3 年間の施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

(1) 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定します。また、成年後見制度利用促進法第 23 条第 1 項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

また、介護需要が増大すると見込まれる 2025 年までの間に、世田谷らしい地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを目指すために、介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付けています。

(2) 計画の期間

介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間を計画期間とし、介護保険制度のもとでの第 7 期の計画となります。

3 他の計画との関係

この計画は、次の諸計画と調和・整合が保たれた計画とします。

(1) 世田谷区の計画等

- 世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決）・・・今後 20 年間の区政運営の公共的指針
- 世田谷区基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）・・・今後 10 年間の行政運営の基本的指針
- 世田谷区新実施計画（平成 30 年度～平成 34 年度）・・・基本計画を具体的に実現するための計画
- 世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成 26 年度～平成 35 年度）・・・社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画及び世田谷区地域保健福祉推進条例第 16 条第 1 項の推進計画、同条例第 17 条第 1 項の行動指針

- 世田谷区介護施設等整備計画・・・地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第5条1項に規定する市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（市町村計画）
- 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～平成33年度）・・・健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画、世田谷区健康づくり推進条例第8条第1項に規定する行動指針及び同条例第11条第1項に規定する健康づくりの推進に関する計画
- 世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度 第3期）・・・高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画
- 世田谷区第三次住宅整備後期方針（平成28年度～平成32年度）・・・世田谷区住宅条例第5条第1項に規定する世田谷区住宅整備方針
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）（平成27年度～平成36年度）・・・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項に規定する生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- せたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～平成32年度）・・・障害者基本法第11条第1項に規定する市町村障害者計画
- 世田谷区障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）・・・障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

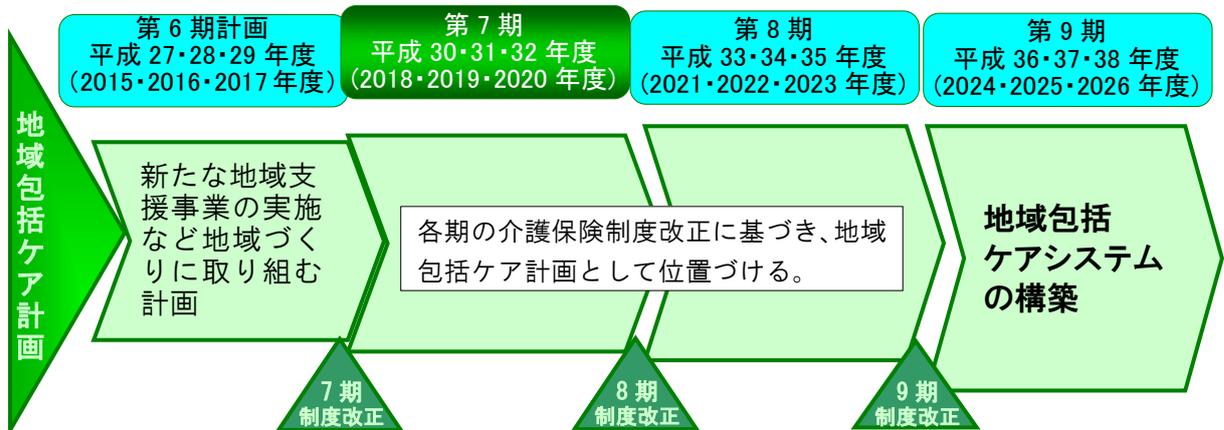
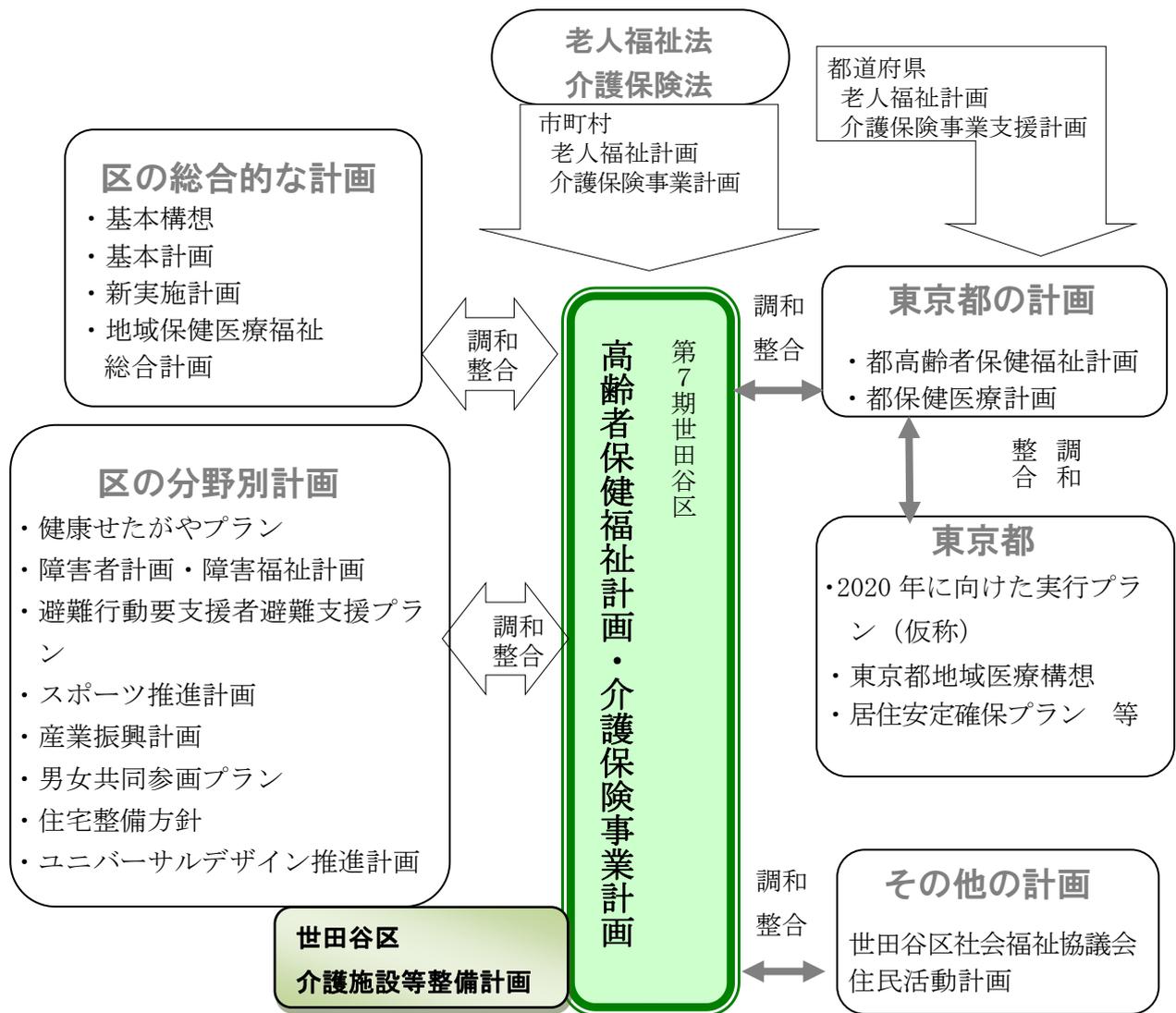
(2) 東京都の計画

- 東京都高齢者保健福祉計画・・・老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画
- 東京都保健医療計画・・・・・・医療法第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（東京都地域医療構想は、東京都医療計画の一部）

(3) その他の計画

- 世田谷区社会福祉協議会第3次世田谷区住民活動計画 後期計画（平成27年度～平成32年度）

計画の位置付け及び他の計画との関係ーイメージ図



第2章 第6期計画の取り組み状況と課題

第2章では、第6期（平成27年度～平成29年度）における各施策の取り組み状況(見込み)を検証し、第7期の施策展開に向けた課題を整理します。

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

(1) 多様な健康づくりの推進

取り組み状況

- 健康せたがやプラン（第二次）の中間見直しに合わせ、20歳以上の区民4,000人を対象に「区民の健康づくりに関する調査（平成27年9月）」を実施し、健康課題の把握に努めました。その結果を区民に公表するとともに後期プラン（平成29年度～平成33年度）を策定しました。
- 口腔機能の維持向上のために、訪問口腔ケア健診の周知を行い、受診者を増やすよう努めています。また、歯科医師とケアマネジャー等介護関係者がそれぞれの役割を發揮し、口腔ケアの必要な高齢者を適切な口腔指導・健診や治療につなぐ仕組みを整備し、認知症等高齢者を対象にすこやか歯科健診を開始しました。
- せたがや元気体操リーダーの養成及び派遣（100団体以上に延べ3,000回以上）を行うとともに、上級リーダー養成やスキルアップ研修などを行い事業の充実を図っています。

総合支所では、それぞれの地域の発案により、健康ウォーキングマップ、ちょこっと体操、きたざわおかずサラダレシピ集など、健康づくり活動を推進しています。
- （公財）世田谷区スポーツ振興財団と連携し、中高年を対象としたトレーニング教室や、コミュニティを形成するきっかけを提供することを目的とした体操教室等、高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。
- 特定健診の受診率が向上するよう、受診履歴等の分析に基づく受診勧奨通知や過去未受診者への受診勧奨はがきの送付、被保険者意識調査の実施を行っています。

特定健診と長寿健診において、平成28年度から住民税非課税世帯の方の自己負担金無料化を始めました。
- 平成27年4月に施行した「世田谷区がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的・計画的に推進するため、平成28年度を初年度とする「世田谷区がん対策推進計画」を策定しました。

胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診について、保健センターに一次検診結果を集約して、精密検査が必要な区民を確実に受診に結びつけるよう勧奨を行っています。また、前立腺がん検診対象者の拡充や、住民税非課税世帯を対象にがん検診の自己負担無料化を行いました。がん相談事業では、平成27年度から看護師及びがん体験者による電話相談を始めました。
- 食育を通じた地域社会づくりを推進するために、児童館や区立小・中学校において、活動団体との連携により、地域の子どもと親や高齢者などが多数参加する世代間交流の機会を通じた食事づくりや会食会等（異世代交流事業）を毎年実施（平成28年度：30回、参加者1,803人）しています。また、この活動を行っている多くの団体において、高齢者が担い手として活躍しています。

課 題

- 高齢者食生活チェックシート等を活用した効果的な食支援のための関係機関の連携を強化していく必要があります。

健診の結果から抽出した区民を対象とした重症化予防事業に取り組んでいますが、開催時期や場所、定員等効率的、効果的に実施する必要があります。
- 地域の自主活動グループからの運動指導員の派遣依頼は増加傾向にあり、その需要に応えるためには、せたがや元気体操リーダーを着実に養成する必要があります。

地域毎に区民と協働しながら、健康づくりに関する様々な事業、普及・啓発活動を行っています。しかし、区民の健康づくりに対する意識はあるものの、なかなか実行に結びつかない現状があります。
- 健康・体力を保持増進するためにスポーツをすることの必要性の啓発活動について、より効果的な方法を検討する必要があります。
- 各種健診・特定保健指導・成人健診の受診率が、特別区の平均よりも低い水準にあり、特に、特定健診の受診対象である 40・50 歳代の受診率が低い傾向にあります。高齢者になっても心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、若いうちから自発的に健康づくりに取り組むとともに、継続的に健診を受診して、生活習慣病の予防を図っていく必要があります。
- がん検診受診率は概ね増加傾向ですが、がん対策推進計画に定める平成 33 年度（2021 年度）目標達成に向けて、引き続き検診事業を推進します。また、がん相談事業の利用者増に向けて、事業の一層の周知に努める必要があります。
- 世代間交流の機会を通じた食事づくりや会食会等（異世代交流事業）を実施する場や担い手が一定程度、定着したものの、事業の拡充に向けて、新たな場の確保や地域団体の参加を働きかける必要があります。

(2) 介護予防の総合的な推進

取り組み状況

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）については、区民や事業者等の意見を踏まえ事業構築を進め、平成 28 年 4 月から開始しました。開始後は、介護保険要支援認定更新時期に合わせ従前の予防給付から総合事業への移行を進めるとともに、事業者への研修や住民主体サービスの担い手に対する支援などを行い、多様な実施主体によるサービスの充実に努めています。
- 「はつらつ介護予防講座」「まるごと介護予防講座」「認知症予防プログラム」「口腔機能向上プログラム」等を着実に実施するとともに、平成 27 年度、国のモデル事業である「地域づくりによる介護予防支援推進事業」に取り組み、おもりをういた「世田谷いきいき体操」を開発し、区民が自主的に、効果的な介護予防の取り組みを継続できる仕組みを作りました。あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会と連携しながら、区民が身近な場所で取り組みを継続するための支援の充実に努めています。

- ふれあい・いきいきサロンへの支援や、自主グループに対する講師派遣など、介護予防の住民活動の継続支援を行っています。また、「世田谷いきいき体操」を活用する住民の自主的な取り組みや、総合事業における住民参加型・住民主体型サービス（支えあいサービス事業、地域デイサービス事業）など、区民による地域活動の充実を図っています。

課 題

- 総合事業では、9割以上が従前の予防給付に相当するサービス（従前相当のサービス）を利用しており、区が独自に基準を定めたサービス（区独自基準型サービス）については事業所の参入が少なく、利用も伸びていません。また、住民主体型の通所サービスについては、少しずつ実施団体は増えてきていますが、さらに増やしていく必要があります。

今後、国の動向を踏まえてサービス内容等の見直しを検討するとともに、社会福祉協議会や地域活動団体等と連携しながら、多様な担い手によるサービスの充実を図っていく必要があります。また、高齢者の自立支援に向けて地域ケア会議を効果的に活用する等、介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

- 介護予防に対する高齢者の興味を高める工夫や、効果が期待できる介護予防事業の実施等、より多くの高齢者が効果的な介護予防に取り組めるよう支援していくことが必要です。また、住民が主体的に介護予防の取り組みを継続できるよう、地域包括ケアの地区展開における三者連携の取り組みも活かしながら、身近な社会資源を活用した場の確保を図る必要があります。
- 住民の自主的な活動が増えない理由として、継続的に利用可能な会場が少ないことや、活動の中心となる住民が見つからないこと等が挙げられており、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心とした、地域資源の把握や開発、ネットワーク化の必要があります。

(3)生涯現役の推進

取り組み状況

- 高齢者のいきがづくりを支援するため、各種講座（生涯大学、陶芸教室、シルバー工芸教室、土と農の交流園講座）を実施しています。また、高齢者福祉の増進を図るため、高齢者クラブの活動を支援しています。
- 高齢者の多様な交流の場である施設では、地域に根ざした多世代交流などを行っています。
 - ・せたがや がやがや館…児童館・地域団体と連携した「がやがや村まつり」や将棋大会など
 - ・老人休養ホームふじみ荘…近隣の保育園児を迎えての七夕の飾り付けや、大学生による落語実演など
 - ・ひだまり友遊会館…高齢者だけでなく地域の子育て世代も対象とした「日曜ファミリーデー」や、地域の保育園等と協力した「ひだまり祭り」など

- 産業振興公社では、高齢者のニーズにあった就労や生活等に関するセミナー(シニア世代の働き方を考える、シニアのための面接対策、仕事と介護の両立でワーク・ライフ・バランス等)を開催し、年間約 320 名の参加がありました。

シルバー人材センターでは、就業開拓による事業拡大と就業会員拡充の双方に取り組んでいます。

- 町会・自治会、NPO等地域活動団体、事業者等で構成する「せたがや生涯現役ネットワーク」では、地域活動団体への支援や、地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」を実施しています。また、高齢者の社会参加の推進及び地域人材の発掘・育成に向けた取り組みを始めました。

区民ボランティアスタッフ・編集委託事業者・区が協働して発行している情報誌は、読者層を広げるため名称を「おとな・り(re)」に変更し誌面を刷新するとともに、区民ボランティアスタッフを増員し、誌面のさらなる充実を図りました。

- 55 歳以上の区民を対象に、各地域で「生涯学習セミナー」を開催し、高齢者等の生きがいをづくり、学び、仲間づくりを支援しています。また、同セミナー修了者グループ白鷺会や、区民センター運営協議会と連携し、「おとしよりに学ぶつどい」を開催し、子どもたちとの交流を深めています。

課 題

- 講座の一部において定員を満たせないことがあるため、講座内容や募集方法等を工夫する必要があります。
- ふじみ荘、ひだまり友遊会館は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化に適切に対応していく必要があります。また、いずれの施設も、多世代にわたる多様な交流の場として、これまでも増して機能の充実を図っていく必要があります。
- 産業振興公社が実施している高齢者向け就職面接会は、企業が求める人材と求職者が求める業務が乖離しているため、マッチングが難しくなっています。
- 地域活動団体に新たに加わる人や団体の中心的役割を担う人が不足しているため、こうした人材を発掘・育成していく必要があります。
- 生涯学習セミナー修了生のグループ白鷺会の新規加入者が少なく、高齢化しているため、お年寄りに学ぶつどいなど行事の運営が難しくなっています。

2 介護・福祉サービスの充実

(1) 相談・支援体制の強化

取り組み状況

事業名等	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度見込み
あんしんすこやかセンターの相談環境の整備(まちづくりセンターとの一体整備)	17 地区	17 地区	19 地区	19 地区
あんしんすこやかセンターの相談支援の充実(相談支援拡充)	1 地区 (モデル)	5 地区 (モデル)	27 地区	→

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備を進めています。あんしんすこやかセンターの相談対象を拡大し、三者で連携して対応する「福祉の相談窓口」を、平成 26 年 10 月から砧地区でモデル事業として開始し、平成 27 年 7 月からは、池尻、松沢、用賀、上北沢地区にモデル事業を拡大し、平成 28 年 7 月から全地区で実施しています。
- あんしんすこやかセンターの相談支援の事務の効率化や質の向上を図るため、利用者基本台帳システムを平成 28 年度から稼働させるとともに、保健福祉総合情報システムにより保健福祉サービスの受給状況等の基本情報をあんしんすこやかセンターで確認できるようにしました。
また、総合支所や本庁では、あんしんすこやかセンターの相談支援業務や運営の支援を行っています。
- 平成 27 年 3 月制定の「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例」により、あんしんすこやかセンターの職員配置人数の基準について、地区の高齢者人口規模に応じて加算を行うものとし、業務量に応じた適切な人員配置を定めるものとなりました。平成 27 年度から条例の規定による人員配置基準に基づき運営しており、さらに、相談支援対象の拡充のため必要人員（1人以上）を配置しています。
- 地域ケア会議を、地区、地域、全区の 3 層で実施することとし、それぞれ同水準の会議が実施できるよう、課題等の整理を行い、進め方や内容等について具体的な検討を行っています。
- 高齢者安心コール事業を実施し、高齢者や親族、近隣の方から日常生活や生活の不安に関する相談を 24 時間 365 日受け付ける電話相談サービス、定期的に電話により高齢者の状況を確認する見守りサービス、ボランティアによる訪問援助サービスの 3 つのサービスを提供しています。
- 「せたがや高齢・介護アプリ」を開発し、介護に関する情報提供手段を拡充するとともに、「認知症の気づきチェック」や「健康に関する基本チェック」を搭載し、手軽にチェックできるようにしました。

課 題

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者がそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、地域住民を含めて地域課題解決の手法や仕組みを充実させていく必要があります。
あんしんすこやかセンターの相談支援対象の拡充や、総合事業の開始など、新たな業務やニーズへの対応、困難事例の対応等がある中でも、業務の質を維持・向上していくことが重要です。
- 地区・地域・全区の地域ケア会議の効果的な実施のため、あんしんすこやかセンター、総合支所、本庁関係所管の職員、その他区民の支援に関わる関係者の理解と取り組みが求められ、目的の共有・理解、マニュアルの作成、研修等によるノウハウの習得、指導的職員の育成等が必要です。
- 高齢者安心コール事業では、本人から相談件数は増えていますが、親族や近隣か

らの相談が少ないため更なる周知が必要です。また、訪問援助サービスは、依頼者とボランティアのマッチングが図れるよう工夫する必要があります。

- 「せたがや高齢・介護応援アプリ」については、より多くの方に利用してもらえよう工夫が必要なほか、利用者やその家族が、必要とするサービスを適切に選択することができるよう、情報発信の充実に取り組む必要があります。

(2)在宅生活の支援

取り組み状況

- 毎年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、区の保健福祉サービスの要件確認として、郵送で「ひとり暮らし現況調査」を行っています。(平成28年度 発送数 ひとり暮らし5,425世帯、高齢者のみ732世帯)
 - ひとり暮らし高齢者等に配食サービスや会食会への参加を促し、健康の維持向上を図るとともに、安否の確認や地域とのつながりを持つことを支援しています。
 - 高齢者の健康保持及び地域交流を支援するため、公衆浴場の入浴券を支給するとともに、公衆浴場事業者が、認知症サポーター養成講座を受講し、気がかりな高齢者を迅速に相談機関へつなぐことにより、地域の見守りの体制を充実させています。
 - 介護タクシー等の福祉移動サービスの利用に関する配車、相談、人材育成等を行う福祉移動支援センターの運営を支援するとともに、福祉有償運送事業を行う区内NPO法人を支援し、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の利便性の向上を図っています。
 - 家族会や介護サービス事業者、社会福祉協議会、区内大学に通う福祉に関心のある大学生とともに、イベント「せたがや介護の日」を開催しています。
 - 区民や事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発に向けた取り組みとして、様々なイベント等を行うとともに、区内企業を対象とした「男女共同参画に関する意識・実態調査」の中で、育児・介護休業制度の啓発を行いました。
- ※ 生活支援サービスの施策は2(1)、認知症関係の施策は2(3)、高齢者見守りの施策は、4(2)参照。

課題

- 「ひとり暮らし現況調査」では、親族近居やサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの現状把握が複雑になっています。各種調査に回答のない区民も、困りごとを抱えている場合があり、その把握が課題です。
- 紙おむつの受給者が年々増えていますが、多くの方が排泄自立を継続できるよう、運動機能維持や認知症予防等、介護予防事業を充実させることが重要です。会食サービスの利用希望者が増えていますが、協力員やボランティアが高齢化し、新たな人材も増えず、年々減少しています。
- 福祉移動サービスについては、事業所ごとに異なる料金設定について、利用者に分かりやすくする必要があります。

- 家族介護者への支援では、介護者が日常の介護で困難に感じていることについて、専門家がわかりやすくコツを伝える教室の開催など、介護者の身体的・精神的な負担を軽減する支援策が求められています。

(3) 認知症施策の総合的な推進

取り組み状況

- 相談支援体制の充実では、あんしんすこやかセンターに認知症専門相談員を配置し、相談支援の質の向上に努めるとともに、もの忘れチェック相談会を、より身近な地区において受けられるよう、あんしんすこやかセンターでの地区型や医師との講話と個別相談を組み合わせた啓発型の「もの忘れチェック相談会」を平成 28 年度から試行しています。また、平成 28 年度に認知症ケアパスのパンフレットを作成し、配布しています。
- 認知症の人を介護している家族への支援として、家族の会、心理相談、若年性認知症講演会、パンフレット「世田谷区介護者の会・家族会一覧」の配布、家族介護者のためのストレスケア講座などを実施しています。
- 在宅生活を支えるため、認知症初期集中支援チーム事業を本格実施し、あんしんすこやかセンター職員及び運営委託事業者等の多職種が協働して取り組んでいます。また、医師による認知症専門相談事業を実施しています。
全区的な拠点である認知症在宅生活サポートセンターの平成 32 年 4 月開設に向け、着実に準備を進めています。
- 認知症カフェ開設支援補助事業を開始し、開設にかかる費用を補助しています。また、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を実施しています。

課題

- 認知症在宅生活サポートセンターの開設に向け、事業実施体制を確保し、センターの役割を発信していく必要があります。
- 認知症の方の家族が孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加できるよう、家族会や認知症カフェ等、認知症の方の家族が地域に出かけていくことができる場の確保や情報を広く区民に発信していく必要があります。
- できるだけ長く住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、効果的な認知症緩和ケアプログラムの手法を開発し、介護サービス事業者において活用することにより、認知症ケアに関わる介護人材の育成を一層進める必要があります。また、医療と福祉の連携を一層推進するため、多職種によるチームケアの概念や手法の普及が必要です。
- 認知症カフェがない地区（平成 29 年 5 月現在、5 地区）では、会場の確保、運営リーダーの発掘や地区の人材の組織化が課題です。また、認知症サポーターの養成だけでなく、地域の実践者を育成するステップアップ講座等を引き続き実施することが重要です。

(4)在宅生活を支える基盤の整備

取り組み状況

- 世田谷区介護施設等整備計画に基づき、地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して計画的な整備を進めています。
- 地域密着型サービスの整備では、公募の実施回数を増やすとともに、土地所有者向けの補助制度案内等により関係者への周知に取り組んでいます。
- ショートステイの整備では、特別養護老人ホームへの併設や特定施設（介護付有料老人ホーム等）の空き室利用の働きかけを図っています。
- 介護老人保健施設の整備では、新たにサテライト型介護老人保健施設が開設されました。また、梅ヶ丘拠点に整備する介護老人保健施設等の高齢者支援施設は、平成31年4月の開設に向け、民間事業者との連携、協力により着実に整備を進めています。

課題

- 地域密着型サービスの整備では、サービスによって地域偏在があり、未整備圏域における整備を推進する必要があります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者数が伸び悩んでいます。
認知症対応型通所介護は、稼働率や区民ニーズを踏まえ、今後の整備の方向性を検討する必要があります。
- ショートステイの整備において、特別養護老人ホームへの併設では、整備に適した用地の確保に課題があり、有料老人ホーム等の空き室利用では、利用料金が高いという課題があります。

3 医療と福祉の連携強化

(1)医療と福祉の連携の推進

取り組み状況

- 国の示す在宅医療・介護連携推進事業の8項目に沿って、医療と介護の連携に関する課題を整理し、情報共有や相談支援等の事業を実施しています。
- 平成28年10月から各地区に地区連携医を配置し、地区におけるケアマネジメント支援や医療職・介護職の連携等、あんしんすこやかセンターの取り組みを支援しています。
- ケアマネジャーから医療機関に連絡をとりやすい時間帯を表示した「ケアマネタイム」や「医療と介護の連携シート」等の普及・活用を図っています。
- 潜在看護師の就労支援事業や訪問看護ステーションとの連携を通じて、訪問看護師の人材確保・育成を支援しています。

課 題

- 在宅療養のための資源マップ・リストを作成・公開し、効果的に活用していくための周知、活用事例等の研修、データ更新等について検討が必要です。
- 各地区における地区連携医事業の取り組みを学び合い、地区の特性や職種の専門性を生かしていけるよう、事業の検証や好事例の共有が課題です。
- 医療機関や介護事業者がそれぞれに使い勝手の良いツールを選択して活用できるよう、「医療と介護の連携シート」等のツールを整備しておく必要があります。
- 在宅医療を支える訪問看護人材の効果的な確保・育成に向け、都の訪問看護推進総合事業と区が行う事業の関係を整理する必要があります。

(2)医療と福祉の連携推進のための環境整備

取り組み状況

- 在宅療養や急性期治療を終えた患者の転院先等について、区民や事業者から相談を受けている在宅医療電話相談センターの機能拡充に向けた検討を行っています。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、基礎的な医療知識やそれぞれの職種の役割等についてグループワークを交えながら多職種で学ぶ研修を実施しています。
- 区民が人生の最終段階の過ごし方の選択肢を知り、自分がどう過ごしたいかを考える機会となるよう、「在宅医療」に関するシンポジウムを行っています。

課 題

- 区民が身近な地区で医療・介護情報を知り、在宅医療の相談ができるよう、相談支援の体制強化を図っていく必要があります。
- 病院から在宅へ、在宅から病院へ等、患者の状態に合わせて適切な医療・介護を提供できるよう、情報共有の仕組みづくり等体制の整備が必要です。
- 区民が自分の療養生活のあり方を主体的に選択肢できるよう、「在宅医療」のイメージを区民に分かり易く普及していく必要があります。

4 地域で支えあう仕組みづくりの推進

(1)支えあい活動の推進

取り組み状況

- 社会福祉協議会では、ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等の地域支えあい活動の立ち上げや運営を支援し、住民活動を促しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体型サービスである地域デイサービス事業の実施団体立ち上げや運営の支援を通じ、住民同士による地域の支えあい活動を支援しています。

シルバー人材センターでは、用賀ワークプラザにおいて、会員ボランティアによるイベント等（小物作り・囲碁・手話など）を開催しています。

- 「空き家等地域貢献活用モデル企画事業」では、空き家等の住宅資産有効活用と地域交流の活性化を支援しています。「地域共生のいえ」支援事業では、相談及び専門家派遣による創出支援と広報や情報交換会等による運営支援を行っています。
- 社会福祉協議会による「ふれあいサービス」、シルバー人材センターによる「あったかサポート」に加えて、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス「支えあいサービス」など、さまざまな地域の支えあい活動が展開されています。
- 社会福祉協議会において、地域福祉アカデミーや傾聴講座の修了生等を地区サポーターとして登録するとともに、日常生活支援センターにおいて、ふれあいサービス等の担い手を育成して、地域人材の活動ニーズと支援ニーズのマッチングを図っています。
- 平成 28 年 7 月から、地域包括ケアの地区展開における地域資源開発事業を全地区実施し、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者連携のもとに地区の課題の把握・共有、課題検討、地域資源の発掘・創出、コーディネート等に取り組んでいます。
- 社会参加や地域活動を行うきっかけや自らの健康増進、介護予防へ取り組むことができるよう、シニアボランティア事業を実施しています。ボランティア活動の範囲を介護保険サービス事業所以外にも広げるため、活動場所に従来の介護保険サービス事業所に加え、障害者（児）施設や児童館を追加し、ボランティア活動の場の拡大を図っています。

事業名等	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度見込み
シニアボランティア・ポイント 事業研修修了者数	1,999 人	2,224 人	2,427 人	2,677 人
シニアボランティア・ポイント 事業登録施設等	125 か所	139 か所	147 か所	160 か所

- 町会・自治会との避難行動要支援者支援事業では、平成 29 年 3 月時点で 94 団体（平成 27 年度は 6 団体増、平成 28 年度は 7 団体増）と協定を締結しています。また、災害発生後に学校等の指定避難所での避難生活が困難な高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所では、平成 29 年 4 月時点で高齢者施設 37 か所（平成 27 年度 2 か所増、平成 28 年度 1 か所増）と協定を締結しています。

課 題

- ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイの活動団体について、新規に活動を開始する団体が年間数十団体ある一方で、運営者や参加者の高齢化により活動を中止する団体が同程度あり、運営する後継者育成が課題となっています。
- 空き家活用が検討される物件の多くは古い建築物であり、耐震改修等の初期整備費用がかさむケースが多いため、団体や空き家のオーナーにとって経済的負担が大きく、助成金がなければ活用が難しい状況があります。
- これまでの地域支えあい活動でも対応できない、さまざまな生活支援ニーズについて、多様なサービス提供主体と連携・協力して、生活支援サービスの提供体制を

拡充し、高齢者等の地域生活を支援していく必要があります。

- 社会福祉協議会に登録している地域人材について、親族の介護等の理由で活動できない事例が見られ、新たな地域人材の育成が課題となっています。
- 地域包括ケアの地区展開における地域資源開発事業を推進し参加と協働の地域づくりを進めるために、各地区に配置する社会福祉協議会職員（第二層生活支援コーディネーター）の人材育成や全区的なバックアップの充実を図っていく必要があります。
- 町会・自治会との避難行動要支援者支援事業は、協定締結数が 195 団体中 94 団体で約 48%にとどまっており、安否確認や避難支援を行う担い手が不足しています。
福祉避難所では円滑な運営を支援するため、福祉用具等の物資や移送手段等の確保、専門ボランティアの受入れ及び従事の体制整備に取り組む必要があります。

(2) 高齢者見守りの推進

取り組み状況

- 区では、高齢者を見守る4つの見守り事業を実施しています。
 - ・あんしんすこやかセンターに配置された見守りコーディネーターが中心となって、相談や、見守りボランティアの派遣などニーズに応じたサービスのコーディネートを行っています。
 - ・各地区単位で、地区高齢者見守りネットワークを展開しています。
 - ・介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、民生委員ふれあい訪問を実施しています。
 - ・認知症により外出先から帰れないなどの不安のある高齢者に、高齢者安心コールの連絡先を記載した「高齢者見守りステッカー」の配付を始めました。認知症の高齢者の方が保護された際に、警察などがコールセンターへ連絡することで、迅速に緊急連絡先に連絡できることにより、高齢者の安心を確保します。

事業名等	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度見込み
高齢者安心コール電話訪問登録者数	290人	295人	325人	350人

- ・事業者と連携した取り組みとして、「高齢者の見守り等に関する協定」を締結し、連絡会を開催しています。

【締結事業者】

世田谷新聞販売同業者組合、東京都住宅供給公社（J K K）、東京都水道局、東京ガス、都市再生機構（U R）5生活協同組合（生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム東京、東都生活協同組合、23区南生活クラブ生活協同組合、東京南部生活協同組合）、公衆浴場業生活衛生同業組合、みずほ銀行、東京中央農業協同組合、ヤマト運輸株式会社

その他、ひとり暮らし高齢者等を対象に、東京消防庁等に通報ができる「緊急通報システム事業」や「火災安全システム事業」を実施しています。

課 題

- 高齢者人口の増加により、高齢者の安否確認、孤独感の解消、孤立死や熱中症の防止等、一層高まるニーズに対応するため、相談・支援、見守りボランティア登録者の確保など実施体制の充実が必要です。
- 高齢者安心コール事業では、本人から相談件数は増えていますが、親族や近隣の方からの相談がまだ少ないです。また、訪問サービスは、依頼者とボランティアのマッチングが図れるよう工夫する必要があります。
- 高齢者安心コールを活用した「高齢者見守りステッカー」の利用者は、少しずつ増えていますが、さらに増やしていく必要があります。

(3) 権利擁護の推進

取り組み状況

- 社会福祉協議会成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談、区长申し立て案件の事例検討、区民成年後見人の養成などのほか、サービスの契約や金銭管理など日常生活に不安を抱えている高齢者等に対して、福祉サービスの利用や行政等の手続きの援助、日常的な金銭管理や書類の預かり、見守りなどの支援を提供する地域福祉権利擁護事業を実施しています。

事業名等	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度見込み
成年後見センターでの相談件数	1,401件	1,690件	1,500件	1,600件
区民成年後見人養成研修修了者数	115人	135人	151人	171人
区民成年後見人受任件数	24件	13件	21件	25件
地域福祉権利擁護事業利用件数	40件	21件	37件	40件

- あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、関係者間で事例等を共有するなどネットワークの充実を図っています。また、対応が困難なケースに取り組むため、具体的な対応方法をテーマとした研修を実施し、職員や介護サービス事業者等の対応力の向上を図っています。
- 消費生活センターでは、地域の高齢者が集う場やあんしんすこやかセンター等での出前講座や、高齢者の消費者被害相談専用電話を設けての相談事業などを実施しています。また、第13期世田谷区消費生活審議会においても、高齢者見守りの取り組みと消費生活行政について検討しています。

課 題

- 成年後見について、専門性を要する案件が増え、弁護士、司法書士など専門職の受任は増加傾向にあります。区民成年後見人の担当する案件は増加していません。また、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画との整合を図り、これまでの取り組みを充実させていく必要があります。

- 虐待対応について、庁内及び関係機関や地域の様々な関係者との連携を強化していくとともに、増加する虐待に適切に対応するため、対応力の向上を図る必要があります。増加傾向にある養介護施設従事者等による施設内虐待防止のため、施設職員に対する研修等の支援を強化する必要があります。
- 消費生活センター出前講座の講師を務めるボランティアの高齢化及び出前講座への依頼数の減少がみられることから、多様な啓発手段の開発が考えられます。
消費者被害の手口は多様化・複雑化してきており、判断能力の低下が見られる高齢者が被害にあわないために、福祉部門との連携が一層必要となっています。

5 安心できる居住の場

(1) 安心できる住まいの確保

取り組み状況

- 世田谷区介護施設等整備計画に基づき、地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して計画的な整備を進めています。
- 特別養護老人ホームの整備では、平成 37 年度までに 1,000 床整備という中長期目標達成に向けて、国や都と連携を図りながら公有地を活用を推進しています。
- 都市型軽費老人ホームの整備では、公募回数を増やし、土地所有者向けの補助制度案内等により関係者への周知に取り組んでいます。平成 37 年を目途とする中長期的な目標である「区内の地域ごとに 1 箇所以上の整備」については、平成 29 年度末までに達成する見込みです。
- 認知症グループホームの整備では、公募回数を増やし、土地所有者向けの補助制度案内等により関係者への周知に取り組んでいます。また、未整備圏域の整備に区独自の上乘せ補助を行っています。
- 介護付有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護の整備では、公募による事前相談を行い、地域連携や地域貢献に積極的な事業者の誘導を図っています。
- サービス付高齢者向け住宅の整備では、安心して暮らせる質の高い住宅を誘導するため「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準」において、入居に際しての区民優先への配慮、サービス提供内容に関する入居者への丁寧な説明、地域との交流・連携の推進などを定めています。
- 区営住宅では、バリアフリー改修工事に取り組んでいます。

課題

- 介護施設の整備の共通の課題として、土地の確保、建築費の高騰、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保があります。また、開設年次が古い施設では、修繕・改築の課題があります。
- 地域密着型特別養護老人ホームは指定基準が広域型に比べて一部緩和されているものの、事業収支が厳しいと言われており、事業者による整備が進みにくい状況です。

- 都市型軽費老人ホームはまだ認知度が低いことや、事業の採算性、都の補助協議などに時間がかかることなどから、参入する事業者が少ない状況です。
- 認知症グループホームの整備では、地域的な偏りがあります。また、家賃が低額で低所得者でも利用がしやすいホームが少ないことも課題です。
- 介護付有料老人ホームの整備では、区内に整備しても区外の人でも利用できるため必ずしも区民利用に結びつかない一方、逆に区内の整備数を抑えても、区民は区外にある施設を住所地特例で利用するので、保険者としての世田谷区の負担が増加しているという課題があります。
- サービス付高齢者向け住宅の整備では、特定施設入居者生活介護の指定を受けることで、「住宅」よりも「施設」に近くなっているものもあります。

(2) 住・生活環境の整備

取り組み状況

- 介護予防・重度化防止の観点からの住宅改修費の助成や、高齢者住宅改修相談（高齢者住宅改修アドバイザー派遣）を実施しています。
- 民間賃貸住宅への居住を支援するため、お部屋探しサポート、居住支援住宅制度の認証、住まいあんしん訪問サービスを実施しています。
- ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出制度を運用し、建築物等の整備の推進を図っています。ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）に基づく全ての施策・事業について、毎年、点検・評価・改善を実施しています。

課題

- 住宅改修が重度化予防や生活の質の向上にどのように寄与しているのか、検証していく必要があります。
- 現行の居住支援に関する制度については、平成28年度に設立した居住支援協議会の取り組みを通じて、支援のあり方について検討し、支援策を拡充していく必要があります。

6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

(1) サービスの質の向上

取り組み状況

- 苦情・事故報告書の内容から注意喚起が必要な事例及びポイントをまとめて発行している「質の向上Navi」の配布先を拡大しました。
- 介護ニーズが複雑・多様化する中、福祉人材育成・研修センターでは、職務別・階層別の研修や知識・技術を向上させる研修の実施など、平成27年度は24種類の研修を実施し約2,000名の参加がありました。
- 世田谷区独自に主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）の地区・地域での役割を決め、あんしんすこやかセンターとともに、ケアマネジャー（介護支援専門員）

を支援する体制づくりを進めています。

- 介護サービス事業所への指導・監督においては、通所介護事業所のうち利用定員が18名以下の事業所が、地域密着型サービスに移行されたことを受け、これらの事業所に対しても、適宜、実地指導及び集団指導を行いました。また、地域密着型サービスの基準条例を改正し、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合の、区への届出を規定するとともに、遵守すべき人員、設備及び運営に関する指針を施行しました。
- 広報紙、ホームページ、冊子「せたがやシルバー情報」等を活用し、サービスに関する情報提供を継続しました。
- 第三者評価の受審対象事業所に対して、受審費の一部または全部の補助を実施しています。
- 保健福祉サービス苦情審査会では、中立公正な立場から審査し、区長に意見を述べることで、サービスの改善と同時に質の向上に努めました。また、地域包括ケアの地区展開に伴い、相談窓口職員の苦情・相談対応能力の向上に向け、区職員や社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター職員を対象とした研修を実施しました。

課 題

- 区が指導権限を有しない事業者に対する苦情・事故報告については、都との連携を図る必要があります。苦情・事故を予防の観点からも捉え、事故に関しては未然防止の仕組みを検討する必要があります。また、多くの研修が日中開催であるため、参加しやすい夜間や休日の開催を求める声があります。介護保険制度が複雑化する中で、事業者の制度への理解を深めることが今まで以上に必要となります。
- 平成30年度に居宅介護支援事業所（区内約240事業所）の指定・指導権限が区に移管されますが、これまでの指導水準を維持していくことが求められます。
- 介護保険制度が複雑になる中で、高齢者や家族、支援する人などが必要な情報を的確に入手し、制度を理解することが容易ではない状況になってきています。
- 第三者評価は、評価結果が事業者にも区民にも十分に活用されている状況ではありません。また、介護保険事業者の一部（居宅系）で受審率が低く、更なる周知が必要です。

《都の補助金を活用し、区が受審または受審費の補助を行っているもの》

事業名等		26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度見込み
第三者評価 の促進 単位：か所	・認知症グループホーム	28	30	33	36
	・小規模多機能型居宅介護	7	6	2	9
	・区立特養養護老人ホーム	3	-	-	3
	・定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4	2	2	6

- 多様な苦情・相談に的確に対応するため、窓口担当職員全体の福祉サービス全般に関する知識を増やし、より良い相談対応のノウハウを身につけるなど、対応力を

向上させる必要があります。

(2)福祉・介護人材の確保及び育成

取り組み状況

- 福祉人材育成・研修センターでは、地域包括ケアシステムの推進のための多職種連携の共同研修や、総合事業生活援助サービス従業者養成研修などを新たに実施しています。
- 介護サービスの質の向上に向け、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等に研修費助成を行っています。人材確保策では、介護職員初任者研修受講料助成の対象年齢制限を撤廃したほか、実務者研修の受講料助成や介護福祉士の資格取得費用助成などを新たに実施しました。

課題

- 小規模な介護事業所においては、日中の研修の受講がしづらい状況があることから、福祉人材育成・研修センターでは、一部の研修の夜間実施も始めましたが、引き続き研修生が参加しやすいような曜日・時間帯の工夫が課題です。
- 認知症グループホーム等への研修費助成が、より多くの施設で活用されるよう促していく必要があります。

7 介護保険制度の円滑な運営

取り組み状況

- 平成 28 年 4 月に、介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。
- 介護給付適正化では、国の指針に基づき、主要 5 事業「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修（等）の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」を行いました。
- 低所得者への配慮として、区独自に、介護保険料の軽減や、利用料減免を行っています。

課題

- 今後増加する認定審査や認定調査の需要への対応に向けて、長期的動向も踏まえた、対応体制の検証が望まれます。

別表 施設整備の状況（平成29年5月現在）

種別		平成26年度末 整備数	第6期計画と整備数 (平成27～29年度)		平成29年度末 整備数（見込）
			計画数	整備数（見込）	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	5 箇所 340 人	2 箇所 80 人	1 箇所 30 人	6 箇所 370 人
	夜間対応型訪問介護	2 箇所 430 人	— —	▲1 箇所 ▲50 人	1 箇所 380 人
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	37 箇所 702 人	10 箇所 180 人	5 箇所 99 人	42 箇所 801 人
	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	27 箇所 294 人	3 箇所 36 人	▲1 箇所 ▲10 人	26 箇所 284 人
	小規模多機能型居宅介護	8 箇所 通所 108 人	6 箇所 通所 90 人	3 箇所 通所 48 人	11 箇所 通所 156 人
	看護小規模多機能型 居宅介護	0 箇所 0 人	1 箇所 通所 15 人	2 箇所 通所 19 人	2 箇所 通所 19 人
	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	0 箇所 0 人	3 箇所 87 人	2 箇所 58 人	2 箇所 58 人
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	19 箇所 1,452 人	2 箇所 140 人	0 箇所 46 人	19 箇所 1,498 人
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	20 箇所 261 人	2 箇所 22 人	0 箇所 9 人	20 箇所 270 人
	介護老人保健施設	8 箇所 756 人	2 箇所 96 人	1 箇所 16 人	9 箇所 772 人
介護療養型医療施設	2 箇所 141 人	— —	0 箇所 0 人	2 箇所 141 人	
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	63 箇所 3,990 人	6 箇所 550 人	8 箇所 554 人	71 箇所 4,544 人	
都市型軽費老人ホーム	4 箇所 70 人	6 箇所 100 人	4 箇所 70 人	8 箇所 140 人	

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、第7期における計画の基本理念や施策展開の考え方、計画目標など、基本的事項を定めます。

1 基本理念

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、 自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの人が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、お互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、区民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構築に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの区の状況や介護保険制度改正の考え方、世田谷区基本計画等を踏まえ、第7期の本計画では、第6期計画に引き続き「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とします。

2 施策展開の考え方

国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる2025年に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

区では、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支えあい、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

後期高齢者の増加による医療・介護需要の増大や、ひとり暮らし高齢者の増加等による地域支えあいの必要性の高まりの中、健康づくりなどに関する意識の向上を図るとともに、地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など地域や社会に参加して人との関わりを持ちながら、いつまでも生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会を推進します。

さらに、区が今まで培ってきた地域行政制度を発展させ、庁内横断的な連携・協力のもと、地域住民や多様な社会資源と協働して地区の課題の把握・解決を図り、地域づくりを一層促進するとともに、事業者等と連携して、支援が必要な方を身近な地域で支えていきます。

(1)地域包括ケアシステムの構築

① 相談支援体制の充実

地区において、地区まちづくりの拠点であるまちづくりセンター、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域福祉を推進する社会福祉協議会を一体整備し、三者連携により区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」（参照：34 ページ図の下部）を推進し、「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談も身近な地区で受けられる体制づくりを推進します。

まちづくりセンターは、三者の機能が集積する行政拠点として三者の連携強化を推進するとともに、身近な相談体制の充実や地域の課題解決力の向上を図ります。なお、相談支援体制の強化にあたっては、総合支所及び本庁が連携して支援します。

あんしんすこやかセンターは関係機関や専門機関等と連携して、身近な地区における福祉の相談支援の充実を図ります。

社会福祉協議会は、地区担当職員がまちづくりセンターを拠点にして活動し、ふれあい・いきいきサロン・支えあいミニデイ、権利擁護事業等の相談に対応するとともに、地区の課題把握や地域資源開発等に取り組み、必要な支援につなげることを目指します。

地域ケア会議（参照：35 ページ図）を通じて、関係機関、区民、事業者等と連携して、地区の課題を把握・分析するとともに課題解決に取り組みます。

② 地域包括ケアシステムの基盤整備

要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、事業者等と連携して、生活の基盤となるその人にあった多様な住まいを確保するとともに、24時間365日切れ目なく医療、介護、予防、福祉・生活支援のサービスが提供される体制づくりを推進します。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現をめざし、医療・介護提供体制のあるべき姿や進め方の全体像を多職種で協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業を推進します。

高齢者をはじめ地域住民が支える側として参加できる環境を整備するとともに、区民・事業者との協働のもと、介護予防の取り組みを進めます。

また、福祉・介護人材等の確保と育成・定着支援、居宅介護支援事業所の指定権限の移譲への対応など、サービス事業者への支援・指導を強化し、サービスの質の向上を図ります。

認知症の方やその家族の在宅生活を支援するため、認知症の方への理解を深めるための啓発や医療と連携した早期発見・早期支援の仕組みづくりなど、認知症施策を総合的に推進します。

梅ヶ丘拠点整備事業において、区複合棟では保健センター、福祉人材育成・

研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、また、民間施設棟では高齢者支援施設・障害者支援施設等を整備します。梅ヶ丘拠点は、施設間で相互に連携し協力することで先駆的な取り組みを行い、地域のサービスをバックアップすることで、世田谷区の地域包括ケアシステムを支える機能も持った、保健医療福祉の全区的な拠点として役割を果たしていきます。

(2) 参加と協働の地域づくりの推進

第7期（平成30～32年度）は団塊の世代が70歳代を迎え、就労を中心とした生活から、生活環境が変化する人が増えることが予想されます。住み慣れた地域でいきいきと豊かに暮らしていくことができるよう、健康や予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取り組みを促すとともに、自主活動グループの展開を支援し、ニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

また、高齢となっても経験や知識、趣味、特技等を活かして、地域や社会とつながりを持ちながら、生きがいや活力に溢れた生活を送ることができるよう、就労や就業、生涯学習、いきがい講座等の施策を推進し、高齢者の生涯現役に向けた社会参加を支援します。

「地域包括ケアの地区展開」による各地区の取り組みにおいて、地区の課題や地域資源を把握・共有するとともに、地域資源のネットワーク化、地域人材の育成、活動ニーズのマッチングを図り、地域で支えあう活動が途絶えることなく続く地域づくりを目指します。

地域課題を解決するための住民活動の創出、孤立しがちな高齢者や認知症の方等を見守るネットワークの強化・拡充のため、高齢者のみならず多世代の参加・交流を促し、地域の活動団体や事業者、関係機関などと相互連携・協働を進めます。

3 計画目標

第7期計画の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」に向け、7つの計画目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

計画目標 1

健康づくり・介護予防の総合的な推進

計画目標 2

地域で安心して暮らし続けられる介護・福祉・住まいの充実

計画目標 3

在宅医療・介護連携の推進

計画目標 4

認知症施策の総合的な推進

計画目標 5

地域で支えあう仕組みづくりの推進

計画目標 6

サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

計画目標 7

介護保険制度の円滑な運営

日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造

世田谷区の地域行政制度に基づく 27 地区の日常生活圏域ごとにあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を設置しています。

現在、27 地区ですが、平成 31 年度中に、用賀地区を分割した地区に、新たに（仮称）二子玉川地区を開設し、27 圏域から 28 圏域になります。

■ 世田谷区の行政組織（3層構造）

全区（本庁）、地域（総合支所）、地区（まちづくりセンター）の3層構造の行政組織となっている。



世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図(高齢者)

27の日常生活圏域を基本としつつ、地域・全区で支援が必要な高齢者等を支援

楕円内は取り組みの例示



本庁

- ・全区的な施策の展開
- ・事業者指導 等

区立保健センター

健(検)診と健康づくり活動団体等の支援

成年後見センター

成年後見制度の推進と区民成年後見人の養成

福祉人材育成・研修センター

福祉人材の発掘・確保、定着・育成支援

認知症在宅生活サポートセンター
平成32開設予定

認知症初期集中支援等

日常生活支援センター

○介護老人保健施設
・リハビリ等による在宅復帰の支援

地域人材確保・育成等

高齢者安心コール

○特別養護老人ホーム
・ショートステイ等による在宅生活の支援
・在宅生活が困難となった方への支援

在宅医療電話相談センター

サービス付き高齢者向け住宅

シルバーピア(区営住宅)

○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
・要介護高齢者等への住まいの提供

○都市型軽費老人ホーム
・低額な料金で入居できる小規模な生活の場

5地域

総合支所

- ・相談支援
- ・あんしんすこやかセンターのバックアップ
- ・虐待対応
- ・成年後見(区長申し立て等)
- ・緊急対応 等

隣接する日常生活圏域

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- (看護)小規模多機能型居宅介護
・要介護高齢者等の在宅生活を24時間支援

27日常生活圏域

- 認知症対応型通所介護
- 認知症高齢者グループホーム
- ・認知症高齢者の地域生活を支援

配食サービス事業者等

家族会

介護予防・日常生活支援総合事業

福祉の相談窓口

社会福祉協議会

まちづくりセンター

あんしんすこやかセンター

サロン・ミニデイ、ふれあいサービス、地域資源開発

あんしん見守り事業

ネットワーク拡充
福祉関係機関等との連携

地区高齢者見守りネットワーク

医療と介護の連携の推進

病院

医師会
歯科医師会
薬剤師会

居宅介護サービス事業者等

ケアマネジャー

診療所・歯科診療所
調剤薬局・訪問看護ステーション等

NPO・活動団体

高齢者クラブ

日赤

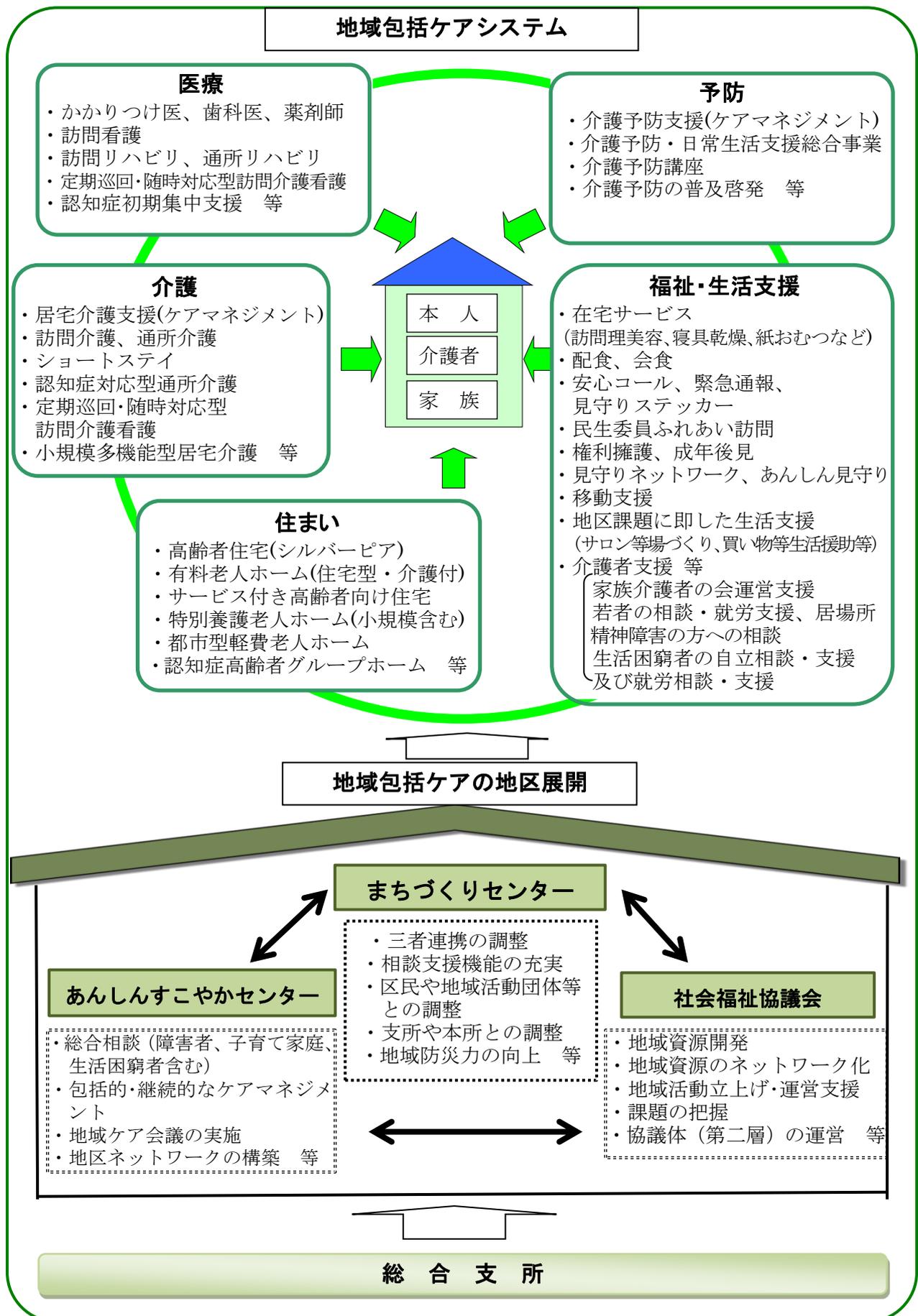
民生委員

民生委員ふれあい訪問

町会・自治会
商店会等

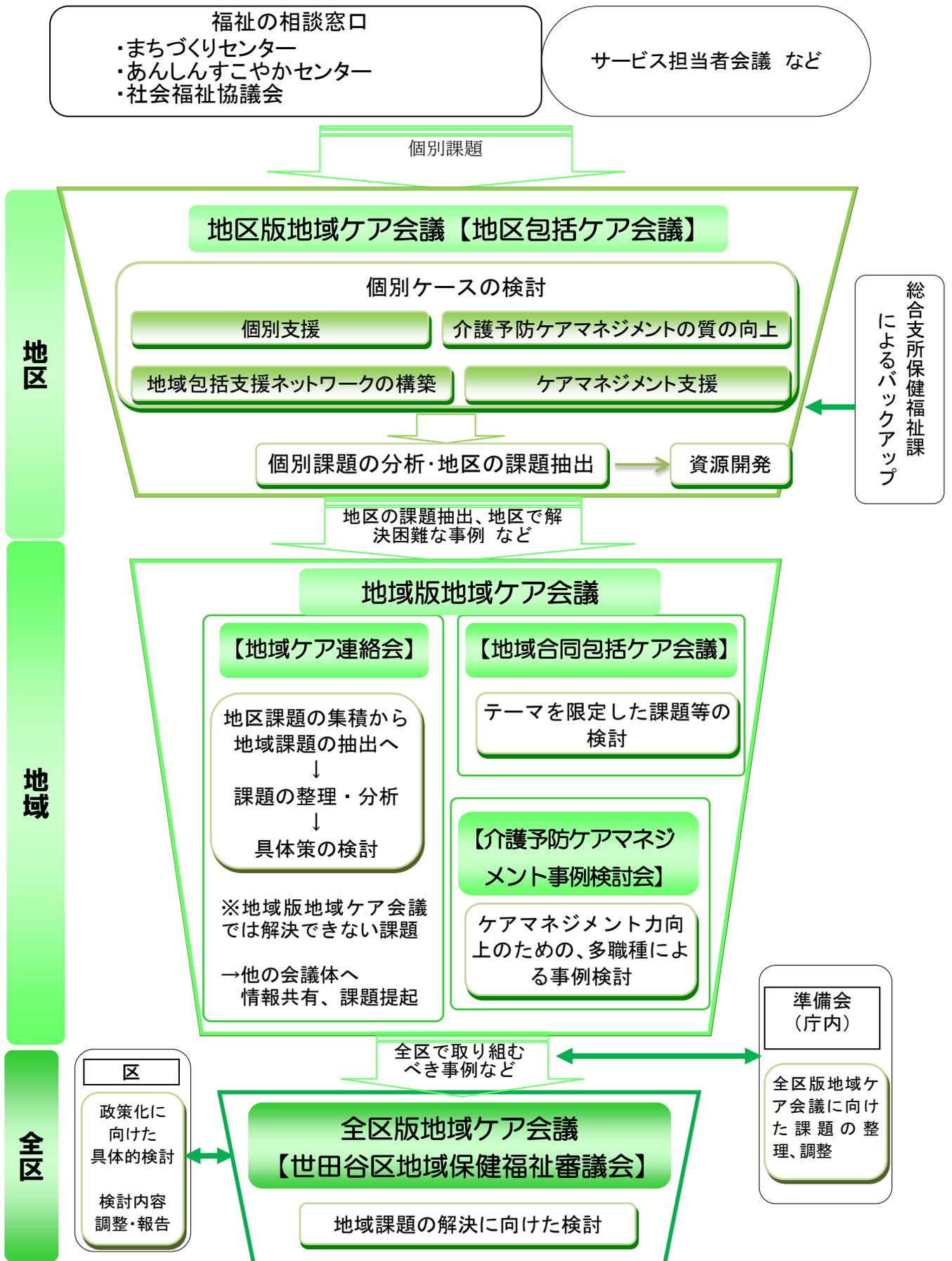


支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図



世田谷区の地域ケア会議の体系(高齢者)

第4章「2(2)①地域ケア会議の実施」参照



第4章 施策の取り組み

第4章では、第7期計画の施策の体系に基づき、各施策について、計画期間における施策展開の方向性や方策等を定めます。

各章の終わりに、コラム欄を設け、区の特徴的な取り組みを掲載していきます。

候補（調整中）

- 1 多世代交流の例（子ども食堂、地域における共食など）
- 2 総合事業における住民主体型サービス（地域デイサービス団体の紹介）
- 3 介護予防のツール（世田谷いきいき体操など）
- 4 認知症予防
- 5 全区的な保健・医療・福祉の拠点（梅ヶ丘拠点）
- 6 医療と介護の連携（地区連携医事業の取り組み）
- 7 成年後見制度
- 8 介護施設の地域交流室の活用
- 9 人材育成の多様な取り組み

施策の体系（施策の大・中・小項目）

7つの計画目標を施策の大項目とし、関連する施策・事業を中・小項目として位置づけます。

大項目	中項目	小項目
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進	(1) 多様な健康づくりの推進	① 健康長寿のための健康づくりの推進
		② 生涯スポーツの推進
		③ 特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施
		④ がん検診等による疾病の早期発見と予防
		⑤ 精神保健対策等の推進
		⑥ 地域における“共食（異世代交流事業）”機会の提供
	(2) 介護予防の総合的な推進	① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
		② 介護予防の普及
		③ 区民の自主活動支援や地域づくりの支援
(3) 生涯現役の推進	① 高齢者の多様な活動の支援	
	② 生涯現役社会づくりの支援	
	③ 生涯学習等の支援	
	④ 高齢者の多様な交流の場の支援	
	⑤ 高齢者の就労・就業等の支援	
2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉・住まいの充実	(1) 相談支援・情報提供の充実	① あんしんすこやかセンターの相談環境の整備
		② あんしんすこやかセンターの相談支援の充実
		③ あんしんすこやかセンターの体制強化
		④ 高齢者安心コール事業の実施
		⑤ 区民にわかりやすい情報の提供
		⑥ 高齢者の実態把握
	(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進	① 地域ケア会議の実施
		② 適切なケアマネジメントの推進
	(3) 在宅生活の支援	① 地域密着型サービスの基盤整備
		② ショートステイサービスの基盤整備
		③ 介護老人保健施設等の整備
		④ 在宅サービス・生活支援の実施
		⑤ 高齢者等の移動サービスの充実
		⑥ 家族等介護者への支援
	(4) 安心できる住まいの確保	① 特別養護老人ホームの整備
		② 認知症高齢者グループホームの整備
		③ 介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導
		④ 都市型軽費老人ホームの整備
		⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導
		⑥ 公営住宅の供給
	(5) 住・生活環境の整備	① 高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施
② 高齢者等の民間住宅への入居支援		
③ ユニバーサルデザインの推進		
3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 「在宅医療」の区民への周知・普及	① 「在宅医療」の区民への普及啓発
	(2) 様々な在宅医療・介護情報の共有	① 地域の医療・介護資源の把握
		② 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
		③ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
	(3) 医療職・介護職のネットワークづくり	① 在宅医療・介護連携に関する相談支援
② 医療・介護関係者の研修の充実		

4 認知症施策の総合的な推進	(1) 認知症施策の総合的な推進	① 認知症予防の推進と軽度認知障害等への対応
		② 相談・支援体制の充実(もの忘れ相談)
		③ 訪問サービスによる在宅生活サポートの推進
		④ 認知症の人と家族介護者への支援の充実
		⑤ 普及啓発の充実
		⑥ 認知症サポーターの養成
		⑦ 地域のネットワークづくり
5 地域で 支えあう仕 組みづくり の推進	(1) 支えあい活動の推進	① 地域の支えあい活動の支援
		② 地域との交流を広げるまちづくりの推進
		③ 地域住民による生活の支援
		④ 地域人材の発掘・育成
		⑤ 地域の資源開発とネットワークづくりの推進
		⑥ せたがやシニアボランティア・ポイント事業
	(2) 高齢者見守り施策の推進	① あんしん見守り事業の実施
		② 地区高齢者見守りネットワークの推進
		③ 民生委員ふれあい訪問の実施
		④ 高齢者安心コール事業等の実施
		⑤ 緊急通報システム事業等の実施
		⑥ 事業者等との連携による見守り
		⑦ 避難行動要支援者支援の推進
	(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の相談支援
		② 区民成年後見人の養成及び活動支援
③ 成年後見区長申立ての実施		
④ 成年後見制度の普及啓発		
⑤ 成年後見等実施機関等との連携		
⑥ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施		
⑦ 高齢者虐待の防止と高齢者保護		
⑧ 消費者被害防止施策の推進		
6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成	(1) サービスの質の向上	① サービスの質の向上に向けた事業者への支援
		② 事業者への適切な指導・監査の実施
		③ 区民へのわかりやすいサービス情報の提供
		④ 第三者評価の促進・活用
		⑤ 苦情対応の充実
		⑥ 運営推進会議の適切な運営
	(2) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	① 人材確保に向けた事業者支援等の充実
		② 人材の育成・専門性向上への支援
		③ 人材の定着支援
		④ 担い手のすそ野拡大に向けた取り組み
7 介護保険制度の円滑な運営	(1) 介護サービス量の見込み	
	(2) 地域支援事業の量の見込み	
	(3) 第1号被保険者の保険料	
	(4) 制度を円滑に運営するための仕組み	

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

区は、平成 28 年 4 月から、予防給付の訪問介護・通所介護サービスを地域支援事業へ移行し、地域の実情に応じたサービスを創設し、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。従来の予防給付に相当するサービスのほか、区独自基準によるサービス、住民参加型・住民主体型のサービス等、多様なサービスを実施しています。サービス内容や担い手の研修体系等の見直しを行うとともに、新たな担い手を確保するための施策を進めます。

高齢者が、生涯にわたり心身ともに健康であるための健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

また、高齢者の経験や知識を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、社会参加を促します。

国は平成 30 年度の介護保険法の改正において、自治体が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に取り組むことを制度化することを予定しており、区においてもデータに基づく課題分析や、適切な指標による実績評価等に取り組むことが課題となっています。

(1) 多様な健康づくりの推進

① 健康長寿のための健康づくりの推進

ア 区民の健康データの抽出と健康課題の把握、区民への周知

関係所管や機関と連携し、区民の健康状況の把握と分析に努め、施策等に反映していきます。また、健康に関する意識はあっても実践につながらない人などが主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、区民一人ひとりが何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えられるよう、様々な健康づくりの機会を通じて働きかけていきます。

イ ライフステージに応じた食育の推進（食生活相談対策の整備）

ライフステージに応じた食育の推進の一環として、介護サービス事業所等の関係機関等と連携して高齢者食生活チェックシート等を効果的に活用し、高齢者の食べる力の向上や低栄養予防等の食支援に取り組んでいきます。

ウ 口腔機能の維持向上（関係機関と連携した支援体制の構築）

歯科医師、あんしんすこやかセンターや介護事業所の職員、ケアマネジャー等に、すこやか歯科健診及び高齢者の口腔ケア等への理解を深めるための研修を行い、口腔ケアの必要な高齢者を適切な指導や治療につないでいくとともに、区民に対して高齢者の口腔ケア等の必要性を普及啓発していきます。

エ 生活習慣病対策（発症・重症化予防）

特定健診等の結果、特定保健指導等の対象外ではあるが、血圧や血糖等の値が基準を超え、医師等が生活習慣の改善が必要と判断した区民を対象とした重症化予防事業について、多くの区民が生活習慣の改善指導につながるように事業の改善を図っていくなど、重症化の予防や高齢になる前の世代からの予防の取り組みをより一層進めていきます。

オ 地域の健康づくり活動の支援

せたがや元気体操リーダーの世代交代も視野に、地域の自主活動グループからの需要や期待に応えられる人材を計画的に養成し確保していきます。

また、健康せたがやプラン（第二次）後期及び各地域の行動計画をもとに、地域包括ケアシステムを踏まえた地域の特色を生かした健康づくりを推進するために、「健康せたがやプラス1」等のキャッチフレーズも活用して、普及啓発や機会の提供などに取り組んでいきます。

② 生涯スポーツの推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を区民のスポーツへの関心・意欲を向上させる契機とし、いつでもだれでもスポーツに親しみ、いつまでも健康に過ごせる社会を目指します。

（公財）世田谷区スポーツ振興財団と連携し、高齢者になっても元気でいられるよう、中年世代から取り組めるスポーツ・レクリエーション事業を実施するとともに、健康・体力を保持増進するためにスポーツをすることの必要性について、より効果的な啓発方法を検討・実施します。

身近な場所でスポーツができる場の整備については、施設の配置バランスや区民ニーズを踏まえ、スポーツ施設整備方針に沿って検討・実施していきます。

③ 特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施

生活習慣病予防と医療費の適正化を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対して特定健診を実施し、健診結果から生活習慣病のリスクのある人に対して特定保健指導を実施します。また、後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上の区民）には、長寿健診（後期高齢者健診）を実施します。

世田谷区国民健康保持特定健康診査等実施計画（第3期）に定めた実施率の目標値の達成に向け、受診勧奨策として、未受診者に対し、受診勧奨はがきを送付します。特に、40・50歳代の未受診者には、個別性の高い情報提供を行って受診の必要性を訴えるなど、受診率向上並びに受診定着化を目指し、受診勧奨の強化に取り組めます。また、特定保健指導では、引き続き、コールセンターを設置して、電話による利用勧奨と予約受付を実施します。

40歳以上の生活保護受給者等に対しては、成人健診を実施します。年度当初、対象者に受診票を一斉発送するとともに、それ以降に生活保護を受給開始した人に対しては、総合支所生活支援課から報告を受け、随時、受診票を交付することにより受診率の向上を図ります。

④ がん検診等による疾病の早期発見と予防

高齢化が進む中、がん罹患者やがんによる死亡者の増加が想定されます。これまでの取り組みをさらに充実させ、がんの早期発見と予防に努めていきます。

また、「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会の実現」を具体化に向け、保健医療福祉関係者、事業者と連携を図り、専門機関が作成した「日本人のためのがん予防法」等を活用した普及・啓発を、区民に働きかけるとともに、がん患者や家族等への支援の拡充に取り組みます。

さらに、緩和ケアの充実への支援等、国が策定する次期がん対策推進基本計画等の動向を踏まえたがん施策を検討します。

⑤ 精神保健対策等の推進

こころの健康づくりとして、ストレス対処の方法や精神疾患の理解等に関する講座や情報発信など、高齢者やその支援者を含め、広く啓発・周知を行います。精神疾患・障害のある方に対しては、あんしんすこやかセンターの相談支援の充実を図る中で家庭内の課題を把握し、地域障害者相談支援センターや指定特定相談支援事業所、関係所管等と連携して早期支援につなげるとともに、医療機関や東京都中部総合精神保健福祉センターとの連携により地域生活の継続等を支援します。

⑥ 地域における“共食（異世代交流事業）” 機会の提供

食育を通じた地域社会づくりを推進するために、児童館や区立小学校等の給食施設や地域において、区民、地域団体と協働し、地域の子どもと親や高齢者などが多数参加する世代間交流の機会を通じた食事づくりや会食会等（異世代交流事業）を実施するとともに、その充実を図ります。

高齢者に対して積極的な参加を呼びかけるとともに、活動の担い手として高齢者が参加することについても働きかけます。

(2) 介護予防の総合的な推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

2025年を目途とした地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの利用実績の分析や区民や事業者から意見を聞くなどしてこれまでの事業を評価・検証するとともに、国・都の動向を踏まえ、介護予防事業の更なる充実を図っていきます。

社会福祉協議会や地域活動団体とも連携しながら、サービス内容や担い手の研修体系等の見直しを検討するとともに、新たな担い手を発掘するため、様々な機会を捉えたPRを工夫し、一層の事業の理解・周知を図っていきます。担い手の確保や多様な担い手の活動の支援を行い、多様なサービスの充実を図ることにより、支援を必要とする高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を促進していきます。

また、高齢者が自身のニーズに合ったサービスを適切に利用し、自立した生活を続けられるよう、多職種と連携したあんしんすこやかセンター職員向けの研修の実

施、あんしんすこやかセンターへの巡回、地域ケア会議における個別ケース検討などを通して、ケアプランの点検や助言等を行うことにより、あんしんすこやかセンターが実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

② 介護予防の普及

加齢に伴う心身の機能低下の予防や認知症の予防、口腔機能の向上など、介護予防に対する意識を高めるため、高齢者が興味や意欲を持って参加できるよう、周知方法や事業内容等を工夫しながら普及啓発事業を実施していきます。

介護予防については、まちづくりセンターの活動フロア等を活用した「はつらつ介護予防講座」や、運動・口腔・栄養・認知症予防を組み合わせた「まるごと介護予防講座」、口腔機能の向上を目指す「お口の元気アップ教室」等の普及啓発講座等を開催します。また、高齢者が身近な場所で人とつながりながら継続して介護予防活動を実施できるよう、区民の自主的な活動を支援する取り組みの充実を図っていきます。

③ 区民の自主活動支援や地域づくりの支援

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携による取り組みの活用や、社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターを中心とした、地域資源の把握・開発やネットワーク化により、区民の自主的な活動を支援していきます。

介護予防に資する区民の自主的な活動や、社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援するとともに、あんしんすこやかセンターが開催する介護予防講座等に講師を派遣するなど、身近な場所での介護予防の取り組みの充実を図り、区民の自主的な介護予防活動の育成や継続を支援します。

また、「世田谷いきいき体操」を活用した自主活動グループの立ち上げ支援等を通して、地域における高齢者の通いの場を住民との連携により普及・拡大し、介護予防の地域づくりを推進していきます。

(3) 生涯現役の推進

① 高齢者の多様な活動の支援

各種講座（生涯大学、陶芸教室、シルバー工芸教室、土と農の交流園講座）については、多様化する高齢者ニーズを踏まえ、時代に即したコンテンツを提供していきます。また、生涯大学修了生による住民主体型の地域デイサービスなど、各種講座の修了後も地域で継続して活動できるよう、修了生の支援に取り組みます。

高齢者相互の親睦や交流を図るため、高齢者クラブの活動や「いきいきせたがや文化祭」など、多様な活動を支援していきます。

② 生涯現役社会づくりの支援

中高年世代が主体的に地域社会と関わる機会を増やすため、町会・自治会、N P

○等地域活動団体、事業者等で構成する「せたがや生涯現役ネットワーク」が主体となって実施する地域活動団体PRイベントや地域人材の発掘・育成など、生涯現役社会づくりの支援を進めます。

また、区民ボランティアスタッフが記事の企画・取材・執筆を担う情報誌により、中高年世代が地域に関心を持ち、地域活動等に参加するきっかけとなる情報を発信していきます。

③ 生涯学習等の支援

地域での学びあい、仲間づくりの入門講座として生涯学習セミナーを継続します。また、セミナー修了後には自主グループを立ち上げ、地域において活動を続けている人が多いことから、各地域の特性を活かしながら、実施時期や回数、学習プログラム等について、5つの総合支所間で調整し、セミナーの充実を図っていきます。

また、子どもと保護者を対象に、昔遊びの伝承と世代間交流の機会を提供する「おとしよりに学ぶつどい」を、各区民センターの運営協議会と連携し実施します。

④ 高齢者の多様な交流の場の支援

老人休養ホームふじみ荘、ひだまり友遊会館、せたがやがやがや館において、地域活動団体等と協働した事業展開を、指定管理者とともに組み立て、実施していきます。

⑤ 高齢者の就労・就業等の支援

産業振興公社では、高齢者のニーズにあった就労や生活等に関するセミナーや窓口相談、キャリア変更を促すような内容を取り入れたセミナーや窓口相談を行っていきます。

シルバー人材センターでは次のとおり取り組みます。

- ・センターの認知度を高めるため、高齢者世代の生活様式などの調査、把握に努め、魅力ある仕事の確保・開拓に取り組み、多様な会員活動の環境整備を検討します。また、入会の説明や申込み方法を工夫するなど、会員増に向けより効率的な方法を検討します。
- ・会員情報のデータベース化を図り、発注者ニーズと会員の希望が一致しないミスマッチを防ぎ、より円滑に就業へと結びつけます。就業開拓の強化、未就業会員の就業機会の確保の促進、ワークシェアリングの推進を図ります。
- ・民間からの発注が減少している中、発注者への訪問などを通じ、公共・民間を問わず、より一層の受注の確保・拡大を目指します。また「会員一人1件受注運動」やホームページを活用した広報などにより受注拡大を図ります。
- ・一般会員の組織運営への積極的な参加、仕事別グループの育成など、会員の自主・自立の運営を推進するとともに、事務局業務の一層の効率化を図ります。
- ・会員増と受注拡大に向け、文字、画像情報、音声、動画等、様々な情報媒体を利用する、わかりやすい広報のあり方を検討します。

2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉・住まいの充実

高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査によると、高齢者の居住の場は、約7割が持ち家でとなっています。また、要介護認定を受けていない人の5割、既に要介護認定を受けている人の6割が自宅での介護を希望している一方、都市型軽費老人ホームや介護付き有料老人ホームなど、様々な居住の場を希望する実態があります。

世田谷区における地域包括ケアシステム構築の取り組みのひとつである「地域包括ケアの地区展開」は、支援を必要とする誰もが相談できる身近な「福祉の相談窓口」として相談・支援体制を強化するとともに、地区の課題解決に取り組みます。

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、相談体制を強化するとともに、その人の実情に応じた様々なサービスを提供して、地域生活を支援します。

また、地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を推進します。

さらに、特別養護老人ホームは、常時介護を必要とする方が適切な介護サービスを受けながら、本人の意思や人格が尊重される場であるとともに、地域と連携した支援が行われる場として、中長期的な視点に立った整備を促進します。

(1) 相談支援・情報提供の充実

① あんしんすこやかセンターの相談環境の整備

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携により区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」を推進するとともに、利用者の利便性向上や地域連携の推進を図るため、まちづくりセンターの整備・改築の機会を捉え、段階的に、三者の一体整備を進めています。

未整備地区について、平成32年度整備完了を目途として、身近な地区において誰もが相談しやすい環境を整えるとともに、「福祉の相談窓口」の周知に努めます。また、平成31年度には用賀地区を分割した地区に、新たに（仮称）二子玉川あんしんすこやかセンターを開設します。

さらに、あんしんすこやかセンターの職員数の増加等を考慮して事務室等の環境整備に努めます。

あんしんすこやかセンター 相談環境の整備	29年度末 (実績見込み)	30年度	31年度	32年度
まちづくりセンターとの 一体整備実施箇所数	19か所	21か所	26か所※	28か所

※（仮称）二子玉川あんしんすこやかセンターを含む。

② あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が連携して区

民の様々な相談に応じて課題解決に取り組む、身近な「福祉の相談窓口」を充実させ、区民の利便性の向上を図ります。また、三者連携会議や地域ケア会議等により、課題解決に向けた相談支援の充実を図ります。

高齢者以外の障害者や子育て家庭、生活困窮者等からの相談には、関係所管や地域の関係機関、その他の地域資源等と連携しながら、高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的ニーズ、地域の課題等に対して適切に支援を行うとともに、専門の相談支援機関へつなげ、解決を図る体制を充実します。

相談支援の充実を図るため、マニュアルや研修の充実、地域ケア連絡会等での好事例の情報共有など、総合支所や本庁の、あんしんすこやかセンターへの支援を一層充実するとともに、関係機関との関係づくりに取り組みます。

既存の相談体制では十分に対応できていない、制度の狭間にある相談者等への、一次相談後の支援体制等について検討し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

「福祉の相談窓口」のメリットや利用方法を区民や町会・自治会、民生委員等にPRし、困りごとに早期に対応する窓口としての利用を促します。

③ あんしんすこやかセンターの体制強化

あんしんすこやかセンターでは、高齢者人口の増加に伴う相談件数や困難事例の増加、相談対象拡充の区民への浸透による相談需要の増大に加え、介護予防ケアマネジメントの推進、もの忘れ相談や認知症支援の充実、医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実など、多くの役割を担うようになっていきます。これらの業務量の変化を踏まえ、人員体制を検討し、必要な対策を講じます。

あんしんすこやかセンターの業務内容や体制の改善を図るため、介護保険法に基づく定期的な評価・点検について検討し実施します。

あんしんすこやかセンターの業務の負担軽減や質の向上のため、総合支所や本庁でのバックアップ体制について一層の充実を図ります。

④ 高齢者安心コール事業の実施

高齢者や親族、近隣住民の方からの高齢者の日常的な困りごとなどの相談について、介護支援専門員や看護師が電話やファクシミリで24時間365日受ける高齢者安心コール事業を実施し、安心して在宅生活を送れるよう支援します。また、定期的に電話による訪問を行い、身体状況の確認や困りごとの相談を受ける電話訪問サービスを行い、見守り等の施策を進めていきます。

⑤ 区民にわかりやすい情報の提供

利用者やその家族が、介護・福祉サービスに関する情報を正しく理解し、適切なサービスを選択・活用することができるよう、サービスの種類やサービス提供事業所、介護施設などに関するさまざまな情報の発信の充実に取り組みます。

ア せたがやシルバー情報

介護保険制度と区が提供する高齢者福祉サービス等を紹介する冊子「せたがやシルバー情報」を3年ごとに作成し、65歳以上の高齢者がいる世帯へ各戸配付すると

ともに、まちづくりセンターの窓口などで配布します（平成30年度改定予定）。

イ 区ホームページ等の活用

区ホームページによる、介護保険サービスに関する情報の充実に努めるとともに、利用しやすい構成づくりに取り組みます。また、区のおしらせ「せたがや」による情報発信のほか、フェイスブックやツイッターなども活用し、福祉施設のイベント情報など、タイムリーな情報提供を行います。

ウ セたがや高齢・介護応援アプリ

介護者のニーズと必要なサービスを適切に結びつけ、迅速な支援につなげることを支援するためのアプリの運用においては、役立つ地域情報のプッシュ通知を充実するなど、引き続きアプリの魅力向上に取り組みます。

⑥ 高齢者の実態把握

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、福祉サービスの要件確認や新規対象者の把握を目的として郵送または民生委員による状況調査を行います。

また、高齢者の生活状態等を把握し、心身の状況悪化や孤立の状況などの早期発見、早期対応を目的に、「民生委員ふれあい訪問」を実施するとともに、民生委員、町会・自治会その他の地域住民との連携を進め、介護予防等の普及啓発を推進します。

(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

① 地域ケア会議の実施

地区・地域・全区の地域ケア会議の実践を積み、地区課題の把握から地域資源開発、政策形成に結びつけ、地域づくりを進めます。

ア 地区版地域ケア会議

あんしんすこやかセンターでは、地区版の地域ケア会議のノウハウを習得し、課題解決を行います。また、支援が困難なケースや介護予防の検討が必要なケースの個別検討を通して、マネジメント力の向上やネットワーク構築を進めるとともに、地区課題を把握し、地域版地域ケア会議につなげます。また、医師や歯科医師、薬剤師等の医療職や、ケアマネジャー、訪問看護師等の介護職が参加することで、医療や介護が必要な方のケアマネジメントを総合的に支援します。

総合支所や本庁では、地区版地域ケア会議の取り組みを、マニュアルの充実、研修や実地指導等によりバックアップします。

イ 地域版地域ケア会議

地域版地域ケア会議では、地区の課題を集積し、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討を行います。地域版地域ケア会議では解決できない課題については、全区版地域ケア会議や他の会議体への課題提起等を行います。

ウ 全区版地域ケア会議

地域からの課題提起を踏まえ、庁内で課題の整理・調整し、全区版地域ケア会議において、全区で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

② 適切なケアマネジメントの推進

介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」の理念を実現するために、適切なケアマネジメントを推進し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

「自立と生活の質の向上」を目指し、区独自にケアマネジメント研修を実施し、ケアマネジメントの担い手であるケアマネジャーの資質向上を図ります。また、ケアプラン点検において、区職員がケアマネジャーの作成したケアプラン等を一緒に確認することにより、ケアマネジャーの悩み・つまづきを把握し、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。

また、他のケアマネジャーの指導・助言や保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携などの役割が求められている主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）が、あんしんすこやかセンターと協力して行う地区・地域での活動を支援するとともに、主任ケアマネジャーと連携したケアプラン点検も実施します。

さらに、あんしんすこやかセンターの職員向けの研修、ケアプランの点検や助言等を行うことにより、要支援者を対象とした介護予防ケアマネジメントの質の向上も図っていきます。

(3)在宅生活の支援

① 地域密着型サービスの基盤整備

介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、第6期計画においてまとめた2025年を目途とする配置の基本的な考え方に基づき、計画的な整備を推進します。

在宅生活の継続や家族介護者の負担を軽減するため重要なサービスである小規模多機能型居宅介護は、区内のどの地域に住んでいてもサービスが利用できるよう、未整備圏域への整備を引き続き推進します。

看護小規模多機能型居宅介護は、区民の医療的ニーズや事業者の参入動向を踏まえ、2025年を見据えた配置の考え方をまとめ計画的に整備を進めます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定着を図るため、事業者連絡会との連携・協力によりセミナーを開催するなど、サービス内容の周知・啓発に継続的に取り組みます。

認知症対応型通所介護については、稼働率や区民ニーズを踏まえ、方向性を検討します。

介護保険法の改正により、平成28年度より通所介護のうち定員18人以下の事業所は、地域密着型サービスとして位置付けられました。現在の事業所の整備状況や小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進の観点での影響も考慮し、整備のあり方について検討します。

国の地域共生社会の実現に取り組みの中で、障害者が65歳以上となった時に、それまで利用してきた障害福祉サービス事業所を引き続き介護保険サービス事業

所として利用しやすいよう、新たに「共生型サービス」が位置づけされます。国の検討状況や事業者の参入意向を注視しながら、障害福祉所管課と連携を図り検討を進めます。

② ショートステイサービスの基盤整備

介護が必要な高齢者の在宅生活を支援し、家族介護者等の負担を軽減する観点から重要な役割を担うショートステイは、2025年を目途とする配置の基本的な考え方である区内の地域ごとに2か所以上の整備を目指し、特別養護老人ホームへの併設等により、計画的に整備を推進します。

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の事前相談の公募では、空き室利用によるショートステイ（短期利用特定施設入居者生活介護）について低額な料金設定の提案を誘導するなど、多くの方が利用しやすいショートステイの拠点が広がるよう取り組みます。

梅ヶ丘拠点整備事業では、介護老人保健施設の整備に併せて、短期入所療養介護を実施するなど、高齢者の病院等からの在宅復帰や医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支援する機能の充実を図ります。

③ 介護老人保健施設等の整備

介護老人保健施設は、医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場として、2025年を目途とする配置の基本的な考え方である区内の地域ごとに2か所以上の整備にむけ、梅ヶ丘拠点への整備も含め、計画的な整備を進めます。

整備にあたっては、都の補助金のほか区の上乗せ補助を活用し、介護老人保健施設が地域で担う在宅復帰のための拠点となる在宅強化型の整備誘導を進めます。

区内に2か所ある介護療養病床については、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として新たに創設される「介護医療院」への転換も含め、施設の意向や国の動向を注視し、的確に対応していきます。

④ 在宅サービス・生活支援の実施

ひとり暮らし等で食事の準備が困難な高齢者に対して、地域の社会福祉法人が栄養バランスのよい食事を提供する配食サービスを実施します。健康の維持向上を図るとともに、地域のボランティアが配食することで見守りと安否の確認を行います。

高齢者の健康保持及び地域交流を支援するため、公衆浴場の入浴券を支給します。また、区は公衆浴場事業者と「高齢者見守り」に関する協定を結び、公衆浴場を利用する支援が必要な高齢者を区やあんしんすこやかセンターへ繋げることで、地域の見守り体制を充実します。

寝たきりの高齢者の在宅生活や介護者の負担軽減のため、紙おむつ支給事業を継続します。事業実施にあたっては、排泄の自立を目指し、ケアマネジャー研修等、運動機能向上など自立に向けた取り組みを支援します。また、紙おむつの種類の見直しや緊急利用に対応できる仕組みなど利用者の利便性の向上に向けて事業の見直しに努めます。なお、おむつ支給は、介護保険法地域支援事業の任意事業に位置

づけられており、国の動向に注視しながら円滑な提供に努めます。

地域での孤立化の防止や身体機能の維持を目的に、地域での交流が少なく閉じこもりがちな高齢者に対して、会食サービスや支えあいミニデイなどへの参加を促し、地域とのつながりがもてるよう支援します。

⑤ 高齢者等の移動サービスの充実

通院など外出する手段として介護タクシー等の適切な利用について、ケアマネジャー研修等の機会を捉えて周知に努めるとともに、障害施策担当所管と連携し、福祉移動支援センター（通称：そとでる）事業の周知を行い、利用者数の増加を図ります。

⑥ 家族等介護者への支援

家族等の介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや不安、自身の健康、仕事との両立、経済面など、多岐にわたっています。

家族等の介護者が、地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。

ア ショートステイなどの充実

在宅介護の継続を支援するとともに、家族介護者の負担軽減を図るため、ショートステイの整備誘導を図ります。

イ 相談、傾聴、助言などの支援

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携による「福祉の相談窓口」を中心として、仕事との両立や経済的な困難を抱える方、10代や20代の若年層介護者（ヤングケアラー）、介護と子育てを同時に行う方（ダブルケアラー）など、様々な問題を抱える相談者に対する支援体制の充実に努めます。

また、区民向けの講座や相談等を実施し、介護や子育て等により様々な生き方・働き方をしている人を支援するとともに、育児・介護休業等が男女共に取りやすい環境になるよう、会社・事業所等へ情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの考え方を啓発していきます。

ウ 家族介護の慰労と居宅生活継続支援

介護保険サービスを利用せず、要介護4・5の高齢者の介護を世田谷区の住居で行っている非課税世帯の介護者に慰労金を支給し、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、被介護者の居宅生活の継続及び向上を図るよう、支援に努めていきます。

エ 介護者の集いへの支援

区内5地域で実施している家族介護教室などをきっかけとして、悩み事の相談や情報の交換、励ましあいや介護初心者へのアドバイスなど、在宅介護を行う区民が交流する場所づくりを支援します。

オ 情報提供や介護技術の講習などの充実

平成 20 年度から開催している「せたがや介護の日」において、介護者の負担軽減を目的としたセミナー等を実施するほか、家族会や事業者団体の取り組みの紹介、介護サービスに関する情報発信などを行います。また、基礎的な介護の知識や実技が気軽に学べる特別養護老人ホームの介護職員による家族介護教室の更なる充実や、高齢者安心コール事業、高齢者見守りステッカー事業など、介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

(4) 安心できる住まいの確保

① 特別養護老人ホームの整備

在宅での生活が困難な重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホームは、第 6 期計画において策定した 2025 年を目途とする中長期目標である 1,000 人分の整備を目指し、引き続きユニット型による整備を計画的に推進します。

着実な整備を進めるため、公有地の活用を積極的に検討します。

災害時に地域の要援護者の受け入れ先となる福祉避難所としての機能のほか、世代間交流を含めた日常的な地域との交流・連携により地域包括ケアシステムにおける地域の拠点となるよう、整備を進めます。

区立の特別養護老人ホームは入所者の状況に最大限配慮をしながら、計画的に大規模改修工事を実施します。また、改修工事終了後の平成 33 年度に向け、施設の運営主体を区から社会福祉法人に移行（民営化）することを目指し、今後のあり方について、検討を進めます。

大規模な修繕工事が必要となる民間の特別養護老人ホームについては、都の補助金に合わせ区の補助金を活用することにより、社会福祉法人による計画的な改修を支援します。

② 認知症高齢者グループホームの整備

認知症になっても住み慣れた地域で、家庭的な環境の中で支えあい、地域住民と交流しながら生活が続けられるよう、認知症高齢者グループホームを整備します。

整備に際しては、東京都の補助金や未整備圏域を対象とした区独自補助を活用するとともに、土地所有者等に対する補助制度や公募情報の周知を継続的に実施し、未整備圏域における整備を推進します。また、補助事業については引き続き公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。

低所得者が入居できる事業所が増えるよう、整備費補助等によりできるだけ家賃負担等の少ない事業所の整備誘導を図ります。

③ 介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導

介護付有料老人ホーム等（特定施設入居者生活介護）は、公募による事前相談を引き続き行い、計画的な整備を進めます。

入居者が安心して生活ができるサービス提供体制とともに、地域包括ケアシステムにおける施設の役割として、看取り対応、併設事業による在宅の要介護高齢者に

対するサービス提供、地域貢献事業等の実施、災害時の地域連携などに積極的な事業者の整備を誘導するとともに、料金設定にも配慮した整備誘導を図ります。

事前相談制度により開設した施設については、運営開始後の実地調査を実施し、公募での提案事項が着実に実施されるよう事業者を促します。

老人福祉法に基づく届出がない有料老人ホームを把握した際は、届出先である都と連携し届出勧奨を進めます。

④ 都市型軽費老人ホームの整備

介護度の低い高齢者を含め、在宅で自立した生活を送ることが不安な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、低所得でも入居できる、見守りがついた住まいである都市型軽費老人ホームを、都の補助金等を活用して計画的に整備していきます。

補助事業については引き続き公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導

見守りや生活相談が受けられる高齢者の「住まい」という地域包括ケアシステムにおける役割をふまえ、整備を検討する事業者への働きかけや、都の補助制度の活用により、地域密着型サービスや医療サービスと連携したサービス付き高齢者向け住宅を誘導します。

⑥ 公営住宅の供給

世田谷区公共施設等総合管理計画との整合を図り、安定した住宅維持管理におけるストック改善を目指します。

(5) 住・生活環境の整備

① 高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施

介護保険サービスの住宅改修に加え、流し・洗面台や浴槽の取替えなど、住宅整備の改修を支援する「高齢者住宅改修費助成」を行っていきます。

高齢者の身体状況に合わせた改修を実施するために、必要に応じて理学療法士等を派遣して、住宅改修に関するアドバイスを行う「高齢者住宅改修相談（住宅改修アドバイザー派遣）」を実施し、要介護状態となることの予防や重度化の防止を図ります。また、改修後には介護予防や要介護状態の重度化防止、生活の質の向上に繋がっているか、評価なども行います。

② 高齢者等の民間住宅への入居支援

高齢者等が住み慣れた地域での居住を継続できるよう「住まいサポートセンター」において、賃貸物件の情報提供や保証人がいない高齢者等の入居支援、介護保険等のサービスを利用していない方への見守り訪問等を実施し、高齢者等の民間住宅へ

の入居支援を推進します。

平成 28 年度に設立した居住支援協議会の取り組みを通して、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO等の多様な主体と協働・連携し、住まいサポートセンターの取り組みとともに、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保支援策を強化していきます。

住まいに関するトラブルの未然防止や円滑な解決が図れるよう、専門家による各種の住宅相談を実施します。また、住宅に関する情報を提供し、賢明な住生活に向けた「住まい・まち学習」を充実していきます。

③ ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザイン推進条例及び同計画（第2期）に基づき、誰もが利用しやすいまちの環境整備に向けて、継続的に取り組みます。公共施設や道路等の整備、交通環境の充実を行っていきます。そのために普及啓発を進めるとともに、整備等にかかわる各事業のスパイラルアップの取り組みを行っていきます。

3 在宅医療・介護連携の推進

少子高齢化が進む中、今後ますます増大する医療・介護需要に応え、持続可能な社会保障制度を次世代に引き継げるよう、平成 26 年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律」のもとに医療法、介護保険法等 19 法令が改正されました。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

区は、地域包括ケアシステムの構築をめざす取り組みの一環として、区民が安心して自宅で療養生活をおくることができる体制を整備するため、医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で区の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を図っていきます。

(1)「在宅医療」の区民への周知・普及

① 「在宅医療」の区民への普及啓発

平成 28 年に東京都が策定した地域医療構想では、区西南部（世田谷区・渋谷区・目黒区）における平成 37 年（2025 年）の医療需要（患者数）は、平成 25 年の約 1.5 倍を見込む一方、病床数の必要量は現在とほぼ横ばいとしています。この病床数は、日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで自宅での療養生活を可能とする「在宅医療」が、在宅医療・介護連携の推進に合わせて広く普及していく想定で算定されたものです。

こうした背景のもとで区は、人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者の願いに応え、区民が療養生活のあり方を自ら選択した上で、安心して在宅での生活を継続できるよう、シンポジウムやミニ講座、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー等を通じて「在宅医療」の普及啓発を図ります。

(2)様々な在宅医療・介護情報の共有推進

① 地域の医療・介護資源の把握

区民が、在宅で療養生活をおくるための地域資源について知り、自分の状態に合う医療や介護サービスを本人が主体的に選択できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもとで作成するマップ・リストを活用して情報提供を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

② 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

本人の意向や心身の状態、住環境、家族の介護力等、一人ひとりの状況に沿った

適切な医療・介護を提供できるよう、地区連携医事業を通して地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

③ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

個別の患者情報に関する医療機関とケアマネジャーとの連携を図るため、医療と介護の連携シート等既存の連携ツールの活用を図ります。医師会等と連携し、ICTを用いた新たなツールの効果的な普及についても支援していきます。また、各医療機関で実施可能な検査や医療処置、リアルタイムの病床状況などの詳細な医療情報を関係者間で共有するため、医療連携推進協議会で関係機関と協議・検討を進めます。

(3) 医療職・介護職のネットワークづくり

① 在宅医療・介護連携に関する相談支援

疾病や加齢等により、医学的管理の下で療養生活をおくることになった高齢者や家族、医療・介護関係者に、入院・外来の他に「在宅医療」という選択肢があることや在宅医療を支える様々な地域資源について案内するため、「在宅療養のための医療資源マップ・リスト」等を活用し、あんしんすこやかセンターでの相談支援を拡充していきます。また、入院・転院・退院時の相談にきめ細かく対応するための関係者間のネットワークづくりについて検討します。

② 医療・介護関係者の研修の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療と介護が提供されるよう、医療職は区民の生活や介護面を考え、介護職は区民の心身の状態を医療面も含めて正しく知ることができるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修等の取り組みを進めます。また、地区連携医事業を活用し、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、医療的助言を通して医療現場での医療・介護連携の実践スキルや介護職の医療知識の向上を図ります。

4 認知症施策の総合的な推進

日本の認知症高齢者数は、平成 24 年で 462 万人と推計されており、2025 年には約 700 万人、65 歳以上の 5 人に 1 人に達することが見込まれています。

国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成 27 年 1 月「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定しました。

区では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成 25 年 11 月、梅ヶ丘拠点に「認知症在宅生活サポートセンター」を開設する構想を策定し、順次、事業を実施し、平成 32 年度の開設に向け、準備を進めています。認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価等への参画など、当事者の視点を重視した取り組みを進め、新オレンジプランと整合を図りながら、認知症施策を総合的に推進します。また、世田谷区認知症施策評価委員会において、施策の評価・検証を行い、さらなる認知症施策の充実に取り組んでいきます。

(1) 認知症施策の総合的な推進

① 認知症予防の推進と軽度認知障害等への対応

認知症予防については、「1 (2) 介護予防の総合的な推進」における施策に取り組むほか、区がこれまで行ってきた知的活動と有酸素運動を組み合わせた認知症予防プログラムを継続し、NPOや区民と連携しながら、認知症予防施策の充実を図っていきます。また、正常と認知症の中間の状態の軽度認知障害(MCI: Mild Cognitive Impairment)の人や軽度認知症の人への対応として、発症予防やリハビリテーションモデル等の先進的な取り組みに関する好事例等の情報収集を行いながら、発症予防や早期対応、早期支援の充実に取り組んでいきます。

② 相談・支援体制の充実(もの忘れ相談)

地域包括ケアの地区展開の実施状況を踏まえ、もの忘れ相談における課題等を検証し、あんしんすこやかセンターもの忘れ相談窓口の相談・支援の質の向上に取り組めます。

あんしんすこやかセンターの認知症専門相談員を中心として、もの忘れや認知症に関する相談・支援体制の充実に取り組むとともに、あんしんすこやかセンターを会場とした、地区型の「もの忘れチェック相談会」及び各地域で医師の講話と個別相談を組み合わせた、啓発型の「もの忘れチェック講演会」等を実施し、より身近な場所で適した時期に相談できる体制づくりに取り組めます。

増加する認知症の方やその家族の支援の充実のため、あんしんすこやかセンターや地域のケアマネジャーの後方支援の機能として、認知症在宅生活サポートセンターの役割や事業を区民に普及啓発し、対応困難事例等に関する専門相談など、当該

センターの活用を進めます。

また、自動車運転に関する相談や運転免許の自主返納の周知、認知機能低下による様々な生活の問題への対応について、警察と連携をとりながら早期対応・早期支援を進めていきます。

③ 訪問サービスによる在宅生活サポートの推進

認知症初期集中支援チームは、チーム員の専従体制を確保し、対象者にとって効果的な時期に訪問が実施できる体制づくりに取り組みます。

また、あんしんすこやかセンターとチーム員との合同研修や連絡会による人材育成等、事業の安定的な運営及び従事職員の対応やケアの質の向上に取り組みます。

医師による認知症専門相談事業では、認知症状や精神症状がみられたり、ニーズが幅そうしている場合には、認知症専門医とあんしんすこやかセンター職員等が訪問や面談等で相談を実施し、今後の支援方針や支援方法等について専門医から助言を受けることにより、ケアの質の向上に取り組みます。

④ 認知症の人と家族介護者への支援の充実

ア 本人と家族介護者への支援

認知症の方を介護する家族介護者の負担を軽減するため家族の交流会や、若年性認知症など疾患特性別に家族向けの認知症勉強会を実施します。また、区民が自主的に実施する介護者サロンや家族介護者の会とのネットワークづくりに取り組み、家族会間の情報交換や介護者同士の支えあいを支援します。

家族介護者を対象に、介護者のためのストレスケア講座を実施し、家族介護者自身が、自分の健康管理や心理的なストレスの予防のためのセルフケアについて、学び、日常生活で実践することにより、心理的な介護負担の軽減を図ります。

認知症カフェ未整備地区においては、人材や会場の確保に向けて、地区の情報収集を行い整備に取り組むとともに、既存の認知症カフェには適宜訪問し、運営相談等の支援を行います。

イ 社会参加プログラム開発事業

認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業については、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間において、5 地域で各 1 か所の認知症対応型通所介護事業所（以下、「認知症デイサービス」）で、プログラム開発に取り組むとともに、活動の実績を基にプログラムの開発マニュアルを作成します。作成したマニュアルは、認知症在宅生活サポートセンターに引継ぎ、今後、社会参加型プログラムに取り組むことを希望する認知症デイサービスに技術支援を行う体制をつくります。

⑤ 普及啓発の充実

認知症に関する区の取り組みや、認知症の医療・介護サービス等の情報を区民にわかりやすく提供できるよう、区ホームページ掲載内容を充実させるとともに、「FMせたがや」や認知症講演会などにおいて、認知症の人自身の言葉やメッセージ等を発信するなど、普及啓発の充実に取り組みます。

また、認知症ケアパスは、よりわかりやすく使いやすいものになるよう、内容を更新するとともに、もの忘れ外来を実施している医療機関、介護サービス事業者、支援機関等を通じて、広く普及させていきます。

⑥ 認知症サポーターの養成

認知症サポーターの養成や認知症の予防啓発に取り組むとともに、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症カフェの運営ボランティア等、認知症状のある高齢者やその家族を支える地域人材を育成していきます。

⑦ 地域のネットワークづくり

「多職種チーム」によるチームケアの概念や手法の普及、福祉人材育成・研修センターでの多職種協働研修の開催、地区版地域ケア会議における認知症の医療・福祉連携の好事例の共有等、医療と福祉の連携を進め、統合的な認知症ケアが提供できる地域の体制づくりに取り組みます。

また、認知症在宅生活サポートセンターの開設に向け、認知症施策における医療と介護の連携推進等の拠点として運営体制の確保に取り組みます。

5 地域で支えあう仕組みづくりの推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、認知症状のある人が年々増加する中、振り込め詐欺等の消費者被害や地震等の自然災害、孤立死等から高齢者を守るためには、地域で支えあう仕組みづくりを更に進める必要があります。

区では、社会福祉協議会と連携し、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイをはじめとした住民相互の支えあい活動や権利擁護・見守り等の施策を推進するとともに、空き家等を活用した「地域共生のいえ」などの高齢者や子育て、地域交流の場づくりを支援するなど、区民・事業者等と協働したネットワークづくりや福祉のまちづくりを推進してきました。

これらの取り組みをさらに発展させるとともに、新たな地域人材の参加を求め、高齢者をはじめとした地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な方を支えていくことができる環境づくりを推進します。更に、様々な区民やNPO、事業者、区内大学など多様な主体が参加する支えあいの仕組みを広げ、次の世代へと継承していきます。

(1) 支えあい活動の推進

① 地域の支えあい活動の支援

社会福祉協議会において、高齢者など地域住民が仲間づくりや閉じこもり防止等に有効なふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等の地域支えあい活動の立ち上げや運営を支援し、地域の住民相互の支えあい活動を促進していきます。

サロンの運営者や参加者の高齢化の課題には、団体の意向を確認しながら、社会福祉協議会の地区サポーターによるサロン等運営支援や、解散する団体の活動参加者のニーズを確認のうえ、他の団体への移行を調整するなど、可能な限り活動の継続を支援していきます。

シルバー人材センターは、介護予防の一環である「あったかサロン」や「シルバーまんま」を中心に、高齢者の居場所づくりや外出機会の提供、声掛け等、地域の見守りに大きな役割を果たす支えあい活動に積極的に取り組んでいきます。また、会員の地域組織力を生かし、サロンがない地域でもサロンを展開するなど、区と連携しながら、支えあい活動の拡大を図っていきます。

地域のボランティアが主体的に実施する会食サービスの運営を支援し、ひとり暮らしの高齢者等の地域交流を促し、孤立感の解消を図ります。会食サービスを運営する協力員と情報交換や研修などを行う連絡会を実施し、会の継続を支援します。

② 地域との交流を広げるまちづくりの推進

空き家等地域貢献活用窓口事業は、平成 25 年度から実施してきた地域コミュニティの活性化・再生につながる空き家等の地域貢献活用の普及・促進を図るモデル事業について、5年間の総括を行います。

空き家等の住宅ストックを活用した取り組みについて、国や東京都の動向、世田

谷区第三次住宅整備後期方針等を踏まえ、防災街づくり担当部で実施する空家の実態調査も参考に、居住支援を目的とした住宅ストック活用に関する事業全体のあり方を整理・検討していきます。

③ 地域住民による生活の支援

さまざまな生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、協議体の活動等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、住民同士の支えあいの地域づくりを推進していきます。

掃除、食事づくり、洗濯等の家事支援、見守り、話し相手等の生活支援、散歩、買い物、通院等の外出支援など、高齢者等の日常の困りごとを住民相互に助け合う社会福祉協議会のふれあいサービス等により、日常生活を支援します。

シルバー人材センターのあったかサポートについては、需要の少ない内容もあることから、需要のあるサービス内容について調査し、高齢者世帯に必要な作業内容の拡大を検討していきます。また、サービスの担い手となるセンターの会員が安全に就業できるように、作業内容の見直しを適宜進めていきます。更に、事業の積極的なPRを行います。

支えあいサービスについては、社会福祉協議会、シルバー人材センター等と連携し、新たな担い手の確保に努めるとともに、あんしんすこやかセンターと連携し適切なマッチングを図り、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりを促進します。

社会福祉協議会が運営する日常生活支援センターでは、各地区においてふれあいサービス協力会員の確保が困難な場合には、広域的な協力会員のマッチングを行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業の支えあいサービスのコーディネートを行うとともに、ふれあいサービス、支えあいサービス及びあったかサポートでは対応が難しい困りごとには、NPO等のサービスをコーディネートして支援につなげます。

④ 地域人材の発掘・育成

社会福祉協議会が、地域福祉アカデミーや傾聴講座など人材育成講座を実施して、修了生等を地区サポーターとして登録し、地域の行事や事業所・施設等のボランティア、生活支援サービスの担い手など、多様な地域活動への参加をコーディネートします。また、災害時の避難行動要支援者の安否確認の担い手として、地域人材の活用を図ります。

社会福祉協議会の日常生活支援センターでは、体系的な研修とともに出前型の研修を行うなど、ふれあいサービスや支えあいサービス等の新たな担い手を育成するとともに、NPO等と連携して人材育成研修を実施するなど、生活支援サービスの提供体制を拡充します。

なお、住民相互の支えあいや地域福祉推進員、区民成年後見人等の住民活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、ボランティア活動へ参加する機会の提供やボランティアの育成に取り組む世田谷ボランティア協会の運営を支援します。

⑤ 地域の資源開発とネットワークづくりの推進

社会福祉協議会職員が、地区の活動団体や事業者、教育機関など多様な社会資源を訪問調査するとともに、あんしんすこやかセンターの地域ケア会議に出席するなどして、地域課題を把握・分析します。

各地区では、地域の多様な主体の参加のもと、地域の課題を共有して課題解決に向けた検討を行う第二層協議体を開催し、新たな生活支援サービスの創出や居場所等の活動の場づくりなど、地域資源の発掘・創出、マッチングに取り組み、地域課題の解決を図るとともに、支えあいの地域づくりを推進します。

新たな地域資源の創出等とともに、既存の社会資源の活用やネットワーク化を促進することにより、地域の見守りや災害時の支えあいの仕組みづくりを支援します。

また、町会、民生委員、社会福祉協議会等の団体、社会福祉法人やNPO団体、学識経験者等で構成する全区の第一層協議体では、各地区の取り組み事例を共有し、取り組み内容の普及啓発を図るとともに、多様な視点で地域資源開発の取組みをスーパーバイズします。

地域の支えあいを推進するにあたり、社会福祉協議会職員が相互に事例を共有して取り組み内容を検証する事例検討会等を定期的で開催するとともに、事例演習を実施するなど、様々な社会資源をコーディネートするスキルの蓄積・向上を図ります。

なお、社会福祉協議会では、NPOや社会福祉法人等との連携を強化して、多様なサービス提供主体が主体的に参加できる環境整備を推進し、各地区の社会福祉協議会職員の地域資源開発をバックアップするとともに、区では関係所管が連携・協力して社会福祉協議会の取り組みを支援します。

⑥ せたがやシニアボランティア・ポイント事業

高齢者の豊富な知識や経験を生かし、「自分はこんなことができる」「地域に役立つ活動をしてみたい」という高齢者の活力をボランティア活動につなげて行きます。

ポイントを貯めることを楽しみながら自らの健康増進や介護予防、社会参加、交流、地域づくりに取り組めるよう、活動の場を拡大するとともに区民の主体的な地域支え合いとなる活動を支援します。

ボランティア活動のきっかけとし、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手等として活動が広がるよう促します。

(2) 高齢者見守り施策の推進

① あんしん見守り事業の実施

あんしんすこやかセンターが中心となって訪問等による見守りの実施体制の充実を図るとともに、他の見守りの取り組みと連携して見守りに対応します。

あんしんすこやかセンターに見守りコーディネーターを配置し、見守りが必要な高齢者の把握や見守りボランティアによる定期的な訪問見守りを行い、高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るとともに、必要な支援につなげます。

高齢者以外の障害者や子育て家庭等の区民からの相談も受け付ける身近な相談

窓口としての立場から、高齢者以外の区民の見守りに関する相談への対応のあり方を関係所管とともに検討していきます。

② 地区高齢者見守りネットワークの推進

各地区において、町会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等の地域の活動団体や医療関係者、事業者、商店会など、多様な主体が参加し、高齢者の課題を共有するとともに、異変をあんしんすこやかセンターなどの相談窓口につなげることを地域に啓発する地区高齢者見守りネットワークの一層充実に、事務局であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、事務局の実務を行う社会福祉協議会が連携して取り組みます。

③ 民生委員ふれあい訪問の実施

区やサービス事業者との関わりがない高齢者を民生委員が訪問し、世帯状況や健康状態等を確認するとともに、必要に応じてあんしんすこやかセンター等の相談窓口を案内し、見守りや支援に繋がります。民生委員による訪問ができなかった高齢者については、あんしんすこやかセンターや総合支所保健福祉課職員が訪問します。

④ 高齢者安心コール事業等の実施

ア 高齢者安心コール事業

高齢者安心コールでは、高齢者や親族の安心を確保するため、次の事業を実施していきます。

- ・高齢者や親族、近隣住民の方からの日常的な困りごとなどの相談を 24 時間 365 日受ける電話相談サービス
- ・ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で希望する方に対して、定期的にコールセンターから電話で連絡し、安否確認や生活状況を把握する電話訪問サービス
- ・登録ボランティアが高齢者宅を訪問し、電球の交換など簡単な作業を行う訪問援助サービス

3つのサービスにより高齢者の見守りや福祉サービスの案内を行い、支援に繋がっていきます。また、広く利用してもらうため、また登録ボランティアを増やすため、民生委員や会食サービス、地域のボランティア活動団体等を通じ周知を図っていきます。

イ 高齢者見守りステッカー事業

認知症により外出先から帰れないなどの不安のある高齢者を対象に、高齢者安心コールの連絡先を記載した見守りステッカーを配付します。その高齢者が保護された際、警察などがコールセンターへ連絡し、迅速に緊急連絡先につながります。認知症家族の会や認知症カフェなどにおいて制度を周知し、利用者を増やしていきます。

ウ 電話訪問事業

孤立しがちな高齢者に対し、ひだまり友遊会館内にある電話センターから、生涯大学OBが電話訪問を行い孤立感の解消を図ります。

⑤ 緊急通報システム事業等の実施

ひとり暮らしで慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する高齢者等に、緊急事態に陥ったときに東京消防庁等に通報できる緊急通報システムを設置します。より利用しやすいサービスとなるよう、利用者の状況把握に努めるとともに緊急時の電話回線の多様化などの状況を把握し、必要に応じて事業の改善を図っていきます。

また、ひとり暮らし高齢者等を対象に、火災自動通報システムや自動消火装置、ガス安全システムなど、火災安全システムを設置し、高齢者の不安解消と日常生活の安全を図ります。

⑥ 事業者等との連携による見守り

新聞販売同業者組合、東京都水道局、東京ガス、東京都住宅供給公社、都市再生機構、生協、浴場組合、金融機関、宅配事業者との間で見守りに関する協定を締結し、支援が必要な高齢者等の早期把握、安否確認などを行い、異変がある場合など、区またはあんしんすこやかセンターに連絡をもらっています。

今後の協定締結については、東京都が実施している「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」など、広域的に包含する協定事業者との整合を取りながら拡大に努めます。

協定事業者と「高齢者見守り協定に係る連絡協議会」を開催し、情報交換や緊急時の対応などの事例を積み重ね、協定の実効性を高めていきます。

⑦ 避難行動要支援者支援の推進

ア 安否確認・避難支援の体制づくり

避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害発生時に自力での避難等が困難な高齢者等の避難行動要支援者への支援が円滑に行われる環境を整備するとともに、自助・共助・公助の役割分担と一層の連携により、避難行動要支援者への支援体制の整備を図ります。

避難行動要支援者の安否確認では、引き続き町会・自治会との避難行動要支援者支援事業の協定締結の拡充を図ります。また、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、社会福祉協議会との三者連携による地区の安否確認体制の強化を図るなど、重層的な体制づくりを進めます。

イ 福祉避難所の整備

福祉避難所（高齢者）の運営では、引き続き協定施設と協力して訓練や連絡会等を実施し、より実効性を高める取り組みを進めます。また、災害の規模によっては福祉避難所（高齢者）が不足することも想定されるため、新規開設施設等に働きかけるなど、福祉避難所（高齢者）の拡充を図ります。このほか、避難生活の長期化に備え、区民の利用について協定のある、区外の特別養護老人ホームなどとも、災害時に特別な配慮を要する高齢者の受け入れについて検討を進めます。

(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の相談支援

成年後見センターにおいて、高齢者など本人やその親族、相談機関等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受付け、支援するとともに、相続や遺言、負債整理及びそれらに関するトラブル等の相談には、弁護士による法律相談を実施して解決に向けて支援します。

また、親族が成年後見人の申立てを行う場合の手続き等について、成年後見支援員（区民成年後見人養成講座修了者）による成年後見申立て手続き説明会を定期的に行い、家庭裁判所への成年後見親族等申立てを支援します。

② 区民成年後見人の養成及び活動支援

判断能力が十分でない方で親族が後見人に就くことが困難な方について、区民相互の支えあいにより権利擁護を推進する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民後見人を養成します。

養成研修修了者は、区民成年後見支援員に登録し、連絡会や研修会を定期的に行い、様々な制度の改正に伴う情報提供や勉強会等を実施することにより、知識の習得やスキルの向上を支援します。

また、区民後見人には、社会福祉協議会が後見監督人に就き、後見業務等に関する相談支援を行うとともに、活動状況や財産の管理状況など、家庭裁判所への報告書類の確認等を行い、後見業務の適正な実施に向けて指導・監督します。なお、社会福祉協議会が受任しているケースについて、支援内容が安定した段階で区民後見人に引継ぎを行い、区民後見人の活用を図ります。

③ 成年後見区長申立ての実施

認知症や精神障害、知的障害で判断能力が十分でない方で、親族不在や虐待、親族が遠方に居住しているなど、親族等が家庭裁判所に後見等開始の申立てを行うことが困難な方を対象に、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに知的障害者福祉法に基づき、区が親族に代わって後見開始の審判の申立てを行います。

区長申立てにあたっては、庁内関係所管の代表者で構成する区長申立て庁内検討会を開催し、申立て内容等について検討するとともに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、区民成年後見人、区関係所管及び成年後見センターの各代表者で構成する成年後見センター事例検討会において、後見業務等の内容の検討や後見人の候補者の選出等を行います。

④ 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度ハンドブックや区ホームページ、社会福祉協議会のホームページ等により制度を案内するとともに、地域の活動団体や他の自治体に成年後見センター職員や区民成年後見支援員を講師として派遣するなど、制度の普及啓発を図ります。

また、社会福祉協議会において、弁護士会と連携して成年後見制度や任意後見制度に関するセミナーを開催するとともに、弁護士会や司法書士会と連携して、遺言、相続、自分の将来を考えておくことの必要性について「老い支度講座」を開催し、成年後見制度の普及に取り組みます。

⑤ 成年後見等実施機関等との連携

成年後見センターは、地域連携ネットワークの中核機関として、弁護士会、司法書士会並びに社会福祉士会など成年後見等実施機関等と連携し、成年後見センター運営委員会においてセンター運営の検討や意見交換等を行うとともに、相互に協力し合い後見業務の適正な実施を推進します。

また、あんしんすこやかセンターなど相談機関を対象に後見事例検討会を開催し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の情報共有や事例検討等を通じて、連携を強化するとともに、成年後見等実施機関のほか、町会・自治会やあんしんすこやかセンターなどの相談機関、地元の信用金庫等と連携して老い支度講座を開催するなど、地域の関係機関のネットワークづくりを推進します。

⑥ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施

日常生活を営む上で必要なサービスを利用するための情報の入手や、判断・意思表示等を一人で行うことが難しい高齢者や障害者等を対象に、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)により、介護や福祉、行政サービス等の利用援助、日常の生活費の管理、訪問による見守りなどのサービスを提供し、支援が必要な高齢者等の日常生活を支援します。

⑦ 高齢者虐待の防止と高齢者保護

あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実に努めます。

また、区職員及び介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を目的とした事例検討を実施します。また、養介護施設従事者による施設内虐待が増えていることから、施設職員に対する研修等の支援を強化するため、事例を収集し、マニュアル・パンフレットを適宜改訂します。

⑧ 消費者被害防止施策の推進

消費者問題について積極的に学び、主体的に伝える活動を行う「消費者市民」を育成するため、消費生活課主催の各種講座を効果的に実施するため、開催場所や講座内容等について検討します。

消費生活に関する知識を広く啓発するため、「消費生活センターだより」の発行部数の見直しや配付方法の改善を進めます。

高齢者の見守り、消費者被害の未然防止に取り組むため、庁内関係部署をはじめ、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、介護サービス事業者・宅配業者・生

協・新聞配達業者など地域の事業者（団体）、警察、防犯協会、民生委員など、高齢者の身近にいるすべての人との連携強化を図ります。

平成 28 年 4 月に施行された改正消費者安全法に規定する「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域の見守り関係者を構成員と位置づけることで、地域社会における効果的な見守り体制づくりを構築します。

引き続き、高齢者消費者被害相談専用電話回線を設置・運用し、高齢者が安心して相談しやすい体制を確保するとともに、消費者被害の救済のため、弁護士などの専門家をさらに活用し、解決困難な案件に対応します。

6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言や、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進するとともに、適切な事業者指導や、東京都と連携した監査を実施し、制度を適正に運営します。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステムの構築」を推進する中、不可欠の社会基盤である福祉・介護人材の不足が深刻となっています。2025年に向けて、医療・介護需要が一層高まることから、2020年（平成32年）4月に梅ヶ丘拠点に開設する新たな福祉人材育成・研修センターを活用し、障害福祉分野、子ども分野、保健医療分野とも連携した福祉・介護人材の確保、育成・定着支援に関する総合的な取り組みを進めます。

(1) サービスの質の向上

① サービスの質の向上に向けた事業者への支援

ア 苦情・事故報告

苦情・事故報告書提出について法令等に基づく報告基準や目安などを含めた周知徹底を継続的に行い、提出の必要性を意識づけていきます。

区の指導検査等を通じて、事業所の運営やサービス提供の状況を把握するとともに、国や都の動向に注視しつつ、必要に応じて連携を図ることで適切な指導・助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援していきます。また、第三者機関である保健福祉サービス向上委員会を活用し、苦情の活用方法や事故の未然防止等、サービスの質向上につながる方策を検討し、実践に向けて取り組んでいきます。

イ 研修・セミナーの実施

福祉人材育成・研修センターにおいて、人材の確保・定着や人材育成を目的とした研修や、利用者の苦情や指摘事項を業務改善につなげるセミナー等を実施することで、介護サービス事業者の質の向上を図ります。また、利用者が事業者を選ぶ上で参考となるよう、引き続き事業者ごとの研修受講状況を公表します。

さらに、介護保険制度に関する情報を様々な手段を通じて、事業者などのサービスの担い手に提供することにより、介護保険事業の適正な運営を推進します。

② 事業者への適切な指導・監査の実施

介護保険法に基づき、介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に指導を行います。指導にあたっては、事業所における実地指導のほか、必要な指導の内容に応じて、講習等の方法により行う集団指導を実施し、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効果的な指導に取り組みます。

重大な指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事

実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

また、平成 30 年度に居宅介護支援事業所の指定・指導権限が移譲されることなどを踏まえ、事業者台帳システムの導入や指導検査体制の整備により、効率的かつ効果的な指定及び指導の実施に取り組みます。

③ 第三者評価の促進・活用

第三者評価の受審促進を図るため、事業者連絡会や情報提供ツールを活用して、事業者に対して、受審費の補助制度や受審の必要性を幅広く周知していきます。また、計画的な受審にあわせ、その後の改善に向けた取り組みについての報告を求め、報告内容を公表することにより事業者の主体的なサービス向上への取り組みを促します。

④ 区民・事業者へのわかりやすいサービス情報の提供

介護保険制度が多様化・複雑化する中で、利用者やその家族、地域住民等が、正しく情報を理解し、サービスを活用できるよう、情報提供の様々な手法を検証し、サービスを必要とする人にとってわかりやすい方法を検討していきます。併せて、区民等へ第三者評価制度の周知を行うとともに、わかりやすい情報提供の方法を検討していきます。

事業者向けには、情報紙「質の向上 Navi」の定期的な発行や配付先拡大に取り組むとともに、介護事業者向け「FAX情報便」や事業者連絡会等において、サービスの質の向上に関する情報提供に継続して取り組んでいきます。

⑤ 苦情対応の充実

第三者機関である保健福祉サービス苦情審査会において、区民からの申立てに対し適正に対応していくとともに、区民に対して審査会に関する情報提供を継続していきます。さらに、申立てに関する審査過程での委員からの指摘や意見等の活用について検討していきます。

苦情・相談対応能力の向上に向け、区職員や社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター職員等を対象とした研修を継続・充実していきます。また、事業者に対して、連絡会や実地指導等の機会を捉え、組織的な対応を踏まえた苦情・相談機能の充実を図るための指導・助言等を行っていきます。

⑥ 運営推進会議の適切な運営

地域密着型サービス事業所が自ら設置する運営推進会議について、提供しているサービス内容等を明らかにし、透明性の高いサービス運営とすることにより、サービスの質の確保及び地域との連携を図ることができるよう、地域密着型サービス事業者に対し、適宜、指導・助言を行い、運営推進会議の適切な運営を確保していきます。

(2)福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

① 人材確保に向けた事業者支援等の充実

求職者に対し、ハローワーク等との共催による就職面接・相談会や区内介護施設等見学会を実施するほか、介護職員初任者研修の受講料助成、採用担当者向けのセミナーの開催など、区内介護サービス事業所への就労を促します。

離職中の介護福祉士等の有資格者に対し、介護分野への再就職に向けた不安感を払拭するため、区の介護保険関連の情報提供や最新の介護技術に関する研修やセミナーの実施など、再就職を促す取り組みを進めます。

地方からの転居費用や宿舍借り上げ経費などの負担軽減策の検討や、介護施設等が外国人介護職を受け入れる際の課題などを整理し、支援策を検討します。

また、疾病や加齢等により日常の医療的ケアが必要となった高齢者が、住み慣れた自宅で療養生活をおくるためには、医師の指示に基づき看護師が高齢者宅を訪問して行う訪問看護が不可欠です。福祉人材育成・研修センターで実施している職場体験等の就労支援、訪問看護ステーションが主催する研修等との連携、都事業の周知などを通して看護師の資格を持つ方の再就職や訪問看護事業者を支援し、訪問看護人材の確保を図ります。

② 人材の育成・専門性向上への支援

介護ニーズが高度化・多様化する中、身近な場所で研修が受講できるよう区が設置している福祉人材育成・研修センターにおいて、介護職員の育成・専門性向上のための研修や、医療と介護の連携強化を図る研修などを実施します。その内容は、介護サービス事業者等が参加する研修運営検討会において効果を検証するほか、ヤングケアラーやダブルケアラー、LGBT等の視点も踏まえ、内容の充実を図ります。

また、介護職員に対し、介護福祉士の資格を取得するまでのキャリアアップを支援するほか、訪問介護員に対する研修受講助成を行うなど、従事者自らが業務上必要な資格を取得し、知識を習得することを支援します。併せて、介護サービス事業者が行う職場内研修や外部研修の受講にかかる費用を助成するなど、従事者の資質向上に取り組む介護サービス事業者に対しても支援していきます。

③ 人材の定着支援

区内の介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働き続けることができるよう、経営者等に対する労働環境の改善をテーマにした研修の実施や、意欲や能力に応じたキャリアパス制度の導入・運用支援を行います。

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、人工知能（AI）を活用した介護ロボットの開発・普及に向けた取り組みが加速しています。介護ロボット導入支援事業の効果検証を踏まえるとともに、国や都の動向など情報収集に努め、介護ロボットの活用について検討を進めます。また、従事者に対するメンタルヘルスなど相談事業の充実を図るとともに、多年にわたり職務に精励した職員に対する

表彰を実施するなど、人材の定着促進に向けた総合的な取り組みを進めます。

特に、離職者の7割強が勤続年数3年未満という調査結果(※)があることから、新規採用職員を対象とした合同入職式の実施や、職場や法人の枠を超えて悩みや思いを共有できる関係づくりを目的とした交流事業など、概ね就職3年未満の職員の離職防止に向けた取り組みを強化します。

※公益財団法人介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」

④ 担い手のすそ野拡大に向けた取り組み

今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取り組みや、次世代を担う小・中・高校生の福祉職場への興味や関心を高め、就労のきっかけづくりとなるような取り組みを進めます。

将来の担い手となり得る小・中学生に対し、福祉の仕事入門講座の出前授業を実施するなど、魅力の発信と興味関心の醸成に取り組みます。また、就職活動期の高校生とその保護者、進路指導担当教員を対象にした講演会や職場体験の実施、リーフレットの配付など、福祉の仕事に関心を持ってもらえるよう、理解促進とイメージアップを図ります。

介護サービスの種類や仕組み、そのサービスを支える多くの職種と仕事内容など、広く区民の正しい理解を得るための取り組みを進めます。介護の仕事が、それぞれのライフステージに応じ、これまでの経験を生かし活躍できる就労先となるよう取り組みます。

また、「せたがや介護の日」などのイベントを通じて、区民に対して福祉の仕事の魅力を発信しイメージアップを図るとともに、資格取得や就労に関する区の支援事業の紹介などを行っていきます。

さらに、区内の介護事業所や大学等で働き、学び、研究する人や区民が、日常の実践活動や研究成果を発表し、学びあう場として設立された「せたがや福社区民学会」に、区も参加し連携することにより、福祉の仕事の魅力向上や意欲向上を図ります。併せて、「せたがや福社区民学会」会員大学生による学生交流会「せたがやLink!」とも連携しながら、担い手のすそ野拡大に向けて取り組みます。

7 介護保険制度の円滑な運営

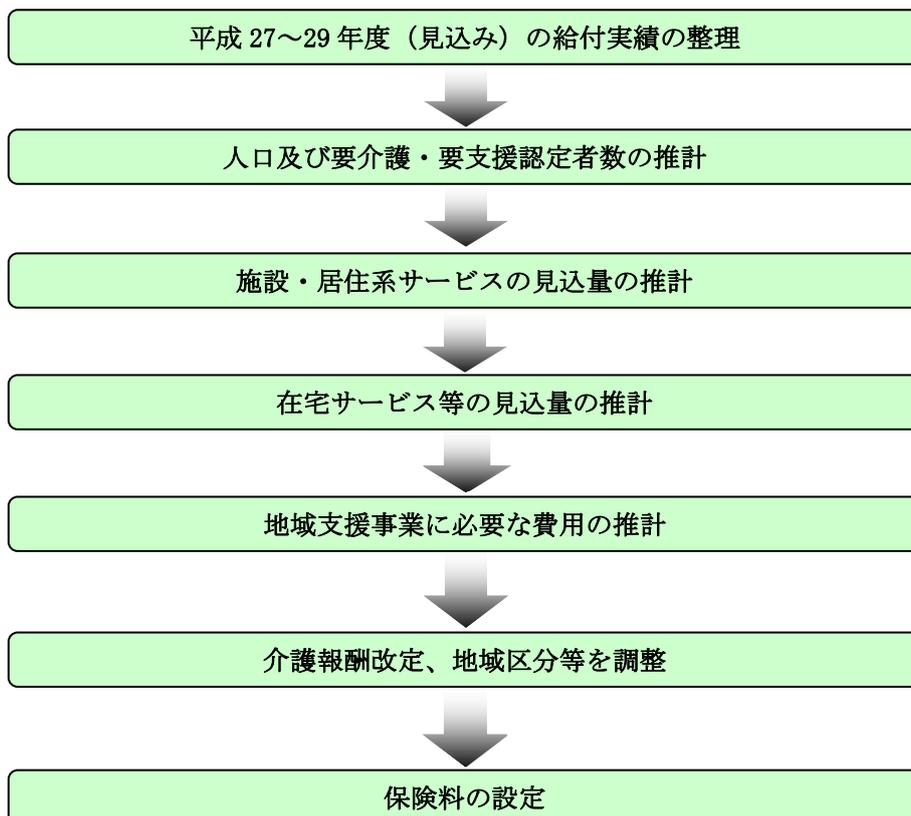
「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、区は保険者として、3年間を一期とする介護保険事業計画の中で、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、第7期における保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、介護が必要な高齢者を支える基盤である介護保険サービスの質と量を確保するため、介護給付適正化計画に沿って適正化事業を進めるとともに、低所得者や介護サービス事業者への支援を行います。

なお、介護需要が高まる2025年に必要となる介護サービス量や保険料水準を推計し、世田谷区の将来像を区民や事業者等と広く共有することで、介護予防や身近な地域での活動について認識を深め、地域包括ケアシステムの推進を図ります。



第7期介護保険事業計画における見込量の推計と保険料設定の流れ



(1) 介護サービス量の見込み

① 被保険者数の推計

被保険者数の推計は、コーホート要因法による区の人口推計をもとに、住所地特例対象者数を加味し、性別・年齢階層別に推計します。

② 要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者数について、各年の性別・年齢階層別被保険者数の見込みをもとに、認定率の動向や介護予防事業の効果等を勘案して将来の認定率を見込みます。

③ 施設・居住系サービス量の見込み

要介護認定者数の推移や過去の給付実績を分析するとともに、高齢者の生活を支える多様な居住の場やサービス基盤の確保に向けた区の介護施設等整備計画を踏まえ、施設・居住系サービスの見込み量を推計します。

④ 居宅・地域密着型サービス量の見込み

認定者数に対するサービス利用者数の割合や、一人あたりのサービス利用回数・給付費の実績、地域密着型サービスの整備計画等を踏まえ、居宅・地域密着型サービスの利用者数や給付費を推計します。

⑤ 標準給付費の見込み

高齢者人口の増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて標準給付費を推計します。

(2) 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する区のサービスです。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、予想される財政フレームの中で適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計します。

(3) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、平成30年度から32年度までの第1号被保険者数と要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定します。

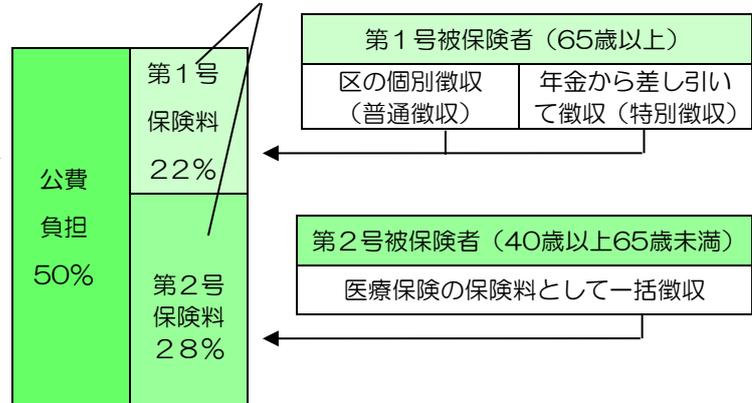
① 介護保険事業の財源構成と第1号被保険者保険料の仕組み

介護保険の財源構成

	介護保険施設・特定施設	左記以外
国	20%	25%
都	17.5%	12.5%
区市町村	12.5%	12.5%

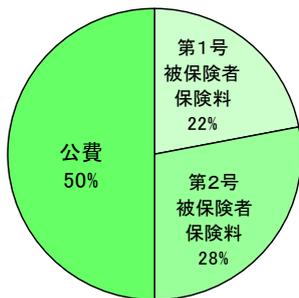
※国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で5%が各区市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付されます。交付割合が5%未満の場合は、差分が第1号被保険者の負担となり、5%を超える場合は、差分は第1号被保険者の負担軽減となります。

※第1号被保険者と第2号被保険者の一人当たり平均保険料が等しくなるように定められている（人数比で按分）

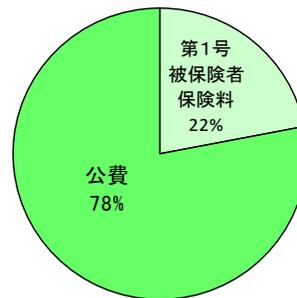


地域支援事業の財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業・任意事業>



※公費の内訳は、いずれも国 1/2、都 1/4、区 1/4

② 第7期介護保険料設定の考え方

要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、被保険者の負担能力に応じた保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努めるなど、様々な観点から慎重に検討を行い、第7期の介護保険料を設定します。

- ア 保険料段階の多段階化
- イ 介護給付費準備基金の活用
- ウ 介護保険制度改正の影響
- エ 低所得者対策

③ 第1号被保険者の保険料段階と保険料

④ 2025年の保険料水準

(4) 制度を円滑に運営するための仕組み

介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするために、介護を必要とする方を適正に認定し、過不足のない真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

区では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、東京都と整合を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合など、主要5事業について実施目標を定めます。事業者への指導・支援、国民健康保険団体連合会の適正化システムや地域ケア会議の活用その他、介護保険制度の趣旨普及等を通じて、適正化の目的を広く事業者や専門職、区民等と共有し、介護給付適正化の取り組みを進めていきます。

また、低所得の高齢者が、自立支援のために必要なサービスを受けることができるよう、介護保険料やサービスの利用料について負担軽減を図ります。

① 第4期介護給付適正化の実施目標（主要5事業）

ア 要介護認定の適正化

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。適切に認定審査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を実施します。また、模擬審査会や審査会における模擬事例の審査を通じて、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。

イ ケアプランの点検

区の職員がケアマネジャーの作成したケアプラン等を一緒に確認することで、ケアマネジャーの悩みやつまづきを把握し、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。

東京都では「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を作成し、区市町村のケアプラン点検の支援を行っています。ガイドラインで示されているアセスメントを適切に行っているかを確認するためのシート「リ・アセスメント支援シート」は、東京都のケアマネジャー向け研修での活用などにより、ケアマネジャーの理解が進んでいます。このため、区では、引き続き「ガイドライン」に沿ったケアプラン点検を実施するとともに、ケアプラン点検の実施結果をもとにした研修会等を開催し、ケアプラン作成における留意点等をケアマネジャーに広く周知していきます。

また、主任ケアマネジャーと連携した効果的・効率的なケアプラン点検も引き続き実施していきます。

ウ 住宅改修の点検等

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、利用者宅の状況確認や工事見積書の工事前点検、竣工時の訪問調査等を行います。調査の際に点検すべきポイントについて、漏れなく確認するためのチェックシートを作成するなど、事業の内容の充実を図ります。また、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉

用具の必要性や利用状況等を確認します。

さらに、研修会の実施や案内冊子の発行を通じて、事業者に対して介護保険住宅改修や福祉用具購入の趣旨・手続きの方法等の周知をしていきます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国民健康保険団体連合会システムを活用した後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、事業者への照会・確認等を行い、給付日数や提供されたサービスの整合性を図るなど、請求内容の適正化を図ります。

オ 介護給付費通知

利用者が自分の受けたサービスを改めて確認し、適切なサービスの利用を考えたり、事業者に必要なサービス提供を啓発するために、事業者の介護報酬請求や費用の給付について利用者（家族を含む）あてに介護給付費通知を通知します。介護給付費の通知にあたっては、介護保険制度の説明や通知の見方を通知文書に同封するなど、制度の趣旨を広く伝える工夫を行い、効果が上がる実施方法について検討を進めます。

② 制度の趣旨普及

介護サービスが必要な高齢者を社会全体で支える介護保険の仕組みを広く周知し、制度の趣旨を区民や事業者と共有していくことで、介護保険制度への信頼を高めていく必要があります。

区のおしらせ「せたがや」による介護保険制度の紹介、「介護保険のてびき」、「介護保険ガイドブック」等の発行による各種サービスの案内、区ホームページやスマートフォンを活用した「せたがや高齢・介護応援アプリ」による迅速な情報提供、事業者向け情報をタイムリーに掲載した「FAX情報便」の一斉送付など、様々な方法により介護保険制度の趣旨の普及を図ります。

③ 低所得者への配慮等

高齢者人口が増え、介護保険サービスの利用が増加する中、介護給付費の5割を保険料でまかないますが、区独自の減額制度により年収や資産等の要件を満たす低所得の方についての保険料を今後も継続して軽減していきます。

また、介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に、超えた額を高額サービス費として利用者に支給します。低所得者が介護保険施設等を利用する際の食費・居住費についても軽減を行います。さらに、生計困難な方でも、必要な介護サービスを受けられるよう、国・都の助成に区の独自助成分を上乗せし、本人負担分の一定割合（サービス利用料1割負担の50%または60%、食費居住費の25%）の軽減を行い、事業者には負担のかからない区独自の利用者負担額軽減制度を継続して実施します。

第5章 計画の推進体制

第5章では、第7期計画の推進に向けた計画の推進体制や計画の進行管理等について記述します。

1. 区の推進体制
2. 計画の進行管理

計画案において記載

第6章 計画策定の経過

第6章では、第7期計画策定に向けての、世田谷区地域保健福祉審議会及び同審議会高齢者福祉・介護保険部会における審議の経過等を掲載します。

1 計画策定に向けた審議等の経過

(1) 高齢者のニーズ等の把握

平成 28 年 12 月に、世田谷区にお住いの高齢者や居宅介護サービス利用者の状況および世田谷区内に所在している介護事業者の事業運営等の実態を把握・分析し、計画の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

- ・ 区民編 A 65 歳以上で、介護保険要介護認定者を除いた 6,000 人
B 第 1 号被保険者のうち、在宅の要介護認定者 2,700 人
C 第 2 号被保険者のうち、在宅の要介護認定者 100 人
 - ・ 資料編 D 区内の介護サービス事業所 1,077 ヶ所
- 詳細は、第 7 章資料編 4. 参照。

(2) 地域保健福祉審議会への諮問

区は、平成 28 年 10 月 28 日開催の第 66 回審議会に第 7 期計画の策定にあたっての考え方について諮問しました。審議会では、高齢者等に関わる専門的事項について、学識経験者、医療関係者、区民、事業者で構成する部会を設置し、審議を行うこととしました。

(3) 部会における審議(第 1 回～第 4 回)

平成 29 年 2 月から 6 月にかけて 4 回の部会が開催され、第 6 期の取り組み状況と課題、第 7 期に向けた論点整理、介護保険事業の進捗及び重要な施策の展開等について審議が行われました。第 4 回部会では、第 7 期計画の策定の考え方について、中間まとめ案の審議が行われました。

(4) 庁内における検討及び計画の策定

区は平成 29 年 1 月に、関係所管で構成する高齢者福祉・介護保険事業計画策定検討委員会を設置し、庁内検討を行っています。

【世田谷区地域保健福祉審議会及び高齢者福祉・介護保険部会の審議等の経過】

開催日	会議名	主な案件
平成 28 年 10 月 28 日	第66回地域保健審議会	「第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定にあたっての考え方について（諮問）
平成 29 年 2 月 13 日	第 1 回 高齢者福祉・介護保険部会	①第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ②介護保険制度の見直しに関する意見（国資料） ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と関連するその他の計画等 ④高齢者人口及び介護保険要介護認定の状況等 ⑤第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況（見込み）と主なポイント ⑥「地域包括ケアシステム」と「地域包括ケアの地区展開」について ⑦平成 28 年度高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査（速報版） ⑧主な検討事項（案）
平成 29 年 3 月 24 日	第 2 回 高齢者福祉・介護保険部会	①平成 28 年度高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書 ②医療・介護データの分析 ③介護人材の確保と育成・定着支援について
平成 29 年 5 月 26 日	第 3 回 高齢者福祉・介護保険部会	①第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系（案）について ②健康づくり・介護予防の推進について ③認知症施策の推進について ④在宅医療・介護連携の推進について ⑤在宅生活を支える基盤の整備・安心できる居住の場の確保について
平成 29 年 6 月 28 日	第 4 回 高齢者福祉・介護保険部会	①平成 28 年度介護保険事業の実施状況について ②サービスの質の向上に向けた取り組み状況及び今後の方向性 ③第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について《中間のまとめ（案）》
平成 29 年 7 月 14 日	第68回地域保健福祉審議会	・第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について《中間のまとめ（案）》

第7章 資料編

第7章では、基礎資料として、高齢者の推移や介護保険事業の現状、日常生活圏域の現状等のデータ及び介護施設等整備計画を掲載します。

- 1 高齢者の状況
- 2 介護保険の状況
- 3 日常生活圏域（まちづくりセンター単位）の状況
- 4 高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の結果（抜粋）
- 5 医療と介護のデータ分析(**計画案で記載**)
- 6 用語解説等(**計画案で記載**)

1 高齢者の状況

(1) 男女別・地域別人口

(単位：人)

	全区	男	女	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
総人口	896,057	425,421	470,636	245,661	150,355	221,812	160,428	117,801
65歳以上	180,550	75,249	105,301	47,887	30,566	44,723	33,066	24,308
総人口に占める割合	20.15%	17.69%	22.37%	19.49%	20.33%	20.16%	20.61%	20.63%
70歳以上	130,404	51,406	78,998	34,511	22,352	31,994	23,816	17,731
総人口に占める割合	14.55%	12.08%	16.79%	14.05%	14.87%	14.42%	14.85%	15.05%
75歳以上	92,313	34,382	57,931	24,350	15,958	22,403	16,867	12,735
総人口に占める割合	10.30%	8.08%	12.31%	9.91%	10.61%	10.10%	10.51%	10.81%
80歳以上	58,948	20,295	38,653	15,421	10,386	14,324	10,664	8,153
総人口に占める割合	6.58%	4.77%	8.21%	6.28%	6.91%	6.46%	6.65%	6.92%
90歳以上	11,874	3,071	8,803	3,099	2,190	3,003	2,127	1,455
総人口に占める割合	1.33%	0.72%	1.87%	1.26%	1.46%	1.35%	1.33%	1.24%
100歳以上	434	64	370	113	85	106	86	44
総人口に占める割合	0.05%	0.02%	0.08%	0.05%	0.06%	0.05%	0.05%	0.04%
後期高齢者の割合 (75歳以上 ／65歳以上)	51.13%	45.69%	55.01%	50.85%	52.21%	50.09%	51.01%	52.39%
40歳以上65歳未満	318,545	154,666	163,879	85,208	50,453	82,303	59,007	41,574
総人口に占める割合	35.55%	36.36%	34.82%	34.69%	33.56%	37.10%	36.78%	35.29%

住民基本台帳 平成29年4月

人口推計 調整中

2 介護保険の状況

(1) 要介護・要支援認定者の状況

(単位：人)

区分 ※認定者数は2号被保険者除く		平成26年度	平成27年度	平成28年度	伸び率	
					26～27年度	27～28年度
全国	要介護認定者数①	5,917,554	6,068,408	6,186,862	2.5%	2.0%
	第1号被保険者数②	33,020,706	33,815,848	34,405,430	2.4%	1.7%
	要介護認定率①/②	17.9%	17.9%	18.0%	0.1%	0.2%
東京都	要介護認定者数①	532,565	548,019	561,382	2.9%	2.4%
	第1号被保険者数②	2,960,792	3,022,803	3,065,446	2.1%	1.4%
	要介護認定率①/②	18.0%	18.1%	18.3%	0.8%	1.0%
東京区部	要介護認定者数①	363,750	373,376	381,572	2.6%	2.2%
	第1号被保険者数②	1,974,758	2,010,493	2,032,979	1.8%	1.1%
	要介護認定率①/②	18.4%	18.6%	18.8%	0.8%	1.1%
世田谷区	要介護認定者数①	36,378	36,924	37,313	1.5%	1.1%
	第1号被保険者数②	176,439	179,512	181,652	1.7%	1.2%
	要介護認定率①/②	20.6%	20.6%	20.5%	-0.2%	-0.1%

区分 ※認定者数は2号被保険者含む		平成26年度		平成27年度		平成28年度		伸び率	
			うち2号		うち2号		うち2号	26～27年度	27～28年度
全国	要支援1	871,351	12,806	889,645	12,590	891,758	12,552	2.1%	0.2%
	要支援2	837,658	19,951	858,446	19,377	867,870	19,300	2.5%	1.1%
	要支援小計	1,709,009	32,757	1,748,091	31,967	1,759,628	31,852	2.3%	0.7%
	要介護1	1,170,482	23,376	1,220,477	22,919	1,259,834	22,398	4.3%	3.2%
	要介護2	1,059,631	30,390	1,080,481	29,037	1,102,791	28,136	2.0%	2.1%
	要介護3	789,874	19,280	809,617	18,428	832,152	18,246	2.5%	2.8%
	要介護4	726,351	16,424	743,913	15,738	764,491	15,237	2.4%	2.8%
	要介護5	602,741	18,307	601,344	17,426	600,834	16,999	-0.2%	-0.1%
	要介護小計	4,349,079	107,777	4,455,832	103,548	4,560,102	101,016	2.5%	2.3%
	計	6,058,088	140,534	6,203,923	135,515	6,319,730	132,868	2.4%	1.9%
東京都	要支援1	84,564	1,070	85,877	1,085	87,143	1,153	1.6%	1.5%
	要支援2	69,741	1,617	71,614	1,575	72,181	1,560	2.7%	0.8%
	要支援小計	154,305	2,687	157,491	2,660	159,324	2,713	2.1%	1.2%
	要介護1	106,142	2,110	110,685	2,035	114,770	2,058	4.3%	3.7%
	要介護2	93,597	2,741	96,132	2,722	98,592	2,671	2.7%	2.6%
	要介護3	68,479	1,787	70,422	1,726	73,055	1,764	2.8%	3.7%
	要介護4	64,797	1,519	67,362	1,520	69,531	1,493	4.0%	3.2%
	要介護5	58,000	1,911	58,466	1,876	58,609	1,800	0.8%	0.2%
	要介護小計	391,015	10,068	403,067	9,879	414,557	9,786	3.1%	2.9%
	計	545,320	12,755	560,558	12,539	573,881	12,499	2.8%	2.4%
世田谷区	要支援1	5,385	47	5,113	45	4,882	42	-5.1%	-4.5%
	要支援2	4,602	85	4,604	81	4,541	75	0.0%	-1.4%
	要支援小計	9,987	132	9,717	126	9,423	117	-2.7%	-3.0%
	要介護1	7,148	124	7,459	128	7,693	131	4.4%	3.1%
	要介護2	6,448	161	6,682	170	6,775	184	3.6%	1.4%
	要介護3	4,890	109	4,966	104	5,189	102	1.6%	4.5%
	要介護4	4,475	81	4,621	82	4,788	74	3.3%	3.6%
	要介護5	4,154	117	4,214	125	4,169	116	1.4%	-1.1%
	要介護小計	27,115	592	27,942	609	28,614	607	3.0%	2.4%
	計	37,102	724	37,659	735	38,037	724	1.5%	1.0%

出典：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

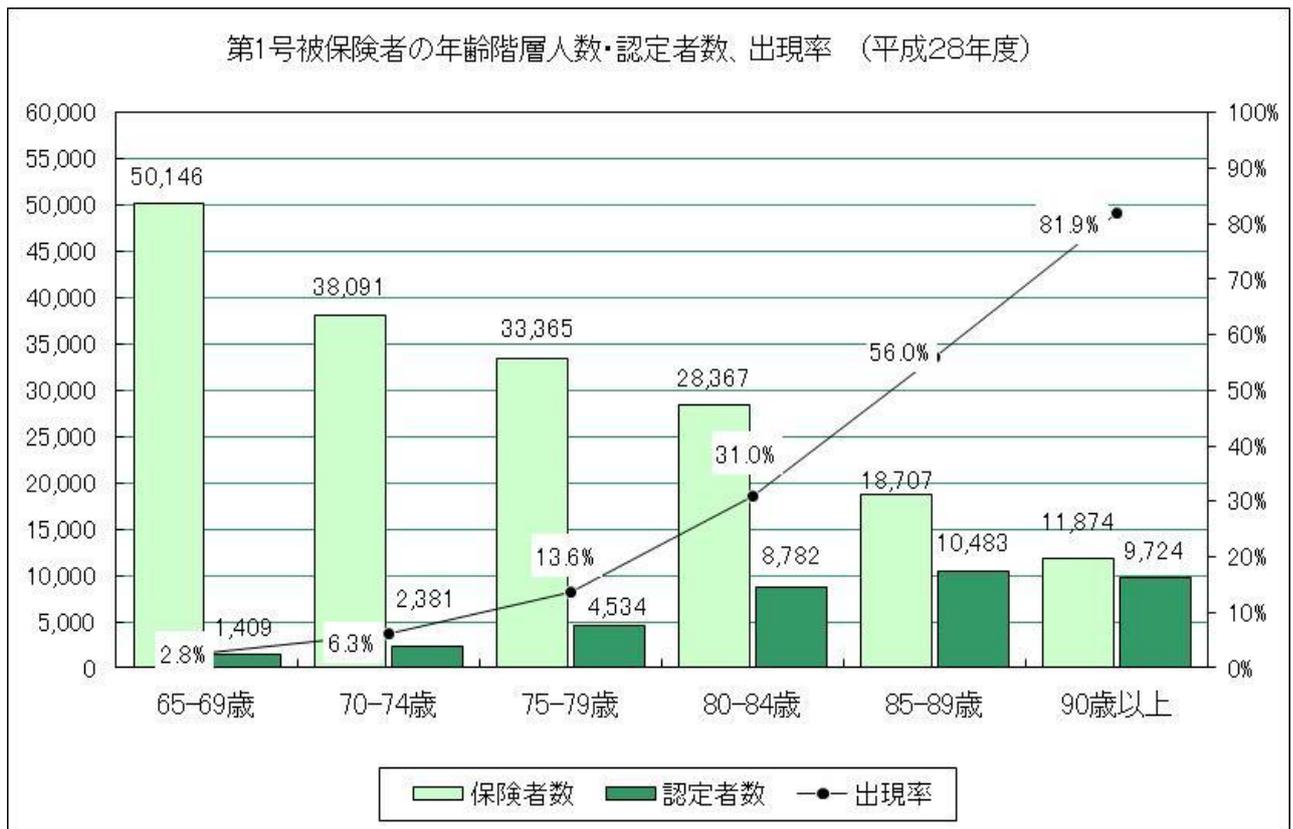
(単位：人)

区分 ※認定者数は2号被保険者含む		認定者数			構成比		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全 国	要支援1	871,351	889,645	891,758	14.4%	14.3%	14.1%
	要支援2	837,658	858,446	867,870	13.8%	13.8%	13.7%
	要支援小計	1,709,009	1,748,091	1,759,628	28.2%	28.2%	27.8%
	要介護1	1,170,482	1,220,477	1,259,834	19.3%	19.7%	19.9%
	要介護2	1,059,631	1,080,481	1,102,791	17.5%	17.4%	17.4%
	要介護3	789,874	809,617	832,152	13.0%	13.1%	13.2%
	要介護4	726,351	743,913	764,491	12.0%	12.0%	12.1%
	要介護5	602,741	601,344	600,834	9.9%	9.7%	9.5%
	要介護小計	4,349,079	4,455,832	4,560,102	71.8%	71.8%	72.2%
	計	6,058,088	6,203,923	6,319,730	100.0%	100.0%	100.0%
東 京 都	要支援1	84,564	85,877	87,143	15.5%	15.3%	15.2%
	要支援2	69,741	71,614	72,181	12.8%	12.8%	12.6%
	要支援小計	154,305	157,491	159,324	28.3%	28.1%	27.8%
	要介護1	106,142	110,685	114,770	19.5%	19.7%	20.0%
	要介護2	93,597	96,132	98,592	17.2%	17.1%	17.2%
	要介護3	68,479	70,422	73,055	12.6%	12.6%	12.7%
	要介護4	64,797	67,362	69,531	11.9%	12.0%	12.1%
	要介護5	58,000	58,446	58,609	10.6%	10.4%	10.2%
	要介護小計	391,015	403,047	414,557	71.7%	71.9%	72.2%
	計	545,320	560,538	573,881	100.0%	100.0%	100.0%
世 田 谷 区	要支援1	5,385	5,113	4,882	14.5%	13.6%	12.8%
	要支援2	4,602	4,604	4,541	12.4%	12.2%	11.9%
	要支援小計	9,987	9,717	9,423	26.9%	25.8%	24.8%
	要介護1	7,148	7,459	7,693	19.3%	19.8%	20.2%
	要介護2	6,448	6,682	6,775	17.4%	17.7%	17.8%
	要介護3	4,890	4,966	5,189	13.2%	13.2%	13.6%
	要介護4	4,475	4,621	4,788	12.1%	12.3%	12.6%
	要介護5	4,154	4,214	4,169	11.2%	11.2%	11.0%
	要介護小計	27,115	27,942	28,614	73.1%	74.2%	75.2%
	計	37,102	37,659	38,037	100.0%	100.0%	100.0%

出典：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

【参考】-① 年齢階層別認定者数の推移

区分 ※認定者数は2号 被保険者含む		平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		被保険者数	認定者数	出現率	被保険者数	認定者数	出現率	被保険者数	認定者数	出現率
認定者数計		-	37,102	-	-	37,659	-	-	38,037	-
2号	40-64歳	306,700	724	0.2%	312,554	735	0.2%	318,545	724	0.2%
1号	65歳以上	175,483	36,378	20.7%	178,426	36,924	20.7%	180,550	37,313	20.7%
前期 高齢	65-69歳	48,853	1,390	2.8%	50,854	1,441	2.8%	50,146	1,409	2.8%
	70-74歳	39,287	2,555	6.5%	38,067	2,418	6.4%	38,091	2,381	6.3%
	小計	88,140	3,945	4.5%	88,921	3,859	4.3%	88,237	3,790	4.3%
後期 高齢	75-79歳	32,444	4,877	15.0%	32,336	4,670	14.4%	33,365	4,534	13.6%
	80-84歳	26,951	8,824	32.7%	27,907	8,854	31.7%	28,367	8,782	31.0%
	85-89歳	17,548	10,109	57.6%	18,104	10,317	57.0%	18,707	10,483	56.0%
	90歳以上	10,400	8,623	82.9%	11,158	9,224	82.7%	11,874	9,724	81.9%
	小計	87,343	32,433	37.1%	89,505	33,065	36.9%	92,313	33,523	36.3%
認定者の後期高齢者率		-	87.4%	-	-	87.8%	-	-	88.1%	-



出典：第1号被保険者数・認定者数は介護保険事業状況報告

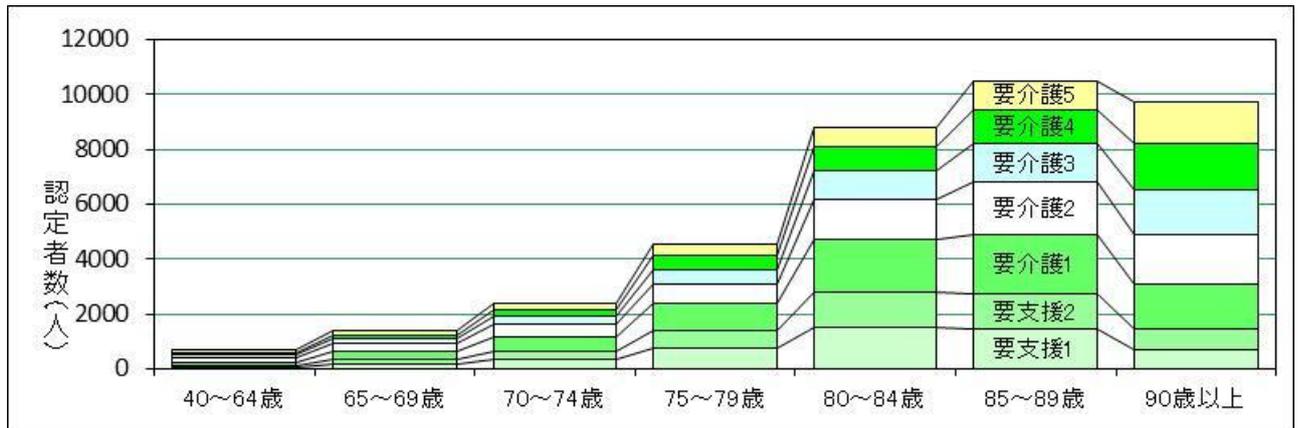
第2号被保険者数は世田谷区住民基本台帳（外国人を含む）

※出現率は、各年齢階層別被保険者数に占める要介護（支援）認定者の割合
（各年度3月末現在）

【参考】-② 要介護・要支援認定者の年齢階層別内訳・構成比

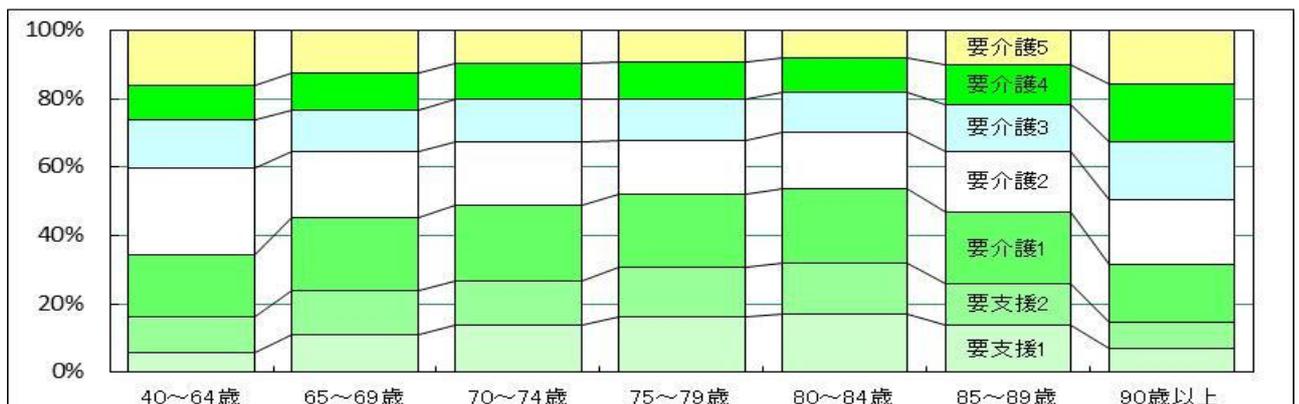
(単位：人)

	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計	構成比
40～64歳	42	75	117	131	184	102	74	116	607	724	1.9%
65～69歳	157	178	335	304	273	169	154	174	1,074	1,409	3.7%
70～74歳	331	304	635	526	449	289	256	226	1,746	2,381	6.3%
前期高齢者	488	482	970	830	722	458	410	400	2,820	3,790	10.0%
75～79歳	728	660	1,388	971	719	546	485	425	3,146	4,534	11.9%
80～84歳	1,490	1,319	2,809	1,911	1,448	1,027	890	697	5,973	8,782	23.1%
85～89歳	1,442	1,268	2,710	2,190	1,894	1,408	1,252	1,029	7,773	10,483	27.6%
90歳以上	692	737	1,429	1,660	1,808	1,648	1,677	1,502	8,295	9,724	25.6%
後期高齢者	4,352	3,984	8,336	6,732	5,869	4,629	4,304	3,653	25,187	33,523	88.1%
合計	4,882	4,541	9,423	7,693	6,775	5,189	4,788	4,169	28,614	38,037	100%



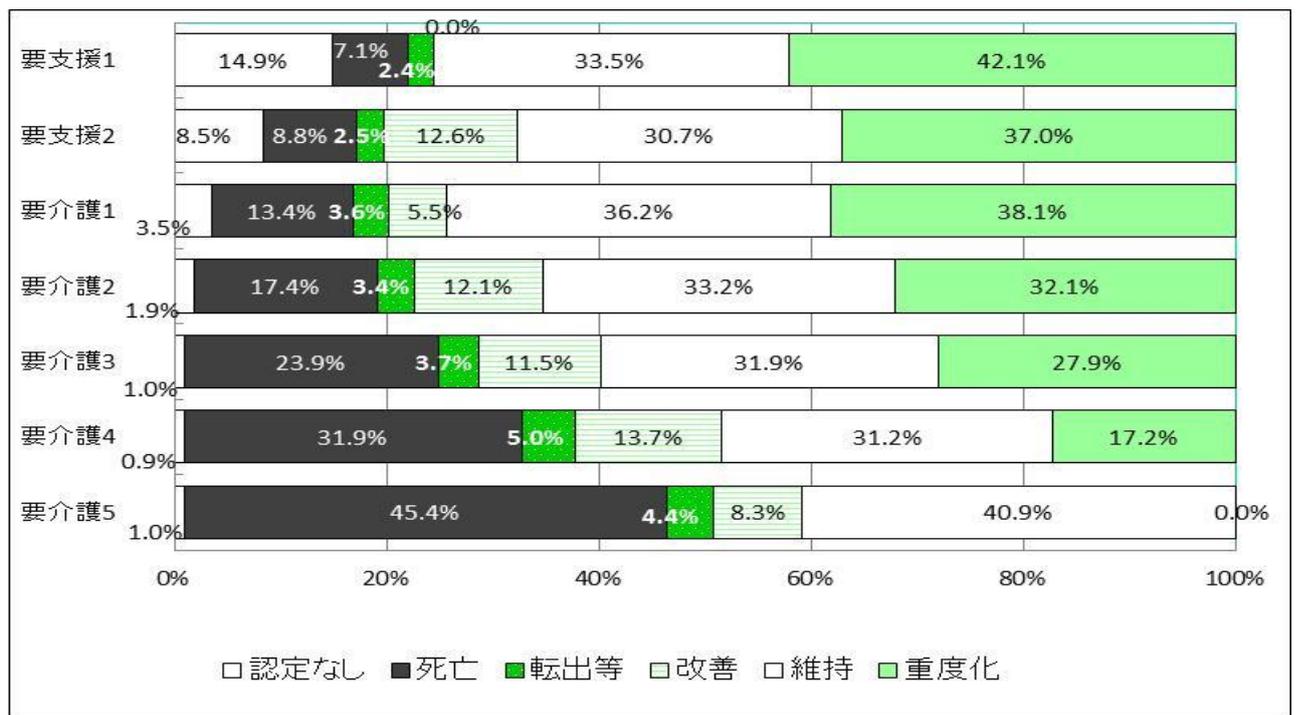
②年齢階層別・要介護度構成比（各年齢階層ごと上位3位までの要介護度を網掛け）

	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
40～64歳	5.8%	10.4%	16.2%	18.1%	25.4%	14.1%	10.2%	16.0%	83.8%	100%
65～69歳	11.1%	12.6%	23.8%	21.6%	19.4%	12.0%	10.9%	12.3%	76.2%	100%
70～74歳	13.9%	12.8%	26.7%	22.1%	18.9%	12.1%	10.8%	9.5%	73.3%	100%
前期高齢者	12.9%	12.7%	25.6%	21.9%	19.1%	12.1%	10.8%	10.6%	74.4%	100%
75～79歳	16.1%	14.6%	30.6%	21.4%	15.9%	12.0%	10.7%	9.4%	69.4%	100%
80～84歳	17.0%	15.0%	32.0%	21.8%	16.5%	11.7%	10.1%	7.9%	68.0%	100%
85～89歳	13.8%	12.1%	25.9%	20.9%	18.1%	13.4%	11.9%	9.8%	74.1%	100%
90歳以上	7.1%	7.6%	14.7%	17.1%	18.6%	16.9%	17.2%	15.4%	85.3%	100%
後期高齢者	13.0%	11.9%	24.9%	20.1%	17.5%	13.8%	12.8%	10.9%	75.1%	100%
合計	12.8%	11.9%	24.8%	20.2%	17.8%	13.6%	12.6%	11.0%	75.2%	100%



【参考】-③ 要介護・要支援認定者の2年後の状況(26年度末から28年度末の変化)

		平成28年度末 (単位:人)					
		更新なし			更新結果		
		認定なし	死亡	転出等	改善	維持	重度化
平成26年度末	要支援1	5,511	819	394	131	1,847	2,320
	要支援2	4,659	395	408	116	586	1,428
	要介護1	7,273	257	974	240	399	2,634
	要介護2	6,520	121	1,132	219	792	2,164
	要介護3	5,002	52	1,194	187	575	1,596
	要介護4	4,628	43	1,476	233	635	1,446
	要介護5	4,296	44	1,949	188	358	1,757
	計	37,889	1,731	7,527	1,314	3,345	12,872



【参考】更新した方の要介護度の変化

		平成28年度末 (単位:人)						改善	維持	重度化
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			
平成26年度末	要支援1	1,847	1,004	647	327	169	121	52	1,847	2,320
	要支援2	586	1,428	848	451	199	147	81	586	1,726
	要介護1	127	272	2,634	1,507	636	412	214	399	2,769
	要介護2	41	78	673	2,164	1,172	612	308	792	2,092
	要介護3	7	20	151	397	1,596	994	404	575	1,398
	要介護4	12	13	83	180	347	1,446	795	635	1,446
	要介護5	0	5	12	37	79	225	1,757	358	1,757
	計	2,620	2,820	5,048	5,063	4,198	3,957	3,611	3,345	12,872

←改善 維持 重度化→

※認定者の状況について、区の独自集計により集計

(2) サービス利用者数 作成中

(3) 給付実績 (介護給付と予防給付の合計)

	第5期			第6期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
					(A)	
居宅サービス	訪問介護	7,070,319	7,180,703	7,336,558	7,467,215	7,335,621
	訪問入浴介護	638,323	603,663	574,783	534,814	489,881
	訪問看護	1,875,527	2,022,740	2,217,328	2,424,330	2,730,637
	訪問リハビリテーション	225,256	237,963	246,108	227,188	251,419
	居宅療養管理指導	867,734	1,006,126	1,158,003	1,249,119	1,345,166
	通所介護	6,719,501	7,510,721	8,262,096	8,506,936	5,735,937
	通所リハビリテーション	711,874	753,129	752,275	752,761	772,881
	短期入所生活介護	952,819	1,008,905	1,018,935	969,937	1,001,752
	短期入所療養介護	128,149	127,733	137,986	135,132	143,493
	特定施設入居者生活介護	7,517,042	8,073,899	8,563,927	8,622,189	8,647,703
	福祉用具貸与	1,552,254	1,641,720	1,714,565	1,785,627	1,877,242
	特定福祉用具販売	90,812	87,091	88,320	92,683	91,230
	住宅改修	279,520	260,782	258,695	269,909	237,065
	居宅介護支援・介護予防支援	2,620,024	2,784,500	2,930,025	3,161,061	3,202,893
合計	31,249,155	33,299,675	35,259,604	36,198,901	33,862,920	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52,876	193,238	246,335	307,238	294,305
	夜間対応型訪問介護	109,379	98,614	71,603	65,958	56,886
	地域密着型通所介護					2,552,814
	認知症対応型通所介護	685,783	697,739	692,390	641,808	654,795
	小規模多機能型居宅介護	154,093	269,641	350,056	406,674	454,397
	認知症対応型共同生活介護	1,340,548	1,707,235	2,060,040	2,269,518	2,367,237
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	0	0	9,544	6,917	6,427
合計	2,342,679	2,966,467	3,429,968	3,698,624	6,390,847	
施設サービス	介護老人福祉施設	6,106,635	6,124,416	6,213,999	6,519,719	6,538,572
	介護老人保健施設	3,742,637	3,889,696	4,033,025	3,904,675	3,879,277
	介護療養型医療施設	1,948,738	1,811,900	1,711,394	1,476,946	1,349,084
合計	11,798,010	11,826,012	11,958,418	11,901,340	11,766,933	
総給付費(実績値)	45,389,844	48,092,155	50,647,990	51,798,865	52,020,700	
総給付費(計画値)	45,465,006	48,212,088	51,046,432	54,334,830	55,908,404	
対計画値 乖離額	-75,162	-119,933	-398,442	-2,536	-3,888	
対計画値 乖離率	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-4.7%	-7.0%	

※介護保険事業状況報告より作成。(東日本大震災による臨時特例補助金を含む。)

※給付費(千円未満四捨五入)、構成比は四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合がある。

3 日常生活圏域（まちづくりセンター単位）の状況

（１）高齢者の状況

（平成 29 年 4 月 1 日）

地域	まちづくりセンター	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)	高齢者がいる世帯数	高齢者がいる世帯			高齢者がいる世帯率 (%)	うち高齢単身・高のみ世帯率
								高齢単身世帯数	高齢者のみ世帯数	その他高齢者がいる世帯		
世田谷	池尻	1.186	23,528	4,124	17.53	13,971	3,061	1,429	718	914	21.91	15.37
	太子堂	1.048	23,635	4,120	17.43	14,934	3,091	1,444	679	968	20.70	14.22
	若林	1.165	26,900	4,993	18.56	15,801	3,743	1,774	811	1,158	23.69	16.36
	上町	2.564	51,362	10,198	19.86	26,009	7,444	3,222	1,907	2,315	28.62	19.72
	経堂	2.918	49,425	10,339	20.92	26,762	7,582	3,391	1,942	2,249	28.33	19.93
	下馬	2.079	42,631	8,951	21.00	22,920	6,576	2,851	1,627	2,098	28.69	19.54
	上馬	1.364	28,180	5,163	18.32	16,439	3,820	1,731	897	1,192	23.24	15.99
		12.324	245,661	47,888	19.49	136,836	35,317	15,842	8,581	10,894	25.81	17.85
北沢	梅丘	1.604	27,529	5,715	20.76	15,511	4,147	1,808	1,005	1,334	26.74	18.14
	代沢	1.025	17,227	3,556	20.64	9,557	2,549	1,038	642	869	26.67	17.58
	新代田	1.419	24,978	4,844	19.39	15,388	3,515	1,514	907	1,094	22.84	15.73
	北沢	0.979	18,232	3,836	21.04	11,416	2,851	1,367	653	831	24.97	17.69
	松原	1.502	29,084	5,756	19.79	17,282	4,230	1,915	1,046	1,269	24.48	17.13
	松沢	2.123	33,305	6,859	20.59	17,614	4,993	2,131	1,301	1,561	28.35	19.48
		8.652	150,355	30,566	20.33	86,768	22,285	9,773	5,554	6,958	25.68	17.66
玉川	奥沢	1.206	22,040	5,110	23.19	11,370	3,694	1,565	984	1,145	32.49	22.42
	九品仏	1.244	17,240	3,850	22.33	9,383	2,775	1,174	723	878	29.57	20.22
	等々力	2.882	38,648	7,667	19.84	18,946	5,569	2,319	1,458	1,792	29.39	19.94
	上野毛	2.537	32,405	6,681	20.62	15,509	4,808	1,973	1,289	1,546	31.00	21.03
	用賀	4.521	63,339	11,991	18.93	31,442	8,775	3,867	2,239	2,669	27.91	19.42
	深沢	3.419	48,140	9,424	19.58	23,408	6,837	2,794	1,802	2,241	29.21	19.63
		15.809	221,812	44,723	20.16	110,058	32,458	13,692	8,495	10,271	29.49	20.16
砧	祖師谷	1.669	26,272	6,245	23.77	12,955	4,549	1,990	1,208	1,351	35.11	24.69
	成城	2.261	23,024	5,716	24.83	10,224	4,083	1,629	1,141	1,313	39.94	27.09
	船橋	1.873	37,797	6,946	18.38	17,729	5,179	2,393	1,246	1,540	29.21	20.53
	喜多見	3.973	32,202	6,196	19.24	14,977	4,504	1,885	1,139	1,480	30.07	20.19
	砧	3.773	41,133	7,964	19.36	19,344	5,765	2,422	1,520	1,823	29.80	20.38
		13.549	160,428	33,067	20.61	75,229	24,080	10,319	6,254	7,507	32.01	22.03
烏山	上北沢	1.716	24,404	5,346	21.91	13,559	3,978	1,888	1,000	1,090	29.34	21.30
	上祖師谷	2.162	30,674	5,773	18.82	14,705	4,172	1,697	1,094	1,381	28.37	18.98
	烏山	3.837	62,723	13,189	21.03	33,424	9,658	4,265	2,474	2,919	28.90	20.16
		7.715	117,801	24,308	20.63	61,688	17,808	7,850	4,568	5,390	28.87	20.13
合計	58.049	896,057	180,552	20.15	470,579	131,948	57,476	33,452	41,020	28.04	19.32	

人口、世帯数は住民基本台帳

高齢者がいる世帯数は、保健福祉総合情報システム

(2) 要介護認定者の状況

(平成29年3月31日) (単位:人)

総合支所	まちづくりセンター	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	認定者数合計	うち1号被保険者	
												認定者数	認定率
世田谷	池尻	136	119	255	162	138	112	106	83	601	856	844	20.5%
	太子堂	94	100	194	184	152	107	97	73	613	807	786	19.1%
	若林	133	128	261	216	171	126	122	96	731	992	970	19.4%
	上町	291	282	573	420	357	233	237	205	1,452	2,025	1,988	19.5%
	経堂	293	275	568	431	376	267	248	219	1,541	2,109	2,075	20.1%
	下馬	221	205	426	361	323	242	211	183	1,320	1,746	1,717	19.2%
	上馬	129	149	278	177	181	127	135	102	722	1,000	986	19.1%
		1,297	1,258	2,555	1,951	1,698	1,214	1,156	961	6,980	9,535	9,366	19.6%
北沢	梅丘	139	154	293	243	247	168	127	133	918	1,211	1,185	20.7%
	代沢	106	99	205	160	137	102	76	82	557	762	752	21.1%
	新代田	125	126	251	217	181	141	105	100	744	995	979	20.2%
	北沢	134	111	245	178	163	120	114	126	701	946	922	24.0%
	松原	150	150	300	240	251	163	124	135	913	1,213	1,195	20.8%
	松沢	180	192	372	303	299	191	180	141	1,114	1,486	1,462	21.3%
		834	832	1,666	1,341	1,278	885	726	717	4,947	6,613	6,495	21.2%
玉川	奥沢	113	145	258	191	193	140	145	129	798	1,056	1,037	20.3%
	九品仏	91	83	174	158	134	82	101	107	582	756	741	19.2%
	等々力	237	171	408	253	242	197	176	159	1,027	1,435	1,401	18.3%
	上野毛	212	160	372	273	216	148	167	131	935	1,307	1,284	19.2%
	用賀	280	283	563	441	398	312	265	258	1,674	2,237	2,185	18.2%
	深沢	314	224	538	353	262	222	217	181	1,235	1,773	1,747	18.5%
		1,247	1,066	2,313	1,669	1,445	1,101	1,071	965	6,251	8,564	8,395	18.8%
砧	祖師谷	146	166	312	313	260	209	156	113	1,051	1,363	1,339	21.4%
	成城	135	129	264	221	239	199	161	142	962	1,226	1,201	21.0%
	船橋	128	169	297	286	276	188	177	163	1,090	1,387	1,356	19.5%
	喜多見	90	157	247	244	251	178	190	143	1,006	1,253	1,225	19.8%
	砧	157	162	319	308	288	239	196	163	1,194	1,513	1,473	18.5%
	656	783	1,439	1,372	1,314	1,013	880	724	5,303	6,742	6,594	19.9%	
烏山	上北沢	152	118	270	264	176	132	140	116	828	1,098	1,085	20.3%
	上祖師谷	175	119	294	258	182	153	140	138	871	1,165	1,139	19.7%
	烏山	441	292	733	597	386	358	318	231	1,890	2,623	2,564	19.4%
		768	529	1,297	1,119	744	643	598	485	3,589	4,886	4,788	19.7%
住所地特例	86	72	158	237	293	332	355	317	1,534	1,692	1,683	-	
合計	4,888	4,540	9,428	7,689	6,772	5,188	4,786	4,169	28,604	38,032	37,321	-	

※日常生活圏域別の認定者数は区内在住者のみ。区外在住の要介護認定者は、住所地特例に記載。

(3) 介護保険サービス、地域密着型サービスの状況 (平成29年3月31日)

(4) 介護保険施設、医療施設等の状況 (平成29年3月31日)

(5) 支えあい活動等の状況 (平成29年4月1日)

作成中

4 高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の結果（抜粋）

I 調査概要

1. 調査目的

本調査は、世田谷区にお住いの高齢者の皆様や、居宅介護サービス利用者の皆様の状況および、世田谷区内に所在している介護事業者の事業運営等の実態を把握・分析し、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた検討の基礎資料とするものです。

2. 調査対象

A 65歳以上で、介護保険要介護認定者を除いた6,000人

B 第1号被保険者のうち、在宅の要介護認定者 2,700人

C 第2号被保険者のうち、在宅の要介護認定者 100人

(Aは性別、年齢階層別、日常生活圏域別の人数比、B・Cは要介護度別、性別、年齢階層別の被保険者の人数比に合わせて無作為抽出。)

D 区内の介護保険サービス事業所 1,077ヶ所

(平成28年10月28日時点で、区が把握している区内の介護サービス事業所のうち、P.13に掲載したサービスを提供する全事業所を対象に実施。)

※以下、それぞれ「A調査」、「B調査」、「C調査」、「D調査」と表記しています。

3. 調査期間

平成28年12月1日（木）から12月22日（木）まで

4. 調査方法

郵送による調査票配付・回収

5. 回答結果

図表 回答結果

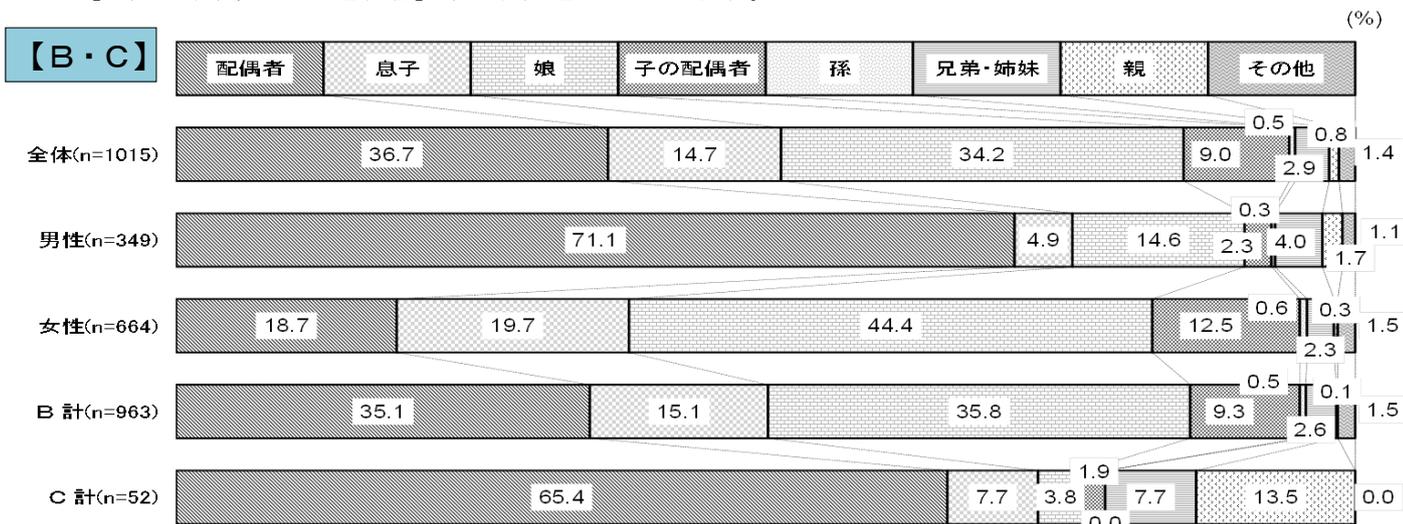
対象の区分		配付数	有効回答数	有効回答率
区民	A 65歳以上で、介護保険要介護認定者を除いた人	6,000	4,242	70.7%
	B 第1号被保険者のうち、在宅の要介護認定者	2,700	1,785	66.1%
	C 第2号被保険者のうち、在宅の要介護認定者	100	71	71.0%
事業所	D 介護保険サービス事業所	1,077	647	60.1%

Ⅱ 【区民対象調査】 調査結果（抜粋）

主な介護者の状況

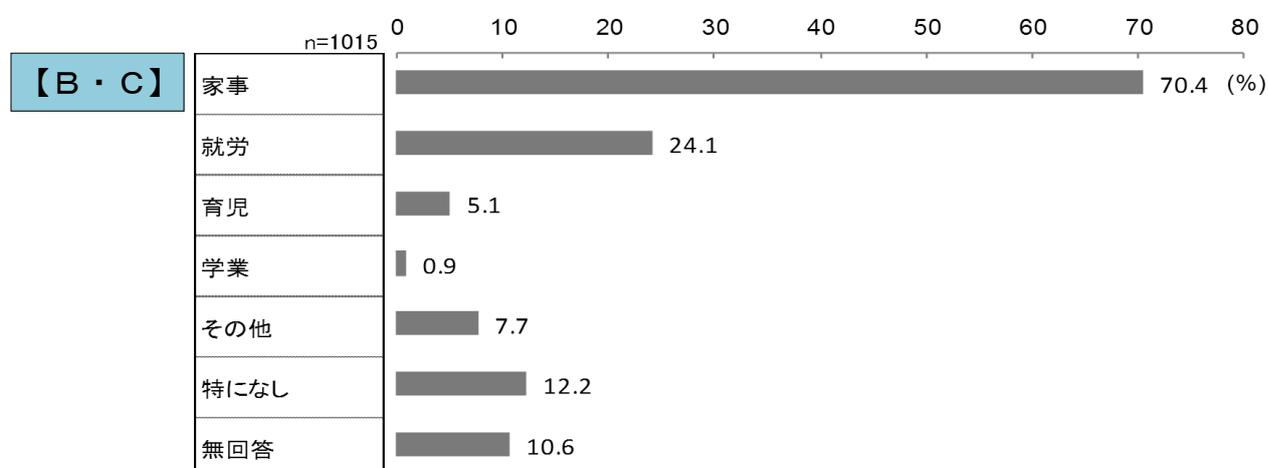
【B・C】付問 20-1 ご本人からみた、主な介護者の続柄（1つに○）

家族介護者のうち、主となっている（1人目の）介護者の状況について分析したところ、B調査・C調査では、1人目の介護者は「配偶者」が36.7%と最も高く、次いで「娘」（34.2%）、「息子」（14.7%）、「子の配偶者」（9.0%）となっています。



【B・C】付問 20-1 主な介護者について：介護以外に行っていること（あてはまるものすべてに○）

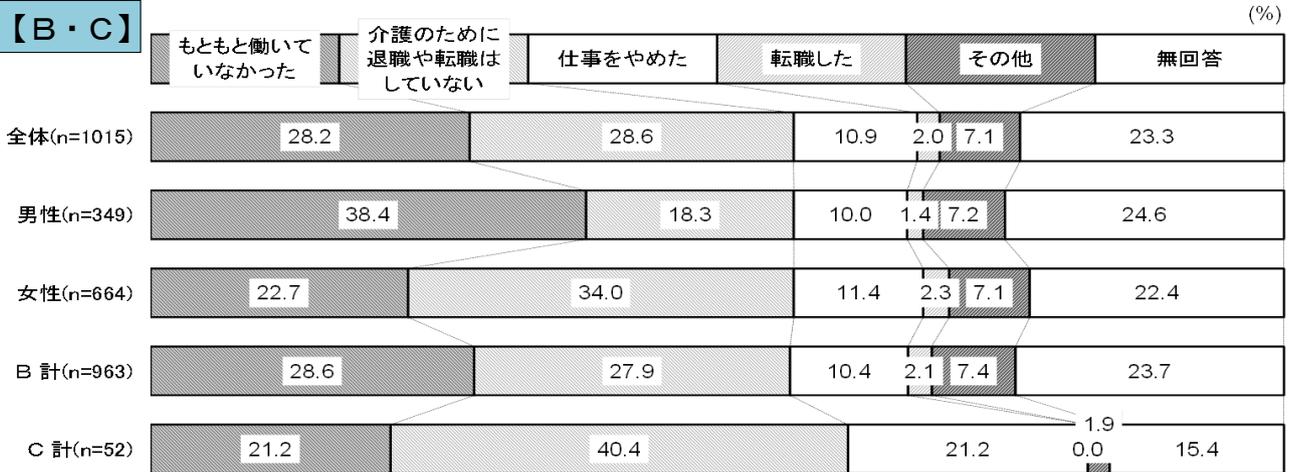
主な介護者が介護以外に行っていることとしては、「家事」が70.4%と最も高く、次いで「就労」（24.1%）、「育児」（5.1%）となっており、「学業」も0.9%の回答がありました。



【B・C】付問 20-1 主な介護者について：介護を主な理由とした退職や転職（1つに○）

主な介護者が、介護を理由とした退職や転職をしたかについては、「もともと働いていなかった」が 28.2%、「介護のために退職や転職はしていない」が 28.6%である一方、「仕事をやめた」は 10.9%、「転職した」は 2.0%となっています。

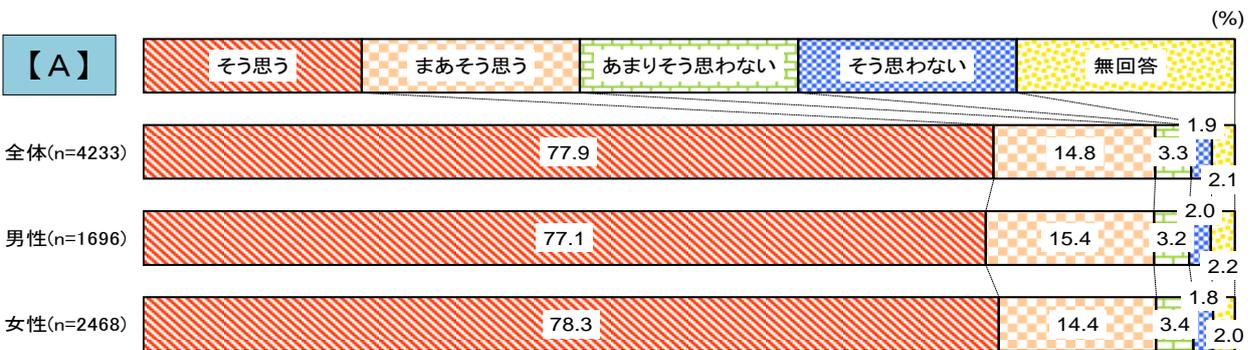
【B・C】



住まい

【A】問 22 【B・C】問 10 今後も、現在住んでいる地域に住み続けたいですか。（1つに○）

A調査に関しては、「そう思う」が 77.9%、「まあそう思う」が 14.8%、B調査・C調査では、「そう思う」が 74.6%、「まあそう思う」が 13.7%となっており、いずれの調査でも、約9割の人は現在住んでいる地域に今後も住みたいと考えていることがわかります。

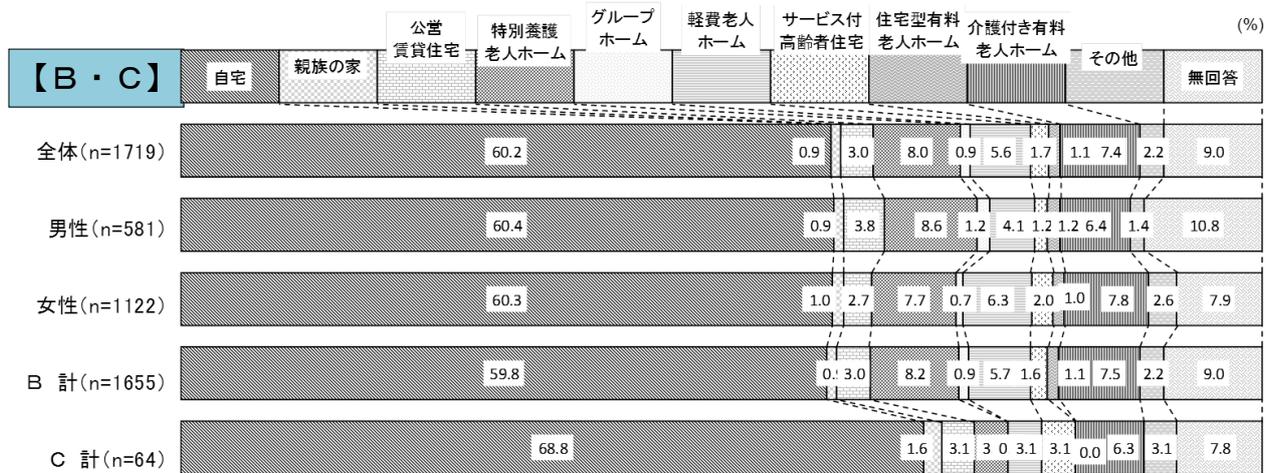
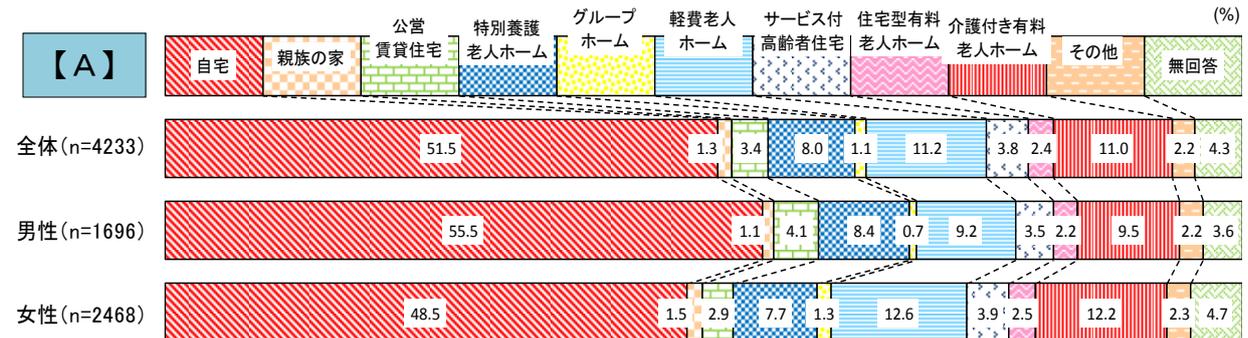


【A】問 24 今後、介護が必要になった場合、どこで生活したいですか。(1つに○)

【B・C】問 12 今後、どこで介護を受けたいとお考えですか。(1つに○)

A調査において、介護が必要になった場合に希望する居住の場をたずねたところ、「自宅」をあげた人がほぼ半数の51.5%となっています。「軽費老人ホーム」(11.2%)、「介護付有料老人ホーム」(11.0%)、「特別養護老人ホーム」(8.0%)はそれぞれほぼ1割です。

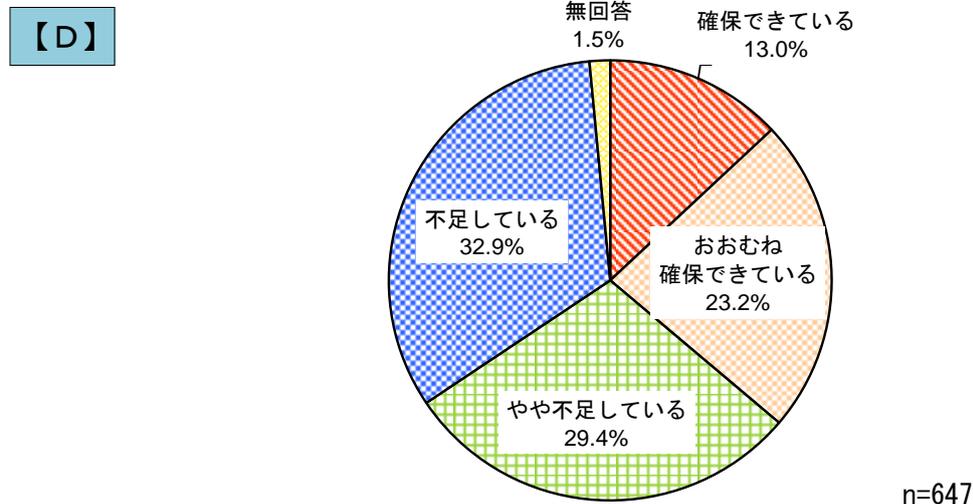
B調査・C調査では、「自宅」をあげた人が60.2%とA調査に比べ高くなっています。「特別養護老人ホーム」は8.0%、「介護付有料老人ホーム」は7.4%、「軽費老人ホーム」は5.6%となっています。



Ⅲ 【介護事業者対象調査】 調査結果（抜粋）

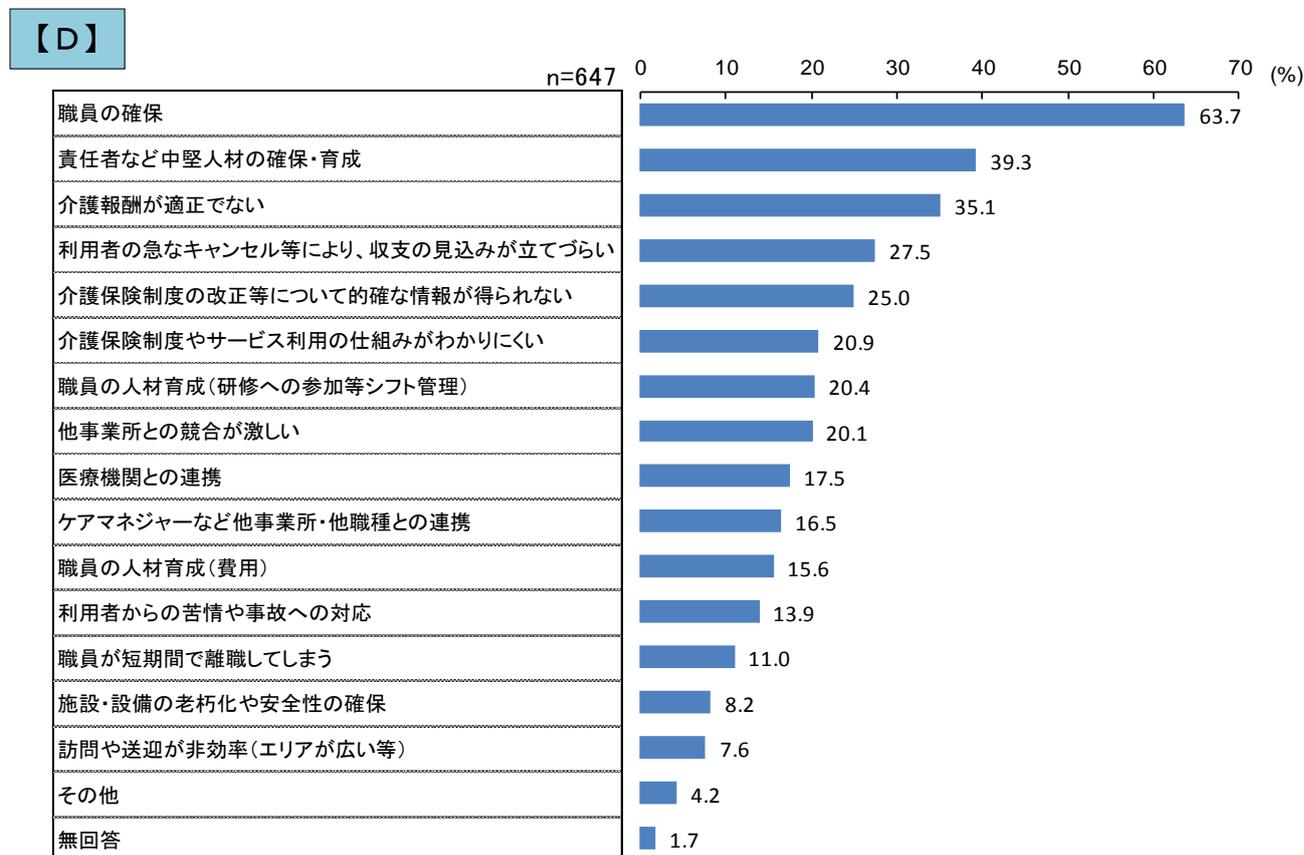
【D】問 19 人材確保の状況についてあてはまるものをお答えください。（1つに○）

人材確保の状況は、「確保できている」と「おおむね確保できている」を合わせた、人材が確保できている事業所の割合が 36.2%となっており、「不足している」と「やや不足している」を合わせた、人材が不足している事業所の割合は 62.3%となっています。



【D】問 22 事業所を運営する上での課題は何ですか。（5つまで○）

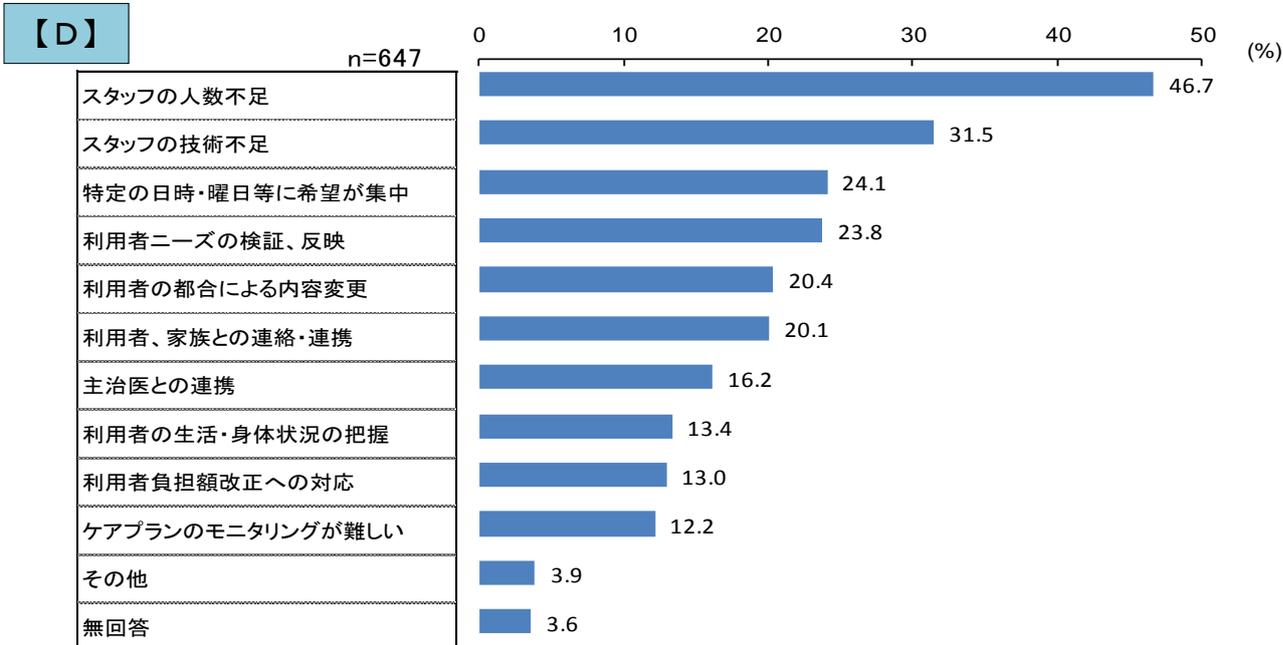
事業所を運営する上での課題は、「職員の確保」が 63.7%と最も高く、次いで「責任者など中堅人材の確保・育成」(39.3%)、「介護報酬が適正でない」(35.1%)となっています。



利用者への対応等

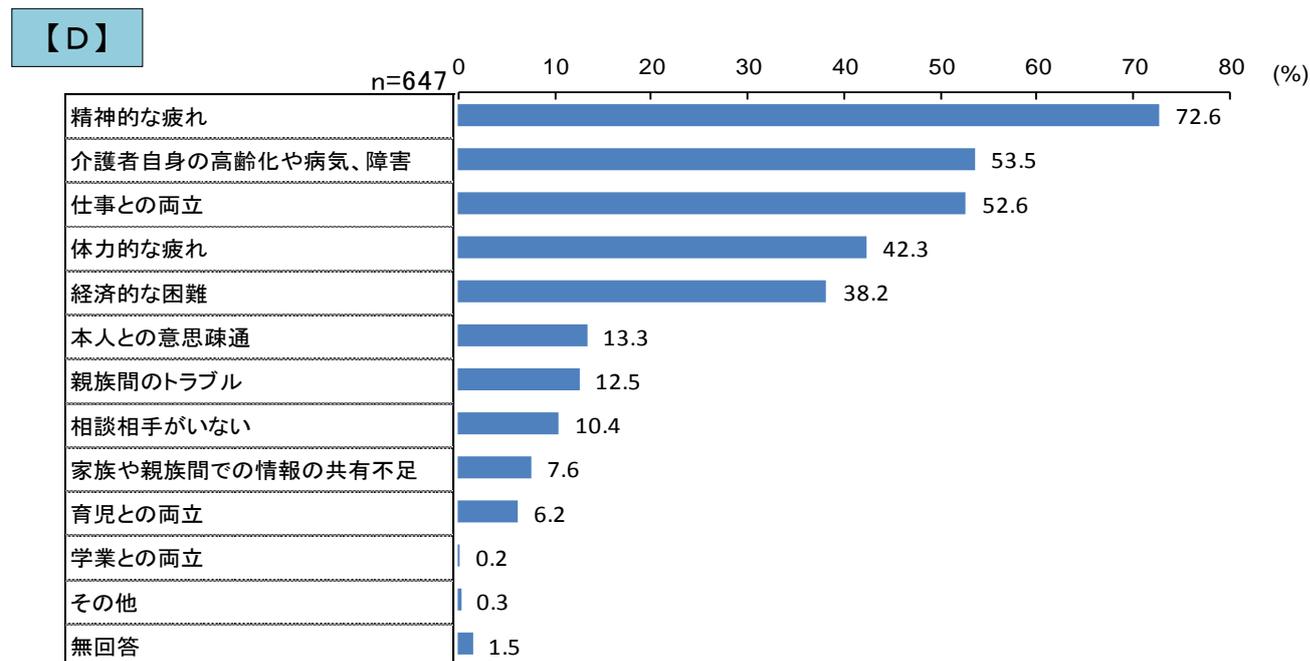
【D】問 23 サービス提供における課題は何ですか。(3つまで○)

サービス提供における課題は、「スタッフの人数不足」が46.7%と最も高く、次いで「スタッフの技術不足」(31.5%)、「特定の日時・曜日等に希望が集中」(24.1%)、「利用者ニーズの検証、反映」(23.8%)となっています。



【D】問 28 家族等の介護者は主にどのような問題を抱えていると捉えていますか。(3つまで○)

事業所が家族等の介護者が抱えていると考える問題は、「精神的な疲れ」が72.6%と最も高く、次いで「介護者自身の高齢化や病気、障害」(53.5%)、「仕事との両立」(52.6%)となっています。



5 医療と介護のデータ分析

計画案において掲載

6 用語解説等

計画案において掲載